



くらしの中に

総務省

地域力創造に関する施策説明会 【1日目】資料

令和7年5月

総務省地域力創造グループの R7新規・拡充事業のポイントについて

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

国家行政のマネジメント、国・地方の総合的な統治機構改革、
経済成長の要となる情報通信産業の育成を通じて、新時代の日本を創成



- ◆ 国社会経済の変化に対応した国家行政のマネジメント
- ◆ 政策のPDCAを構築する政策評価
- ◆ 労働生産性を高める業務改革
- ◆ 社会の情報基盤としての公的統計の整備



- ◆ 地方自治制度の設計
- ◆ 地域力の創造
- ◆ 地方税財政改革
- ◆ 消防防災・救急救助の体制強化



- ◆ 世界最先端の情報通信基盤の整備
- ◆ 国民生活を豊かにする情報通信の利活用促進
- ◆ 情報通信産業の国際競争力強化
- ◆ サイバーセキュリティの確保

地域力創造グループの施策の全体像

組織の使命： 活力ある持続可能な地域をつくり、誇りを持って住民が暮らせる社会を実現する

政策の視点： 人の流れの創出
地域経済循環の拡大と雇用の確保
地域の暮らしを守る

職員の行為規範： 若者・女性、民間企業、自治体等のユーザー目線に立って施策を届ける
民間企業、自治体、関係府省等と協働する
多様な主体との連携、デジタル技術の活用など新たな視点を率先して取り入れる

人の流れの創出

・地域おこし協力隊・プロジェクトマネージャー
都市から条件不利地域に住民票を異動し、
地域協力活動に従事
R6 7,910人(過去最高)→R8目標 10,000人

・地域活性化起業人
三大都市圏に所在する企業等の社員が自治体と
協働で地域活性化の業務に従事
R6 390社、871人(過去最高)

・移住・定住
移住相談件数 R4 約37万件(過去最高)

・二地域居住・関係人口
サテライトオフィス、ふるさとワーキングホリデー
こども農山漁村交流 等

地域経済循環の拡大と雇用の確保

・ローカルスタートアップ
地域の資源と資金を活用した新規事業を支援
R5 23件→R6.8月 60件

※地域おこし協力隊、地域活性化起業人
による新規事業創出も積極的に推進
協力隊の起業割合 R6 46%

・事業承継等人材マッチング支援事業
地域の担い手となる人材と地域の企業等との効果
的なマッチングを支援

・特定地域づくり事業協同組合
地域の仕事を組み合わせることで雇用を創出
R6.8月 104組合

地域の暮らしを守る

・定住自立圏
市町村間の連携・協力により、圏域全体で必要な
生活機能を確保、定住を促進

・地域運営組織
地域内の様々な主体が参画し、地域課題の解決
に向けた取組を持続的に実践する組織
R6 8,913組織

・集落支援員
集落対策の推進に関するノウハウを有する人材が、
住民同士の話し合い、具体的な取組をサポート
R6 専任2,645人 兼任3,022人

・過疎対策
過疎法に基づき過疎地域を支援

デジタルの活用 多様な人材の活躍

・自治体DX推進計画 ・DX推進体制 ・デジタル人材の確保 ・地域社会のデジタル化参考事例集
・地域力創造アドバイザー

総務省の地域力創造施策の新規・拡充事業について

- **人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環、自治体DXに関する施策を強化**
- **特に『地域の担い手』としての潜在力が高い『女性、若者、シニア、外国人、副業人材』へのアプローチ強化**

1 地方への人の流れの創出・拡大

① 二地域居住・関係人口

- ・二地域居住促進法の成立（R6.5月）を踏まえ、自治体の**二地域居住・関係人口**の取組に係る特別交付税措置を創設【新規】

② 地域活性化起業人

- ・企業退職後の**シニア層**の活用も可能とする「**地域活性化シニア起業人**」を創設【新規】
- ・三大都市圏外の政令市等に所在する企業へ対象拡大
- ・マッチングプラットフォームの構築【国費】

③ 地域おこし協力隊

- ・**若者**（20～30代が隊員の7割）をメインターゲットとして、**女性、シニア、外国人向け**の戦略的広報強化【国費】
- ・隊員の募集・活動に関する特別交付税措置を拡充
- ・JET（語学指導等を行う外国青年招致事業）終了者が同じ地域で地域おこし協力隊になれるよう地域要件を緩和

④ ふるさとミライカレッジ

- ・**女性・若者**に魅力的な地域づくり、**地域おこし協力隊等**の**担い手の裾野拡大**のため、**大学と地域が連携**した課題解決プロジェクトに関する**特別交付税措置**を創設【新規】
- ・モデル事業、マッチングプラットフォームの構築【国費】

2 地域経済の好循環による付加価値の創造

① 事業承継等人材マッチング

- ・事業承継人材、都市部の**副業人材、若者・女性・シニア・外国人等**の地域内外の人材と**地域企業とのマッチング**に係る特別交付税措置を創設【新規】
- ・事業承継等の地域ネットワークづくりを推進【国費】

② ローカル10,000プロジェクト

- ・創業・第二創業等への**支援件数拡大**。**重点支援**（補助率1/2→3/4にかさ上げ）の対象に従来の「デジタル」「脱炭素」に加えて「**女性・若者活躍**」追加【国費】
- ・創業等の地域ネットワークづくりを推進【国費】

③ 特定地域づくり事業協同組合

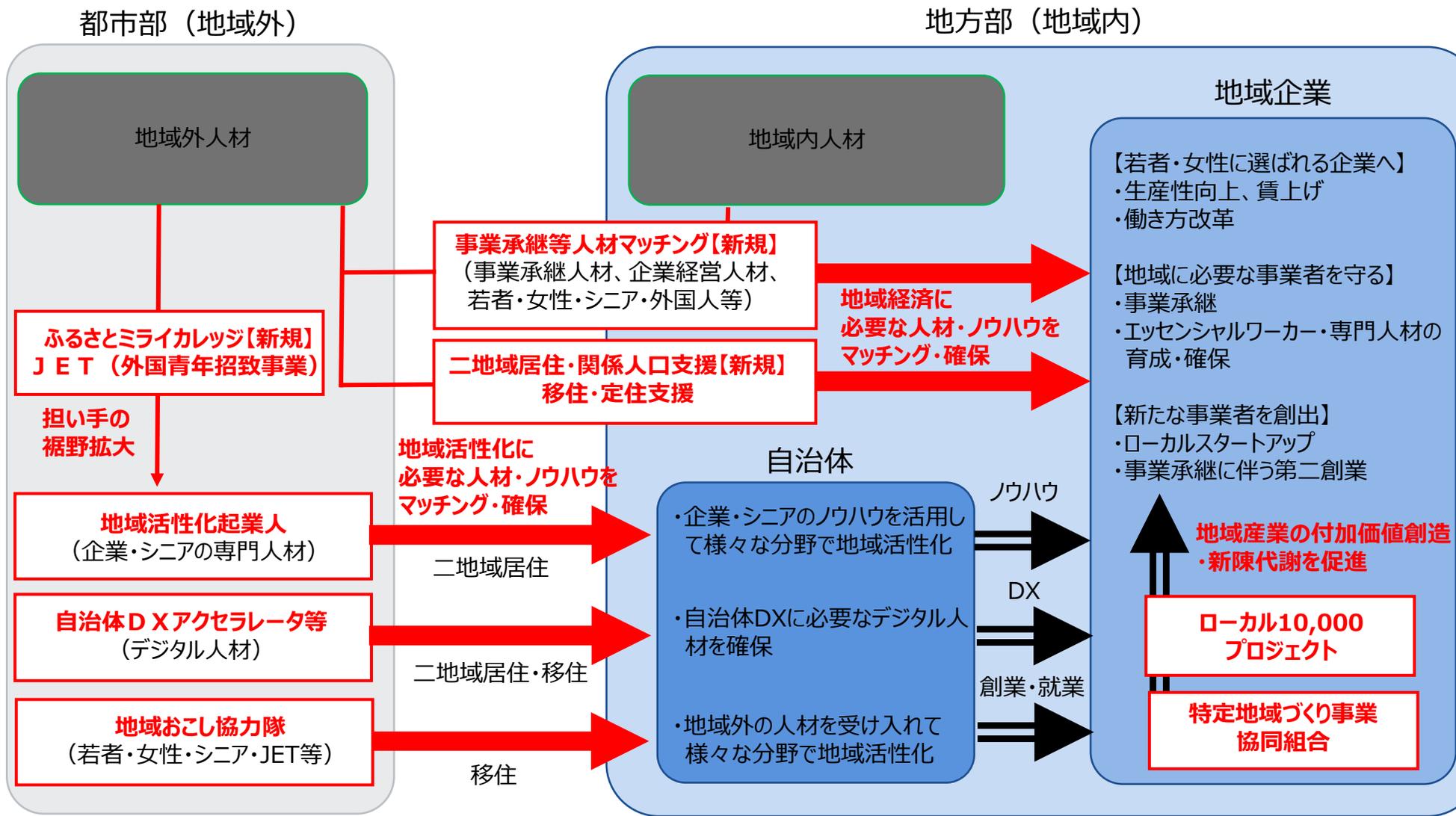
- ・**中小企業関係団体との連携**による設立支援を強化
- ・地域おこし協力隊任期後の受け皿、**女性、若者、シニア等**の定着につなげるよう各施策と連携

3 自治体DXの推進（デジタル人材確保）

- ・市町村の求める人材プール機能を都道府県が**確保**できるよう、**地方交付税措置**を拡充
- ・都道府県の人材確保を支援するため外部専門人材・協力企業リストの拡充、自治体と企業等をコーディネート、アクセラレータの任命【国費】

地域活性化・地域経済に必要な人材・ノウハウの地方への流れの創出・拡大

- 『地域の担い手』としての潜在力が高い『女性、若者、シニア、外国人、副業人材』へのアプローチ強化



令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案 地域力創造グループ施策

令和6年度補正予算額 28.9 (億円)

令和7年度当初予算額 22.1 (億円)

	(R6補正予算額) (R7当初予算額)	
1. 地域おこし協力隊等の充実	1.5	2.5
【主な経費】 地域おこし協力隊の推進に要する経費 2.5億円 [令和6年度補正予算 1.5億円]		
2. 地域活性化起業人のマッチング支援	1.0	
【主な経費】 地域活性化起業人制度推進調査費 [令和6年度補正予算 1.0億円]		
3. 大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトの支援	2.8	
【主な経費】 大学等連携地域課題解決プロジェクト経費 [令和6年度補正予算 2.8億円]		
4. 関係人口の創出・拡大		0.6
【主な経費】 二地域居住・関係人口を活用した地域の担い手確保事業 0.1億円 ふるさとワーキングホリデー推進事業 0.3億円 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 0.2億円		
5. ローカル10,000プロジェクト等の推進	21.1	6.2
【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金 6.2億円 [令和6年度補正予算 21.1億円]		
6. 特定地域づくり事業協同組合制度		
【主な経費】 特定地域づくり事業推進費 5.6億円 (内閣府予算計上)		
7. 過疎対策の推進		8.0
【主な経費】 過疎地域持続的発展支援交付金 8.0億円		
8. 人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業	0.5	
【主な経費】 人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業 [令和6年度補正予算 0.5億円]		
9. 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト	2.0	
【主な経費】 都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト [令和6年度補正予算 2.0億円]		
10. その他予算		4.8
	28.9	22.1

(参考) 地方交付税の活用

地方交付税とは

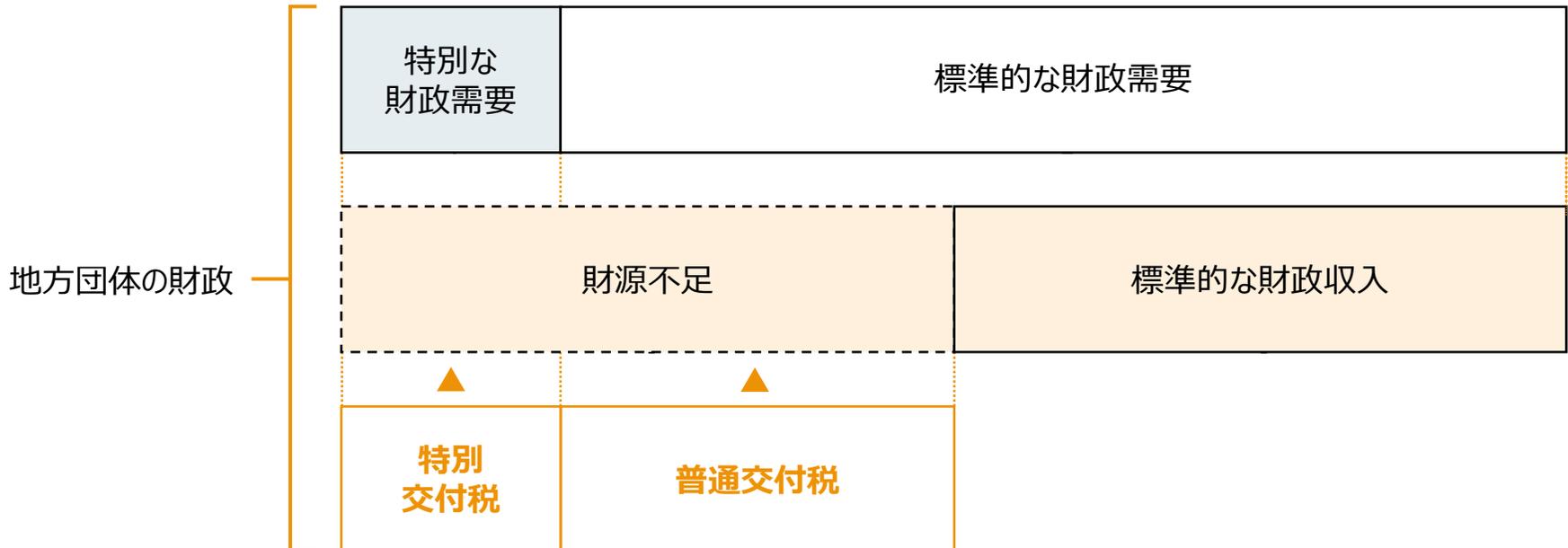
地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体間相互間の過不足を調整、均てん化

普通交付税 = 財源不足団体に対し交付 (R6 : 18兆6,000億円)

特別交付税 = 普通交付税で補足されない特別の財政需要に対し交付 (R 6 : 1兆2,597億円)

(例) 地域医療 (公立病院等)、地域交通 (地方バス・離島航路等)、文化財保存、消防救急関係等

※特別交付税の措置率0.5と記載されている場合、地方自治体への特別交付税の算定において、対象事業費の5割を算定



地方創生2.0の最近の動きについて

内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

地方創生2.0の最近の動きについて

内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
令和7年 5月

I 地方創生2.0の最近の動きについてP03

II 参考資料P14

I 地方創生2.0の最近の動きについて

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0起動の必要性

- 我が国の成長力を維持していくためには、**都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会**を創っていく必要。
- 特に、**人口減少が続く地方を守り、若者・女性にも選ばれる地方(=楽しい地方)、高齢者も含め誰もが安心して住み続けられる地方の構築**は待ったなし。
- 地方創生2.0は、単なる地方の活性化策ではなく、**日本の活力を取り戻す経済政策**であり、**多様性の時代の多様な幸せを実現するための社会政策**であり、我がまちの良さ、楽しさを発見していく営み。
- それぞれの地域の「楽しい」取組が広がっていくよう、**次の10年を見据えた地方創生2.0を今こそ起動し、この国の在り方、文化、教育、社会を変革する大きな流れをつくり出す。**

◆これまでの取組の反省

- 若者・女性からみて「いい仕事」、「魅力的な職場」、「人生を過ごす上での心地よさ、楽しさ」が地方に足りないなど問題の根源に有効にリーチできていなかったのではないか。
- 人口減少がもたらす影響・課題に対する認識が十分に浸透しなかったのではないか。
- 人口減少を前提とした、地域の担い手の育成・確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などへの対応が不十分だったのではないか。
- 産官学金労言の「意見を聞く」とどまり、「議論」に至らず、好事例が普遍化されないなど、地方自らが主体的に考え行動する姿勢や、ステークホルダーが一体となった取組、国の制度面での後押しが不十分だったのではないか。

など

◆地方創生をめぐる情勢の変化

●地方にとって厳しさを増す変化

- ・ 人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、高齢化が進むことで、特に地方では労働供給制約、人手不足が進行。
- ・ 地域間・男女間の賃金格差や、様々な場面にあるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）などにより、若者・女性の地方離れが進行。
- ・ 買物、医療・福祉、交通、教育など日常生活に不可欠なサービスの維持が困難な地域が顕在化、深刻化 など

●地方にとって追い風となる変化

- ・ インバウンドの増加、特に、地方特有の食や景観・自然、文化・芸術、スポーツなどを評価して地方を訪れ、産品・サービスを求める外国人の増加
- ・ リモートワークの普及、NFTを含むWeb3.0などデジタル技術の急速な進化・発展 など

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0を検討していく方向性（1.0との違い）

（基本姿勢）

- 当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。
- そのために、「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」を創る。人手不足が顕著となり、人材や労働力が希少となるがゆえに、教育・人づくりにより人生の選択肢・可能性を最大限引き出すとともに、その選択肢を拡大していく。
- 災害に対して地方を取り残さないよう、都市に加えて、「地方を守る」。そのための事前防災、危機管理に万全を期す。

（社会）

- 「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくることを主眼とする。
- 賃金の上昇、働き方改革による労働生産性の向上、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消など魅力ある働き方・職場づくりを官民連携で進める。
- 児童・生徒や学生が、地方創生の観点から我が町の魅力を再発見し、将来を考え、行動できる能力を重視する教育・人づくりを行う。
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らすことを可能とする、医療・福祉等の生活関連サービス、コミュニティの機能を維持する。

（経済）

- 文化・芸術・スポーツなどこれまでは活かされてこなかった地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出する。
- これまで本格的に取り組んで来なかったDX・GXなどの戦略分野での内外からの大規模投資や、域外からの需要の取り込みを進め、地域の総生産を上昇させる。
- 観光等の地域に密着した産業やサービスを支える教育・人づくりを進める。

（基盤）

- GX・DXインフラの整備を進め、NFTを含むWeb3.0など急速に進化するデジタル・新技術を最大限活用する。
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアし、人・モノ・技術の交流、分野を超えた連携・協働の流れを創る。

（手法・進め方）

- 政策の遂行においては、適切な定量的KPIを設定し、定期的な進捗の検証と改善策を講ずる。

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

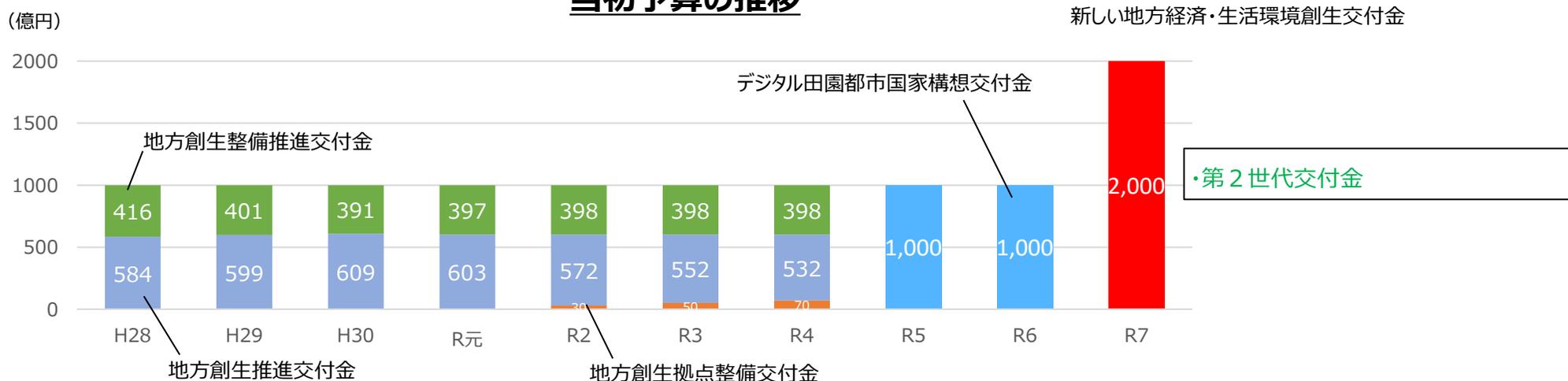
◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

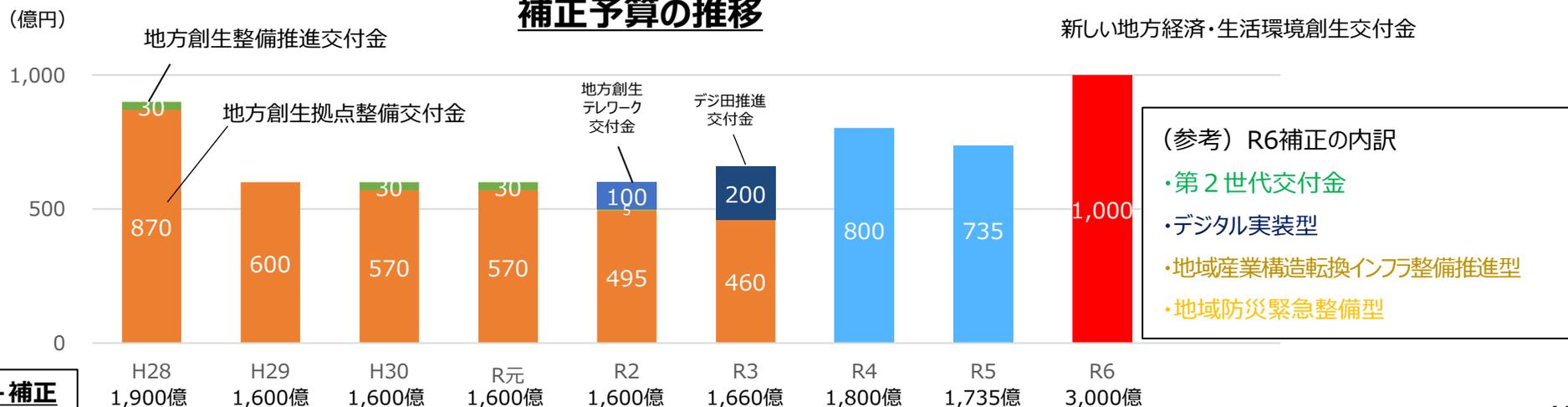
地方創生交付金の推移

- R6補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）」を創設。
- **R7当初：2,000億円／R6補正：1,000億円**（R6当初：1,000億円／R5補正：735億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



当初+補正

H28 1,900億
H29 1,600億
H30 1,600億
R元 1,600億
R2 1,600億
R3 1,660億
R4 1,800億
R5 1,735億
R6 3,000億

新しい地方経済・生活環境創生交付金について

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に
改善するため、地方公共団体
の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における
国家プロジェクトの産業拠点
整備等に必要となる関連イン
フラの整備を機動的かつ追加
的に支援

第2世代交付金の概要

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

今後のスケジュールについて

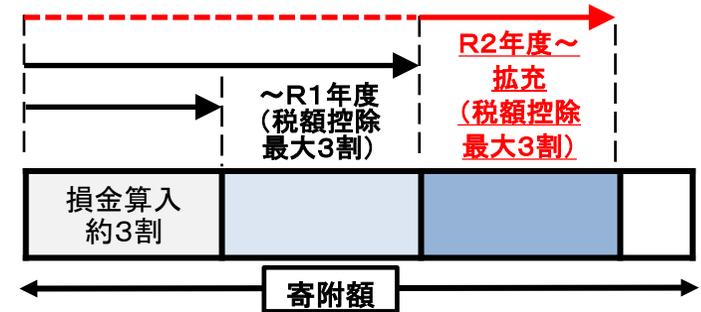
5月中旬 第2回募集の開始（第2世代交付金）

6月中下旬 第2回募集の締切

夏頃 第2回募集の交付決定

現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。
- 令和2年度より、税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっており、各税目ごとの控除上限額は以下のとおり。
 - ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
 - ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
 - ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



要望の背景

- 企業版ふるさと納税は、令和2年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、寄附実績が大幅に増加（令和元年度33.8億円→令和5年度470.0億円）するとともに、本税制を活用したことのある地方公共団体数も平成28年度～令和5年度までの累計で1,536団体になり、多くの団体において活用されている
- また、企業や地方公共団体から本税制の令和7年度以降の延長を求める声が多数寄せられているところ
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」(令和5年12月26日閣議決定)において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金や人材の還流を促進することとしている
- 一方、寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があると認め、認定地域再生計画の取消しを行う事案が生じたため、当該事案及び、実態調査の結果等を踏まえ、必要な改善策について検討

制度の健全な発展を図りつつ、地方創生2.0の趣旨を踏まえ、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れの継続を着実なものとする必要がある

要望結果

制度改善策を講じることを前提に、税額控除の特例措置を3年間(令和9年度まで)延長する

「地方創生伴走支援制度」の創設について - 国の職員による自治体伴走支援

事業概要

- 各府省庁の本省職員が、これまでの職務経験等を活かして副業的※に地方創生に携わり、課題を抱える中小規模の自治体に寄り添った「伴走支援」を実施。
※本省での業務に加え、伴走支援業務に従事する(内閣官房・内閣府の併任)
- 自治体の問題意識を踏まえ、内閣官房(府)において、各府省庁の公募職員(若手～シニア)をマッチングし、「伴走支援チーム」を編成。「定期的なオンライン会議+現地へ足を運ぶ」ことにより、「顔が見え、熱が伝わる」実効性ある支援を展開。

支援イメージ

伴走支援チーム

- 各府省庁公募職員(2～3名)で1チームを編成
- 職員は内閣官房・内閣府に併任する。任期は1年。
- 定期的なオンライン会議と現地訪問により、以下を実施。
 - ・課題の整理、見える化
 - ・課題解決に向けた視点の提示、ゴールの設定
 - ・関連施策や支援制度、窓口・担当者の紹介
 - ・各地の好事例、優良企業や有識者の紹介

内閣官房(府)による後方支援

- ・支援自治体の公募、問題意識の整理・分析
- ・伴走支援チームの編成、自治体とのマッチング
- ・伴走支援チームに対する事前研修
- ・伴走支援内容に関連する府省庁への連絡、情報共有
- ・伴走支援チーム同士の情報や課題の共有

※伴走支援チームの支援状況は都道府県・各省庁・地方支分部局に情報提供

顔が見え、
熱が伝わる支援

4月中に
伴走支援を開始

課題の提示、
支援の希望

市町村



稼げる策を模索中だが、農業や観光、まちなか再生など、効果的な対策が分からない。

集落が点在し、住民の移動手段の確保が課題。日常の買い物も困難になっているが、どこから手を付けたらいいかわからない。

若者や女性の転出が続く中、どうすれば人口減少に歯止めがかけられるのか。

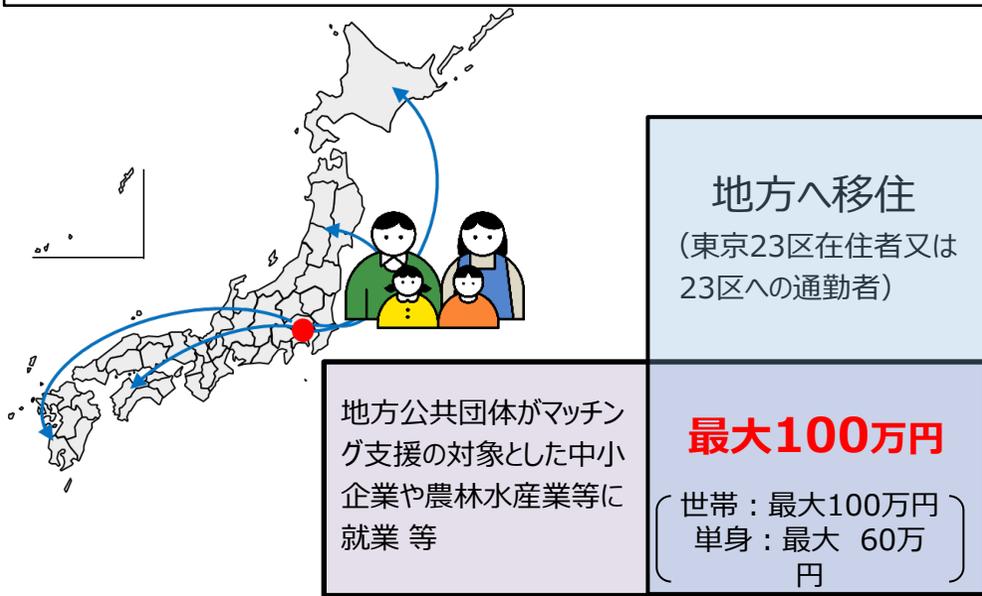
地方創生伴走支援対象自治体一覧(令和7年度)

ブロック	市町村名	ブロック	市町村名	ブロック	市町村名
北海道	北海道森町	中部	富山県黒部市	中国	鳥取県北栄町
	北海道余市町		石川県輪島市		鳥取県八頭町
	北海道美瑛町		石川県珠洲市		島根県美郷町
	北海道天塩町		石川県宝達志水町		岡山県勝央町
	北海道むかわ町		福井県小浜市	四国	香川県琴平町
	北海道鶴居村		長野県岡谷市		愛媛県東温市
東北	岩手県大船渡市		長野県野沢温泉村	九州	福岡県直方市
	岩手県葛巻町		岐阜県美濃市		福岡県小郡市
	宮城県南三陸町		岐阜県瑞浪市		福岡県嘉麻市
	秋田県能代市		静岡県島田市		佐賀県有田町
	山形県河北町		愛知県日進市		長崎県対馬市
	福島県柳津町		愛知県豊根村		熊本県南小国町
関東	茨城県結城市	三重県鳥羽市	熊本県益城町		
	茨城県稲敷市	京都府精華町	大分県津久見市		
	栃木県塩谷町	京都府京丹波町	宮崎県西米良村		
	埼玉県飯能市	大阪府熊取町	鹿児島県鹿屋市		
	埼玉県川島町	兵庫県加西市	鹿児島県長島町		
	千葉県長生村	奈良県吉野町	鹿児島県知名町		
	神奈川県湯河原町	和歌山県那智勝浦町	沖縄		沖縄県今帰仁村
	山梨県市川三郷町				沖縄県与那国町
	山梨県丹波山村				

II 參考資料

地方創生移住支援事業

○地方へのUIターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援。



18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大100万円を加算

デジタル田園都市国家構想総合戦略におけるK P I

■東京圏※¹から地方への移住者 年間10,000人(2027年度)

※上記は本事業(地方創生移住支援事業としてのK P I)

<資金の流れ>

新しい地方経済・生活環境創生交付金の第2世代交付金(移住・起業・就業型)として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川(条件不利地域※²を除く)

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村(政令指定都市を除く)等

事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住し、地域の担い手等として、
 - ①地域の中小企業※³や農林水産業等への就業
 - ②地域課題の解決を目的とした起業※⁴
 - ③テレワークにより移住前の業務を継続※⁵等を実施

※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある

※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

※5 移住先の自治体为本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援の拡充

- 地方創生を推進する交付金により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学等卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。「こども未来戦略」【抜粋・一部省略】（令和5年12月22日閣議決定）

地方創生移住支援事業の拡充（新しい地方経済・生活環境創生交付金の内数） R6.12実施団体数：1,314市町村

- 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業時に地方へUIターンすることを促進するため、
 - ①地方の企業において実施される就職活動等に参加するための交通費への支援【R6拡充】
 - ②実際に地方に移住する際に要した移転費への支援【R7拡充】を可能とすることにより、学生等の経済的負担を軽減する。

地方創生移住支援事業 ※1

(1) 移住支援事業

(2) 地方就職学生支援事業(新設)

(3) マッチング支援事業

※1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、条件不利地域を除き本事業の対象外

対象者

大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等の卒業・修了から1年以内であること。

補助内容

①就職活動等の交通費 1/2 ※在学中（卒業・修了年度）から申請・受給可能
②地方に移住する際に要した移転費
※就職して（企業に加え、農林水産業、家業等を含む）1年以内に申請
※上記①と②は、それぞれの経費毎に申請・受給可能
※本事業の対象となる就職活動等の期間や申請受付開始時期は、特に定めなし

主な要件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」（下記参照）を実施していること
※移住支援金及び奨学金返還支援の両方を実施している自治体数1,314市町村（R6.12）
（奨学金返還支援は全都道府県が実施（R6.6））

<主なR7制度改正点>

- ✓大学の学部生に加え、院生も対象として拡充。
- ✓交通費と移転費の両方、またはいずれか片方でも申請が可能。
- ✓交通費を支給の対象とする学生の就職活動の期間については設定しない。
- ✓企業に加え、農林水産業等の家業に就職・就業する場合も申請が可能。

（参考）地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 実施団体：全都道府県が実施（R6.6）

- 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

学生時代



日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、当該者の奨学金返還を支援

※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免
※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる

二地域居住等の促進について

国土交通省 国土政策局

二地域居住等の促進について

令和7年5月

国土交通省 国土政策局

二地域居住とは

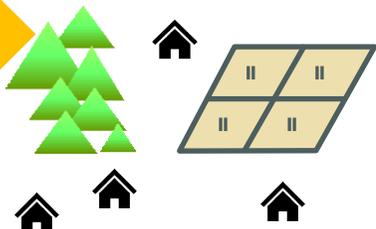
- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義、メリット、可能性が存在
 - ・ **地方への人の流れを生む**ことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる（社会的意義）。
 - ・ **都市部も過密を避けつつ**、国土全体の**多様な自然資本・文化資本**を活用し、国際競争力のさらなる強化が望まれる。
 - ・ **多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上**、新たな暮らし方や新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出が可能になる（個人的意義）。
 - ・ 自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する**冗長性（リダンダンシー）の確保**にも資する。

都市部



- 都心オフィスへの出勤
- 高度な研究・教育拠点の活用
- 大規模なイベントや文化活動への参加
- 海外との交流

地方部



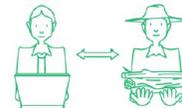
- 自然豊かな環境における生活・子育て
- 副業やテレワークの実施
- 地域交流・地域活動への参加
- ルーツや縁のある地域への貢献

往来

※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部での二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。

新しい体験・多様な体験

都市でも地方でもそれぞれの地域の良さを享受できる新たな出会いや体験が待っています



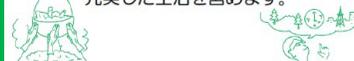
新たなコミュニティに参加

今までいた場所では出会えなかったコミュニティに参加できるかもしれません。多様な趣味のサークルや近所づきあいなど貴重な人や場とのつながりが身近に。



働き方・暮らし方・生き方の充実や実現

自身の志向や感性に応じて時間や場所を選択する生活スタイルの可能性があります。地域固有の自然や食、歴史文化、レジャーなどを日常的にもっと味わうことが可能になり、充実した生活を営めます。



地域に必要とされる存在・自己実現

自身の趣味や特技、培った経験を多様な地域で発揮することで、その地域の助けとなるとともに、やりがいや生きがいにつながります。



災害時等のいざというときの避難場所として

日本はいつ災害に見舞われるか分からない災害列島です。二地域居住をしていれば、いざというときに住み慣れた地域へ避難することができます。



将来の移住に向けて

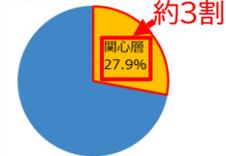
現在の拠点を残しながら、別の地域での生活をお試し。移住に比べて、かかわりを残しながら、新たな生活スタイルを取り込めるのが良いところ。



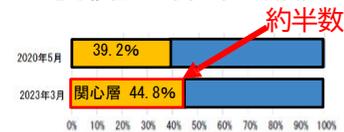
背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、二地域居住の促進を通じた広域的な地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。

二地域居住等への関心



地方移住への関心(20歳代)



法律の概要

※1法律上は「特定居住」

1【都道府県・市町村の連携】二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的な地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的な地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

都道府県(広域的な地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村(特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
- * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
- * 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



2【官民の連携】二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの鍵情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能

※3法律上は「特定居住促進協議会」

- 【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI)①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件
- ②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

令和7年3月31日時点
都道府県番号順

都道府県計画（広域的地域活性化基盤整備計画）

都道府県名	策定日
北海道	令和7年3月21日
石川県	3月28日
山梨県	3月28日
長野県	2月10日（3月7日一部改正）
鳥取県	3月13日
高知県	3月27日

市町村計画（特定居住促進計画）

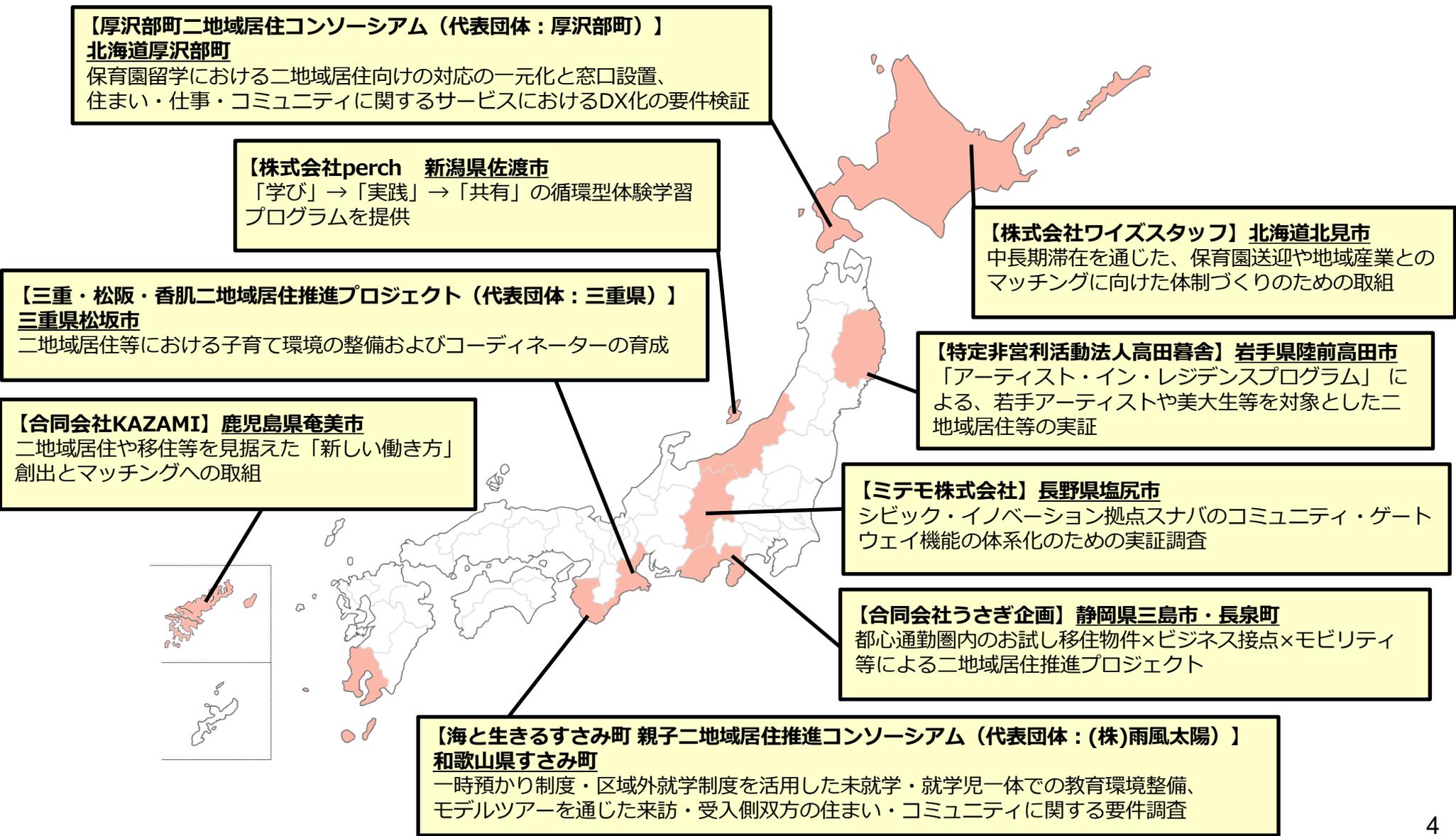
市町村名	策定日
北海道厚真町	令和7年3月24日
長野県塩尻市	3月27日
鳥取県江府町	3月14日
高知県馬路村	3月31日
高知県大川村	3月31日

特定居住支援法人

市町村名	法人名	指定日
北海道厚真町	（株）Anotherworks	令和7年2月25日
北海道厚真町	（株）さとゆめ	2月25日
北海道厚真町	ミーツ（株）	2月25日
山形県新庄市	（一社）温故知新	2月18日
山形県鮭川村	（一社）温故知新	2月27日

概要

二地域居住等の促進により地方への人の流れの創出・拡大を図るため、改正法施行後は特定居住支援法人等になり得るモデル的な先行事例として、R6年度は以下の9件の取組を採択し、支援を実施



- 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年5月)の成立を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。

※骨太方針2024(抜粋)

- ・関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う
- ・空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進める

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人による取組の推進

(令和7年度予算：10百万円)

- ・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装

(令和6年度補正予算：300百万円・令和7年度予算：10百万円)

- ・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修(お試し居住施設)



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

(令和6年度補正予算：100百万円)

- ・官民共創により二地域居住等の促進に向けた取組を加速化するため、地方公共団体と民間事業者、関係団体、メディア等をマッチングさせる機能を持つ全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの構築を支援する。

二地域居住等を通じて地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立
 (地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組)
- 5者(官3、民2)が共同代表(任期1年)となり、全国1,060の団体(官:744/民:316)が「会員」として参画
- 二地域居住等の更なる促進に向け、オンライン・オフラインの両面から、優良事例の横展開、官民のマッチング、官民による案件形成、中長期的課題への対応の検討・提言等を実施

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

＜プラットフォームの会員＞ (令和7年4月1日時点)

○地方公共団体 744団体

- ・都道府県 45団体
- ・市区町村 699団体

○関係団体、民間事業者等 316団体

- ・移住等支援機関
- ・不動産関係団体
- ・全国版空き家・空き地バンク運営主体
- ・交通関係団体
- ・関連民間事業者
- ・関連メディア 等

- ・参加を希望する団体等が参加
- ・会費は当面の間、無料
- ・申込み受付中

【主な活動内容】

- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- 官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、金融庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

共同代表(5者)

任期1年

- ・長野県
- ・ANAホールディングス
- ・和歌山県田辺市
- ・シェアリングエコノミー協会
- ・栃木県那須町

専門部会

【主な活動内容】

- 検討テーマ別に開催
- 会員からのニーズも踏まえ、中長期的課題への対応について検討 等

- 共同代表が必要と認めるときは、官民PFに専門部会を置くことができる。
- 専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

官民の接点

【取組の例】

- ・名刺交換会
- ・シンポジウム
- ・セミナー 等



二地域居住・関係人口に係る 特別交付税措置等について

総務省 地域力創造グループ
地域政策課・地域自立応援課・地域情報化企画室

自治体が実施する二地域居住・関係人口施策への支援（特別交付税措置）

総務省では、都道府県・市町村が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講ずることとしている。

- 地方自治体が実施する二地域居住・関係人口施策に要する経費（措置率0.5×財政力補正）
- 「二地域居住コーディネーター」の設置に要する経費（1人当たり500万円上限（兼任の場合40万円上限））

情報発信

- ★二地域居住希望者等に対する情報発信に係る財政措置
 - ・相談会、セミナー等の開催に要する経費
 - ・関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費
 - ・各地方自治体のホームページや東京事務所等における情報発信に要する経費
 - ・コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費
 - ・二地域居住等の促進のためのパンフレット・プロモーション動画等の制作に要する経費
 - ・二地域居住者等の登録のためのシステムの構築・維持に要する経費
- （※1）等

相談窓口の設置

- ★二地域居住希望者等が地域での具体的な生活等の相談ができる窓口の設置に係る財政措置
- ・地域内の相談窓口の設置に要する経費
- ・都市部等の地域外での相談窓口の設置に要する経費

コーディネーターによる支援

- ★二地域居住希望者等に対する情報提供や相談対応等を行うコーディネーターの設置に係る財政措置
- ・二地域居住・関係人口に関する施策の企画・立案・実行の支援
- ・二地域居住希望者等への情報提供や相談対応、円滑な地域生活への支援
- ・「デュアルスクール」・保育園留学における児童生徒の円滑な就学・保育の支援
- ・地域留学の支援（※4）等

きっかけづくり

- ★二地域居住を検討する上での不安・懸念を軽減、払拭することを目的とした体験の実施等に係る財政措置
- ・「二地域居住体験ツアー」等の実施に要する経費
- ・地域留学のプログラムづくりに要する経費
- ・「デュアルスクール」や保育園留学のプログラムづくりに要する経費
- ・移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備に要する経費（※2）
- ・地域住民との交流機会やプログラムの実施に要する経費
- ・地域のファンクラブの設置に要する経費
- ・二地域居留意識動向の調査に要する経費 等

受入環境の整備

- ★二地域居住希望者等の就職や兼業・副業の支援又は住居支援に係る財政措置
- ・二地域居住希望者等に対する就職や兼業・副業の支援、住居支援（空き家バンクの運営、住宅改修への助成）（※3）等

（※1）二地域居住者等の登録のためのシステムの構築に要する経費であって、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象とならないものについては、本特別交付税措置の対象となる。

（※2）民間事業者が実施主体となる整備は新築する場合を除く。地方自治体が実施主体となる整備は地域活性化事業債の活用が可能である。なお、地域活性化事業債の対象経費については、本特別交付税措置の対象とはならない。

（※3）二地域居住者の交通費への支援等の現金給付は対象外。

（※4）地域外からの学生の受入れを主たる目的としたものに限る。学校魅力化を主たる目的としたものを除く。また、当該地方自治体の地方創生総合戦略等の計画に位置付けられたものに限る。

（※5）二地域居住・関係人口施策については、移住・定住対策と一体的に実施することもある。二地域居住・関係人口施策を主たる目的とする事業の場合は、二地域居住・関係人口施策に係る特別交付税措置、移住・定住対策を主たる目的とする事業の場合は、移住・定住施策に係る特別交付税措置として算定する。

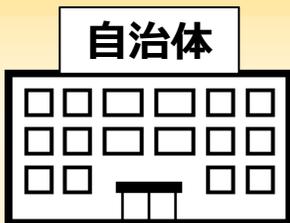
「ふるさとと住民登録制度」の創設について

- 「地方創生2.0」の実現に向けた取組として、「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できる「ふるさとと住民登録制度」の創設に向けて検討中。
- 「関係人口」の地域との関わり方には、消費活動等による地域経済への貢献や、ボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献など、それぞれのスタイルに応じた様々な形がある。
- できるだけ多くの方々に地域を応援していただけるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また自治体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みの構築を目指す。

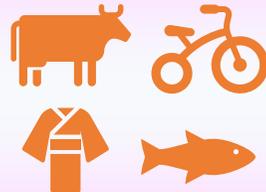
目指す姿のイメージ



ふるさと住民アプリ
(登録証表示)



地域経済の活性化



特産品購入
ふるさと納税



観光リピーター

地域の担い手確保



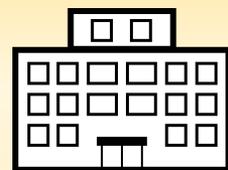
ボランティア
副業



二地域居住



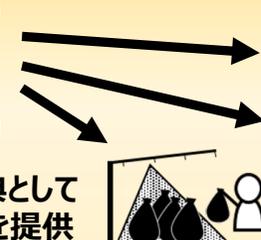
ふるさとと住民への情報提供や 行政サービス等の提供



活動に役立つ各種情報を発信



ふるさと住民特典として
行政サービス等を提供



(参考) 関係人口の取組事例

地域経済の活性化

① 特産品購入・ふるさと納税

宮城県気仙沼市「気仙沼ファンクラブ」

取組概要 : ふるさとの近況を知ってもらうこと、気仙沼ファンになってもらうこと等を目的とするもの

対象・条件 : 市外在住者（気仙沼市出身者を含む）、会費無料

会員数 : 21,807人（令和7年3月31日時点）

特典 : ○メールマガジン（ふるさと納税の案内等）の配信
○会員証提示による店舗特典
（各種店舗での割引、美術館等の入館料割引 等）



② 観光リピーター

新潟県南魚沼市ほか「帰る旅」

取組概要 : 何度でも、ある地域へ、ある場所へ通う旅。
「場としごと」を共用することで、地域の人たちとの関係性を育み、「帰る場所」となることを目指すもの

特典 : 宿の手伝い等を実施すれば宿泊料免除



Kaeru-Tabi-Project

地域の担い手確保

③ ボランティア・副業

岐阜県山県市 山県市×株式会社Specialist Entertainment社員

取組概要 : 山県市と契約を締結した企業の社員が、IT企業におけるプロジェクト進行管理、マネジメント経験を活かし、山県市商工会議所の業務効率化に向けてITツールの導入等による業務サポートを実施するため、月に数回勤務（副業）するもの。

対象・条件 : ○企業に所属する個人と自治体が契約を締結
○月4日以上、かつ、月20時間以上の勤務
○受入自治体に月1日以上滞在

対象経費 : 副業期間中に要する経費（報酬・旅費）



④ 二地域居住

福島県「ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金」

取組概要 : 移住や二地域居住の希望者または継続的な関係づくりを希望する福島県外の在住者が福島県内に滞在中、コワーキングスペース等でテレワークを行った費用等を補助するもの

対象・条件 : 福島県外在住の雇用者、法人、福島県外在住の個人事業主等

対象経費 : 宿泊費（飲食代除く）、交通費、コワーキングスペース等の施設利用料、レンタカー代（燃料代除く）



移住・定住特交、 移住・交流情報ガーデン等について

総務省 地域力創造グループ
地域自立応援課・地域政策課

自治体が実施する移住・定住対策への支援（特別交付税措置）

総務省では、地方自治体が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講ずることとしている。

- 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費（措置率0.5×財政力補正）
- 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費（**1人当たり500万円**※上限（兼任の場合40万円上限））※令和7年度より拡充

ステップ1 情報収集	ステップ2 移住体験	ステップ3 しごと	ステップ4 住まい	ステップ5 移住後
<p>移住先の情報を集める</p> <p>★移住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置</p> <p>移住相談窓口の設置に要する経費</p> <p>各地方自治体のホームページ、東京事務所等における情報発信に要する経費</p> <p>コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費</p> <p>移住関連パンフレット等の制作に要する経費</p> <p>移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費</p> <p>移住関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費</p> <p>その他 職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費等</p>	<p>移住先を体感してみる</p> <p>★移住体験の実施に要する経費の財政措置</p> <p>移住体験ツアーの実施に係るバス借上げ料等の経費</p> <p>例) 移住体験ツアーの開催費等</p> <p>オンラインの活用</p> <p>例) オンライン移住お試し体験ツアー費、移住体験用コンテンツの制作費等</p> <p>移住体験住宅の整備に要する経費</p> <p>UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費</p> <p>その他 移住意識動向の調査に要する経費等</p>	<p>移住先での仕事を探す</p> <p>★移住希望者等に対する就職や副業・兼業支援の実施に係る財政措置</p> <p>移住希望者に対する職業紹介の実施に要する経費</p> <p>例) 無料職業紹介事業費、無料職業相談所チラシ印刷製本費用等</p> <p>就職や副業・兼業支援の実施に要する経費</p> <p>例) 農業実務研修費、就業・創業活動交通費等</p> <p>新規就業者（移住者本人、受入れ企業）に対する助成</p> <p>例) 新規就農者果樹（園芸）ハウス新設費、漁業の新規移住就業者に対する支援等</p> <p>特定地域づくり事業協同組合の活用</p> <p>年間を通じた仕事の創出</p>	<p>移住先での住まいを探す</p> <p>★居住支援に係る財政措置</p> <p>空き家バンクの運営に要する経費</p> <p>例) 空き家バンクホームページ保守費、空き家バンク用不動産フェア広告掲載費等</p> <p>住宅改修への助成</p> <p>例) 空き家リフォーム費、親・子世帯同居住宅リフォーム費、中古住宅リフォーム費等</p> <p>その他 定住を目的とした一定期間の支援等</p>	<p>移住先で暮らす</p> <p>★定住・定着に向けた支援に係る財政措置</p> <p>移住者と地域住民との交流等に要する経費</p> <p>① 移住者の把握 例) 移住者が抱える課題や現状についての実態把握、関係機関等とのネットワーク化等</p> <p>② 地域住民との交流 例) 移住者・地域住民交流会・懇談会の企画・運営等</p> <p>③ 地域・行政への参画 例) 若者タウンミーティングの開催費、政策懇談会等</p> <p>集落支援員との連携 集落の巡回、状況把握等</p> <p>定住支援員に係る経費</p> <p>例) 研修受講に要する経費、報償費、活動旅費等</p>
<p>移住・交流情報ガーデンの活用 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口</p>				

移住・交流情報ガーデン（H27.3～）

- 地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供**や**相談**について**ワンストップ**で**対応する窓口**である「**移住・交流情報ガーデン**」を東京駅八重洲口に開設（平成27年3月28日開設）
- **関係省庁とも連携**し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料**で利用可能。

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51
令和4年度	6,618	3,298	140
令和5年度	7,834	5,247	166
令和6年度	8,603	5,568	168

- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「**相談窓口コーナー**」
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能な「**イベント・セミナースペース**」
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「**情報検索コーナー**」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「**地域資料コーナー**」
- 地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「**地域おこし協力隊サポートデスク**」

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



(移住相談ブース)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
 [アクセス] JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
 地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

移住・交流情報ガーデンの活用事例 ①

R6.4.29「地域おこし協力隊事前相談会」

(千葉県南房総市)



地域おこし協力隊事前相談会

千葉県南房総市では今年度地域おこし協力隊を募集しています。応募を考えている方に南房総市の協力隊の活動状況や受入体制を事前にお知らせし、十分に理解してもらうことで就任後のミスマッチがないよう相談会を実施します。

- 開催日時 令和6年4月29日(月) 11:00~16:00
- 場所 移住・交流情報ガーデン 東京駅八重洲口より徒歩4分
(東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル1F)

- 南房総市協力隊募集内容 ・農業支援スタッフ
(募集期間5月20日まで)

- 説明内容
 - ・南房総市について
 - ・活動内容について
 - ・活動費について
 - ・協力隊募集の目的
 - ・任用形態について
 - ・活動地域について その他

個別での相談会になるため、参加を希望する方は4月22日(月)までに下記問い合わせ先までご連絡ください。1人1時間程度を予定しますが希望人数により変更する場合があります。

- ◆定員 10名程度
- ◆参加費 無料
- ◆問い合わせ先 南房総市 地域資源再生課 0470-33-1073 (平川) tiikishigen@city.minamiboso.lg.jp



南房総市ホームページ <https://www.city.minamiboso.chiba.jp/>
一般社団法人移住・交流推進機構 JOINホームページ <https://www.iju-join.jp/>

地域おこし協力隊への応募を考えている方に南房総市の協力隊の活動状況や受入体制を事前にお知らせし、十分に理解してもらうことで就任後のミスマッチがないよう相談会を実施。

R6.2.18 「移住のいろは教えます」

(鹿児島県及び鹿児島県内12市町村)

かごしまふぉ～らいふ
かごと-----ク拡大版

移住のいろは教えます

定員 30人

2024 02.18 日

13:00~14:30 移住・交流情報ガーデン (東京駅徒歩4分)

12市町村+県 担当者が集結!

市街地・海沿い・緑多め・離島などバラエティーに富んだ地域の担当者が東京に集結!
移住担当者だから知っている「かごしまのリアル」を聞いてみませんか?

こんな方におすすめ

- ・移住を考えたばかりの方
- ・先輩移住者と直接話してみたい方
- ・一度にいろんな市町村の情報を比べたい方
- ・何からすればいいかわからず立ち止まっている方
- ・移住に向けて、自分の専攻や優先順位を整理したい方
- ・他の移住検討者がどんな風に準備しているか聞いてみたい方

一度にいろんな地域の情報を知れるのがお得だね!

プログラム 12:40受付開始

13:00 オープニング

13:05 トークセッション かごとク

「かごしま暮らし」

- ・12市町村の担当者によるざっくばらんな鹿児島トーク
- ・あなたにぴったりの地域が見つかるかも!!

13:25 グループワーク

「移住のいろは教えます」

- ・移住に向けて自分の専攻を整理しよう
- ・移住まで完成したらいいか教えます!

13:55 休憩5分

14:00 なんでも座談会

- ・担当者・参加者でざっくばらんにお話ししよう
- ・仕事・子育て・レジャーなどなんでも質問OK

14:20 クロージング

14:30 交流会 (自由参加)

- ・もっと詳しく聞きたいことなどを各市町村担当者とお話しできる時間です

参加自治体

- かごしまふぉ～らいふ
- 鹿児島市
- 日置市
- いちき串木野市
- 姶良市

かごしまふぉ～らいふは、かごしま県政戦略本部の移住担当の業務です

お子様用のスペース有
絵本やおもちゃも
あります

- さつま市
- 南さつま市
- 枕崎市
- 志布志市
- 大崎町
- 東串良町
- 十島村
- 喜界町
- 鹿児島県

関連イベント

日置市 ひおきとTV

1月28日(火) 20:00~ 生配信

鹿児島・佐賀合同移住相談会

2月17日(土) 東京交通会館12階 対面

主催：かごしまふぉ～らいふ (かごしま連携中核都市圏(鹿児島市・日置市・いちき串木野市・姶良市))
参加団体：鹿児島県、さつま町、南さつま市、枕崎市、志布志市、大崎町、東串良町、十島村、喜界町
お問い合わせ：鹿児島市移住相談室099-303-3074

12市町村+県担当者が集結し、移住に関するトークセッション、グループワーク、座談会、交流会等を実施。

移住・交流情報ガーデンの活用事例 ②

R6.5.12 「香川県公立学校教員採用選考試験【東京会場】」

(香川県)

令和7年度(令和6年度実施)
香川県公立学校教員採用選考試験説明会
第Ⅲ期【東京会場】を開催します！

◆開始時刻15分前から受付をしています◆ 事前申込不要。自由に参加できます。

● 東京 令和6年5月12日(日) 11:00~12:30
移住・交流情報ガーデン

【東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル1階】
JR東京駅 八重洲中央口から徒歩約4分
銀座線 京橋駅から徒歩約5分

● 岡山、大阪、京都、香川、オンラインでも開催します。
詳細は、香川県教育委員会ホームページをご覧ください。
※予定が変更になる場合は、香川県教育委員会ホームページでお知らせしますので、必ず事前にご確認ください。

- 内容 ◆香川の教育の魅力について
◆令和6年度(令和5年度実施)教員採用選考試験の実施状況について
◆令和7年度(令和6年度実施)教員採用選考試験の日程や内容について
・教員採用選考試験の実施要項、教員募集用パンフレットを配布します。
・質疑応答の時間を設けます。
・過去の試験問題を閲覧いただけます。(オンライン説明会を除く)



さぬぼん

せとうち先生になろう！

他県出身の方にも大勢受験いただいています。ぜひあなたも、検討を！

お問い合わせ
香川県教育委員会事務局 高校教育課 TEL 087-832-3751 義務教育課 TEL 087-832-3743

香川県公立学校教員を目指している方を対象に、採用選考試験説明会を開催。

R5.12.2 「晴れの国おかやま就農準備講座in東京」

(岡山県)



岡山県は「晴れの国」と呼ばれるように温暖な気候と豊かな自然のもと、ブドウ、モモ、トマト、ナスなど様々な農産物が栽培されています。また、新規就農希望者への支援も充実しており、これまでに県の支援制度を活用し400名を超える方が岡山県で農業を始めています。
このたび、岡山県で就農するまでの手順や就農プランの作成等が学べる就農準備講座を開催します。「就農するにはどのような準備が必要か知りたい」、「どれくらいの収入、所得が見込めるのか」など、就農に興味がある方はぜひ御参加ください。

日時 令和5年12月2日(土) 13:30~16:30

対象 岡山県での就農に興味のある 定員 先着12名 (オンライン受講は人数制限無し)
55歳未満の方

会場 移住・交流情報ガーデン地下1階 イベントスペース
(東京都中央区京橋1-1-6 越後屋ビル)
※オンライン受講の場合は、Zoomアプリを使用します。

参加費 500円/人

内容 ①岡山県農業の概要と東京における県産農産物の状況
②新規就農研修制度等について
③就農プランの作成方法
(収支の計算方法、必要な自己資金等を参加者それぞれの就農プランに応じて作成。)



申込・問合せ

(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団
〒703-8278 岡山県岡山市中区古京町1-7-36
TEL: 086-226-7423 FAX: 086-206-7330
E-mail: ninaite★ninaiteokayama.or.jp
(★マークを@に変換して送付してください)

申込締切 令和5年11月17日(金) 必着

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、郵送、FAXまたはメールで上記まで先へお申し込みください。※定員に達し次第、募集を締め切ります。

主催：公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団、岡山県

会場地図



【アクセス】
JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東横線 都営浅草線/日本橋駅より徒歩9分

岡山県の就農情報は [岡山県 担い手](https://www.okayama-ninaite.com) で検索
<https://www.okayama-ninaite.com> QRコードでアクセス！

岡山県で就農するまでの手順や就農プランの作成等が学べる就農準備講座を開催。

サテライトオフィスの誘致を推進する取組に係る支援

- 地方における雇用機会の創出や移住定住の促進、新しい産業の創出に向けて、サテライトオフィスの誘致に取組む地方自治体に対し、必要な支援等を実施することにより、都市部から地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速する。

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方自治体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

【対象経費】

- 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
- お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
- お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

対象経費の上限額：

1 団体当たり**1,000万円**

措置率 0.5×財政力補正

特設サイト・Facebookページの活用

- 魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設
- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業の「お試し勤務」を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せて、Facebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>



総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>

Facebook 総務省 -お試しサテライトオフィス-

検索



地域おこし協力隊について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・**地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限**

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)**

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者 1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

直近5年に任期終了した隊員については、**およそ69%が同じ地域に定住**
※R6調査時点

地域

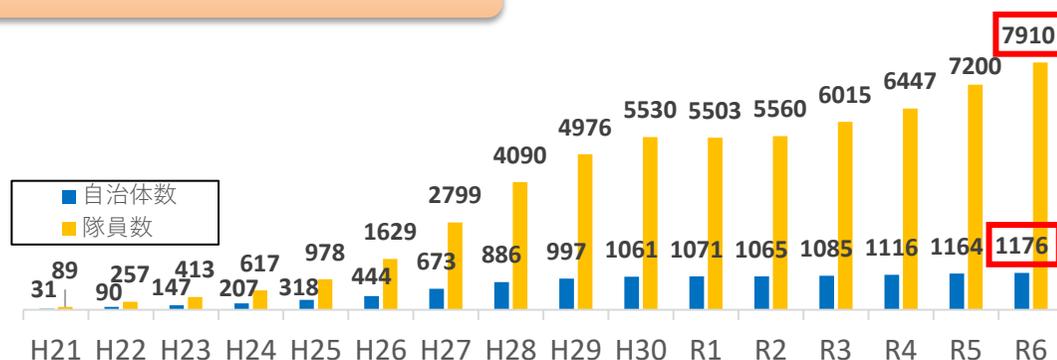
- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標



隊員の**約4割は女性**

隊員の**約6割が20歳代と30歳代**

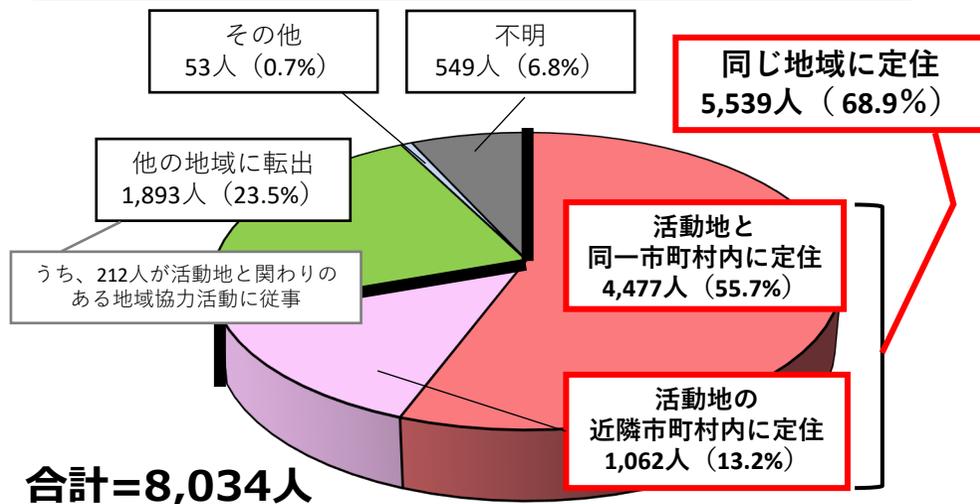
直近5年に任期終了し定住した隊員については、**およそ46%が起業**※R6調査時点

地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要（令和7年4月公表）

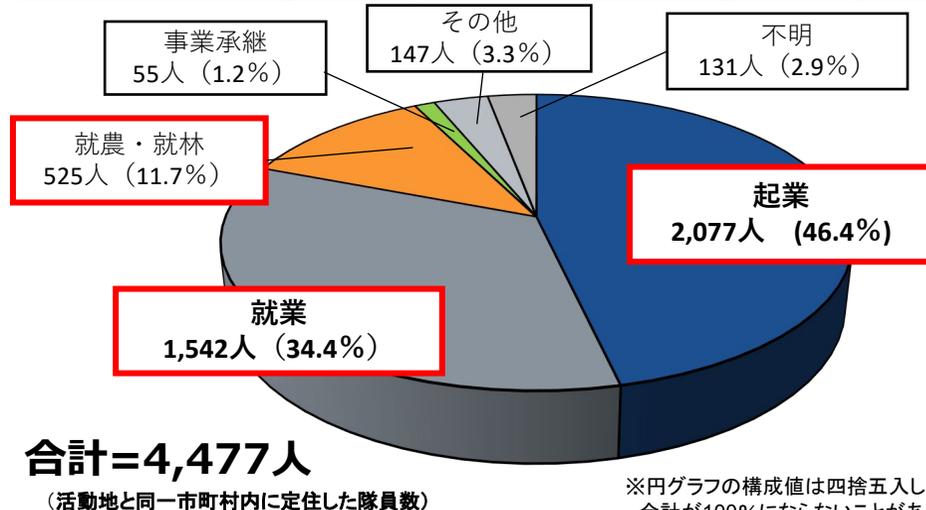
平成31年4月1日～令和6年3月31日までの直近5年間（平成31～令和5年度）に任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。

（調査時点：令和6年5月1日）

任期終了後、およそ69%の隊員が同じ地域に定住



同一市町村内に定住した者は4,477人 うち、約46%(2,077人)が起業、約34%(1,542人)が就業



※円グラフの構成値は四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

任期終了後定住した隊員の動向（直近5年に任期終了し、定住した隊員（4,477人）の動向）

起業

- 飲食サービス業（古民家カフェ、農家レストラン等）…279名
- 美術家（工芸含む）、デザイナー、写真家、映像撮影者…203名
- 宿泊業（ゲストハウス、農家民宿等）…187名
- 小売業（パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売等）…172名
- 観光業（ツアー案内、日本文化体験等）…122名
- 6次産業（猪や鹿の食肉加工・販売等）…100名
- まちづくり支援業（集落支援、地域ブランドづくりの支援等）…80名

就業

- 行政関係（自治体職員、職員、集落支援員等）…363名
- 観光業（旅行業・宿泊業等）…153名
- 農林漁業（農業法人、農林組合等）…136名
- 地域づくり・まちづくり支援業…113名
- 医療・福祉業…64名
- 教育業…59名
- 製造業…52名
- 小売業…51名
- 6次産業（生産・加工・販売全て）…45名

就農・就林等

- 農業…428名
- 林業…52名
- 畜産業…16名
- 漁業・水産業…13名

事業承継

- 伝統工芸の承継、民宿の承継等…55名

地域おこし協力隊 地方財政措置の拡充（R6→R7）

1. 報償費等の措置上限額を引上げ

○隊員の活動に要する経費のうち報償費等について、特別交付税措置の上限を引上げ

【R6】320万円/人⇒【R7】350万円/人

2. 募集等に要する経費の措置上限額を引上げ

○隊員・地域住民・地方自治体職員の三者間の円滑なコミュニケーションを促進し、受入体制を強化するため、募集等に要する経費について、特別交付税措置の上限を引上げ

（例）地域住民への制度説明会、協力隊の活動団体に対する研修に要する経費等

【R6】300万円/団体⇒【R7】350万円/団体

3. JETプログラム終了者に対する地域要件の緩和

○JETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊員になれるよう、地域要件を緩和

地域おこし協力隊の推進に要する経費

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の更なる拡充を行い、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・ 各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

- ・ 隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業について

- 地域おこし協力隊の取組の更なる推進のため、地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体からの求めに応じ、地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有する「**地域おこし協力隊アドバイザー**」を派遣し、地域おこし協力隊に関する助言等を行う。
- 地域おこし協力隊サポートデスク関係者、先進自治体職員、大学教授、地域おこし協力隊OB・OG等の有識者にアドバイザーを委嘱。
- 従来の個々の課題に応じた派遣に加え、令和7年度からは、**新規又は追加での募集案件組成に係る「パッケージ型支援」を新設**。都道府県ネットワーク関係者の同行や、自治体の課題に応じた複数名のアドバイザー派遣も可能に。

1. 派遣の流れ



2. スケジュール

時期	内容
4月	アドバイザーリストの公表 派遣申請の受付開始
随時	派遣申請の受付～派遣
2月末	アドバイザーの派遣完了

3. 派遣メニュー

各地方公共団体は、希望に応じて以下(1)又は(2)を選択可能。

(1) 特定の課題解決支援【P】

R7拡充（派遣日数・時間）

- ・支援内容：地域おこし協力隊の導入に向けた制度設計・企画、募集・採用、活動支援、任期後に向けた支援など
- ・派遣日数・時間：原則として連続する**3日**以内
総派遣時間数は**合計20h**以内（7h/日以内）

～こんな地方公共団体におすすめ～

- ➡ 募集案件の魅力度向上や、サポート体制の強化など、個別課題の解決を図るために、それらに特化した助言を集中的に受けたい場合。

(2) 新規の募集案件組成パッケージ型支援

R7新規

- ・支援内容：募集案件の組成から要項の作成、受入れ体制の整備までの一貫した伴走支援
- ・派遣日数・時間：**5日間**程度の実施が目安
総派遣時間数は**合計35h**以内（7h/日以内）

～こんな地方公共団体におすすめ～

- ➡ 協力隊を初めて又は久しぶりに募集する団体や、新たな分野で追加で募集しようとする団体が、募集要項の作成や体制づくりも含め、協力隊の受入れにあたって必要な幅広い内容について継続的な支援を受けたい場合。

都道府県ネットワーク伴走支援事業

- 令和7年度の都道府県NW伴走支援事業については、5月から公募を開始しています。
- 設立支援に限らず、設立後、運営や個別の事業実施に課題を抱える自治体への支援も行っていますので、積極的な活用をご検討ください。

事業概要 都道府県ネットワークの立ち上げや強化に係る取組や、隊員向け研修など都道府県がネットワークと連携して実施する取組について、ノウハウや先進事例の提供や都道府県の課題抽出等の伴走支援を行うとともに、一団体当たり100万円を上限に事業費を支援するもの。

スケジュール

5～6月 7月

2月

公募

事業実施

- 対象団体**
- ①ネットワークづくりに取り組もうとする都道府県（未設立の団体）
 - ②設立したネットワークの強化や課題解決に取り組もうとする都道府県

【事例】 いばらき地域おこし協力隊サポーターズ

課題

ネットワークの法人化に向けた継続的かつ強固な体制づくり

取組

- ・ 法人化に向けた金融機関との勉強会
- ・ 先進団体への視察
- ・ 県内状況や制度の勉強会
- ・ ホームページの構築 等



法人化に向けた勉強会実施の様子

成果

組織の法人化を達成
組織の方向性やビジョンを共有
行政とのつながりも強固に

【事例】 静岡県地域おこし協力隊ネットワーク

課題

方向性や事業の明確化
参加者同士のつながりづくり

取組

- ・ ネットワーク参加者による交流会
- ・ 先進事例の勉強会、活動地視察
- ・ 協力隊活動の課題やネットワークのビジョンに係るワークショップ
- ・ 今後の方向性の検討会 等



ネットワーク参加者の交流会

成果

組織の目的・役割を明確化
具体的な活動内容の決定
参加者同士のつながりの強化

地域おこし協力隊の活動分野の例

①地域の暮らしを支える

➤ 高齢者の見守り

高齢者の困りごとの解決、孤立解消



➤ 医療・福祉人材の確保

高齢者への健康指導、
移住者等の介護就職支援



②地域の課題を解決する

➤ 空き家の利活用

学生と空き店舗を地域の交流拠点に
リノベーション



➤ 地域公共交通支援

地域主体の移動手段確保のサポート



③地域の活動をサポートする

➤ デジタル推進

住民のデジタルサービス活用支援



➤ 教育魅力化

高校生の地域協働学習の支援



④地域経済を盛り上げる

➤ 創業支援

スタートアップや起業創業の相談窓口



➤ 事業承継支援

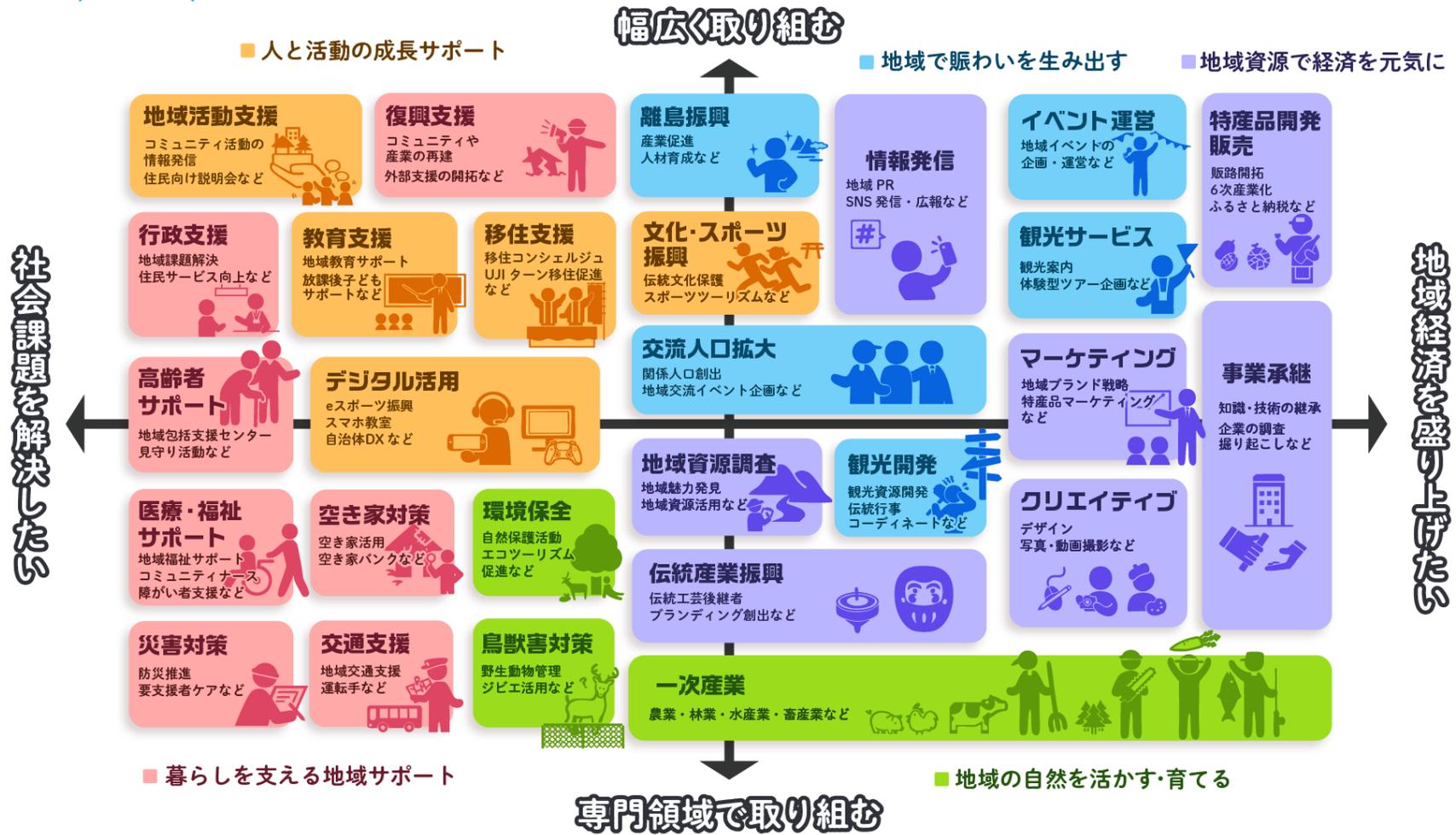
継業バンクの運用、マッチング支援



【保存版】

あなたにピッタリの活動がきっと見つかる！

地域おこし協力隊 活動領域マップ



監修：移住スカウトサービス SMOUT

自治体の受入れ事例

- 地域おこし協力隊については、自治体の体制や地域のサポート体制に応じて、様々な形での受け入れ方が可能です。多くの隊員を受け入れる場合には、地域運営組織や集落支援員も含め、その地域で活動している地域づくり団体や人材も巻き込みながら地域におけるサポート体制を構築していくことが有効です。

【事例①】A市（人口3万人程度）

隊員数：5名（会計年度任用職員）

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 市場の魅力向上、特産品の情報発信 | 【観光・情報発信】 |
| ② 特産品の開発・プロモーション | 【商品開発・販売】 |
| ③ 観光資源である森林の保全・プロモーション | 【林業】 |
| ④ 文化財をいかした町おこし | 【文化財利活用】 |
| ⑤ 移住希望者への相談対応・プロモーション | 【移住定住促進】 |

【事例②】B市（人口20万人程度）

隊員数：8名（会計年度任用職員）

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 商店街の活性化（イベント企画） | 【コミュニティ活動】 |
| ② 伝統工芸の継承・商品開発 | 【事業承継】 |
| ③ 伝統工芸をいかした町おこし・魅力発信 | 【情報発信】 |
| ④ インバウンドの受入環境作り支援 | 【観光】 |
| ⑤ 特産品のプロモーション（イベント企画） | 【情報発信】 |
| ⑥ 市民の健康づくり・公民館活動 | 【コミュニティ活動】 |
| ⑦ まちの魅力発信・プロモーション | 【情報発信】 |
| ⑧ 事業創出支援 | 【その他】 |

【事例③】c町（人口5万人程度）

隊員数：21名（業務委託）

各隊員が以下の活動を組み合わせつつ、それぞれの集落で活動

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 地域の農業支援 | 【農業】 |
| ② 農産物の販売支援 | 【商品開発・販売】 |
| ③ 里山保全、集落の機能維持 | 【コミュニティ活動】 |
| ④ 棚田の保全・魅力発信 | 【コミュニティ活動】 |
| ⑤ 耕作放棄地の活用 | 【コミュニティ活動】 |
| ⑥ 地域イベントの企画・運営 | 【コミュニティ活動】 |
| ⑦ 特産品の開発・プロモーション | 【商品開発】 |
| ⑧ 地域観光資源のプロモーション | 【観光・情報発信】 |
| ⑨ 都市や他地域との交流事業（里山ガイド、農村体験等） | 【移住定住促進】 |
| ⑩ 空き家の利活用・移住コーディネート | 【移住定住促進】 |
| ⑪ 高齢者支援（高齢者サロン、スマホ講座の実施等） | 【コミュニティ活動】 |
| ⑫ 市民の健康づくり（スポーツ教室など） | 【コミュニティ活動】 |

地域おこし協力取組ハンドブック

○ 地域おこし協力隊の募集・受入れに当たっては、「地域おこし協力隊推進要綱」「地域おこし協力隊に関するよくある質問（FAQ）」と合わせて、協力隊の募集・受入・サポートに当たってのノウハウをまとめた「地域おこし協力隊取組ハンドブック」もぜひご覧ください。

〈地域おこし協力隊の募集・受入れ・サポートのプロセスとポイント（概要）〉

1 地域おこし協力隊員のサポート体制づくり

- ポイント① 地域の想いを共有し、持続させていくためのサポート体制を構築する
- ポイント② 中間支援組織など外部主体と連携する
- ポイント③ サポートチームとしての意思統一や役割分担の明確化を行う

2 地域の課題・ニーズの把握

- ポイント① 隊員の受入れを前提としない
- ポイント② 隊員とともに実現したい地域づくりの目標を描く
- ポイント③ 「地域おこし協力隊」を導入することの必要性や妥当性を地域で合意する
- ポイント④ これまでの隊員の活動を振り返り、募集のヒントにすることも有効

3 募集案件の組成

- ポイント① 隊員を受け入れる目的や隊員に期待する役割を関係者間で合意する
- ポイント② 活動内容や求める仕事を具体的に検討する
- ポイント③ 活動場所（活動範囲や活動拠点）を設定する
- ポイント④ 活動内容に合わせた人物像を設定する
- ポイント⑤ 雇用形態や生活環境を検討する
- ポイント⑥ 地域の「想い」も含めて、募集要項に落とし込む

4 募集活動

- ポイント① 募集の戦略と体制づくり
- ポイント② 応募者が着任後の生活や仕事を具体的にイメージできるようにする
- ポイント③ 各種メディアを効果的に活用する

5 任用決定

- ポイント① 業務内容や求める人物像に沿った独自の審査方法・審査基準を設定する
- ポイント② 着任後の活動やサポート方法を見据えて審査し、任用を決定する
- ポイント③ 着任までの間に、必要な準備を行う

6 任期中のサポート

- ポイント① 隊員それぞれの特徴や地域の状況に応じて柔軟に運用する
- ポイント② 研修や交流の機会の確保などへの継続的な支援を行う
- ポイント③ 任期終了後の出口を見据えた計画的な支援を行う
- ポイント④ 隊員の活動内容や成果を地域に向けて発信する

制度に関する資料については総務省HPを御覧ください。



地域活性化起業人について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

地域活性化起業人

① 企業派遣型 (H26~)

② 副業型 (R6~) / シニア型 (R7~)

※ H26~R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型/シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

地方公共団体

(対象：1,433市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
(企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く)

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型/シニア型（退職した個人）】

- 要件
・自治体と**企業**に**所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

社員（個人）

地域活性化シニア起業人の創設等 (R7.4～)

- 都市部の企業で活躍した、主にシニア層を対象とする「**地域活性化シニア起業人**」をR7.4から創設
- また、**三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市**に所在する企業の社員等も（受入自治体と派遣元企業が同一道県内に所在しない場合に限る）も対象に追加

地方自治体

(対象：1,433市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

(対象：1,375市町村)

上記①②の市町村のうち、
政令市、中核市及び県庁所在市
以外の市町村

(※企業が受入団体と同一県内に
所在する場合を除く)

協定または契約締結



契約締結



協定または契約締結



三大都市圏に所在する企業

- 特別交付税 (従来制度)
 - ① 企業派遣型 (上限590万円/人 等)
 - ② 副業型 (上限200万円/人 等)

退職



地域活性化シニア起業人

- 要件
 - ・自治体と企業を退職した**個人**が契約を締結
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上** (リモート可)
 - ・受入自治体における現地滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税：副業型と同様

退職



三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市の企業

- 要件
 - ・企業が所在する同一道県内以外の市町村と協定締結または契約締結が可能
- その他の要件・特別交付税：現行制度と同様
 - ① 企業派遣型 (上限590万円/人 等)
 - ② 副業型 (上限200万円/人 等)

(対象拡大)

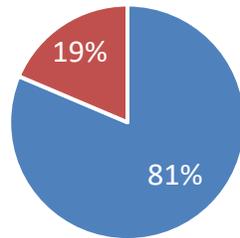
地域活性化起業人の男女比・年齢構成

- 男女の割合は、全体で男性約8割、女性約2割となっている。
- 企業派遣型では40歳以上が約6割を占めている一方、副業型では30～49歳で6割を占めている。

○企業派遣型 男女別

男	女
635人	145人
81.4%	18.6%

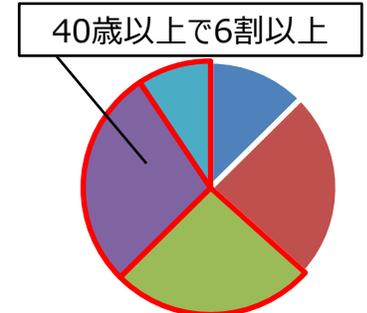
参考R5	81.4%	18.6%
------	-------	-------



○企業派遣型 年齢構成

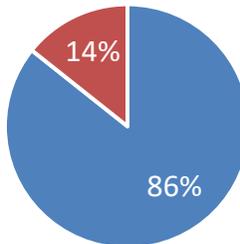
20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
98人	188人	202人	219人	73人
12.6%	24.1%	25.9%	28.1%	9.4%

参考R5	11.0%	23.6%	29.0%	28.7%	7.7%
------	-------	-------	-------	-------	------



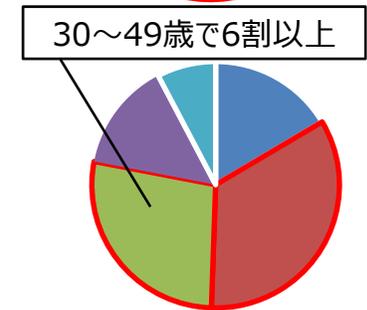
○副業型 男女別

男	女
78人	13人
85.7%	14.3%



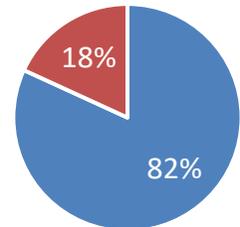
○副業型 年齢構成

20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
15人	31人	25人	13人	7人
16.5%	34.1%	27.5%	14.3%	7.7%



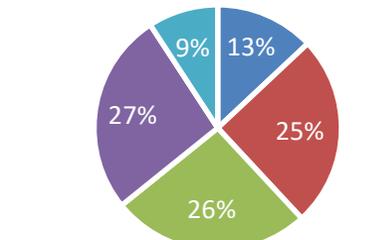
○全体（企業派遣型+副業型）男女別

男	女
713人	158人
81.9%	18.1%



○全体（企業派遣型+副業型）年齢構成

20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
113人	219人	227人	232人	80人
13.0%	25.1%	26.1%	26.6%	9.2%

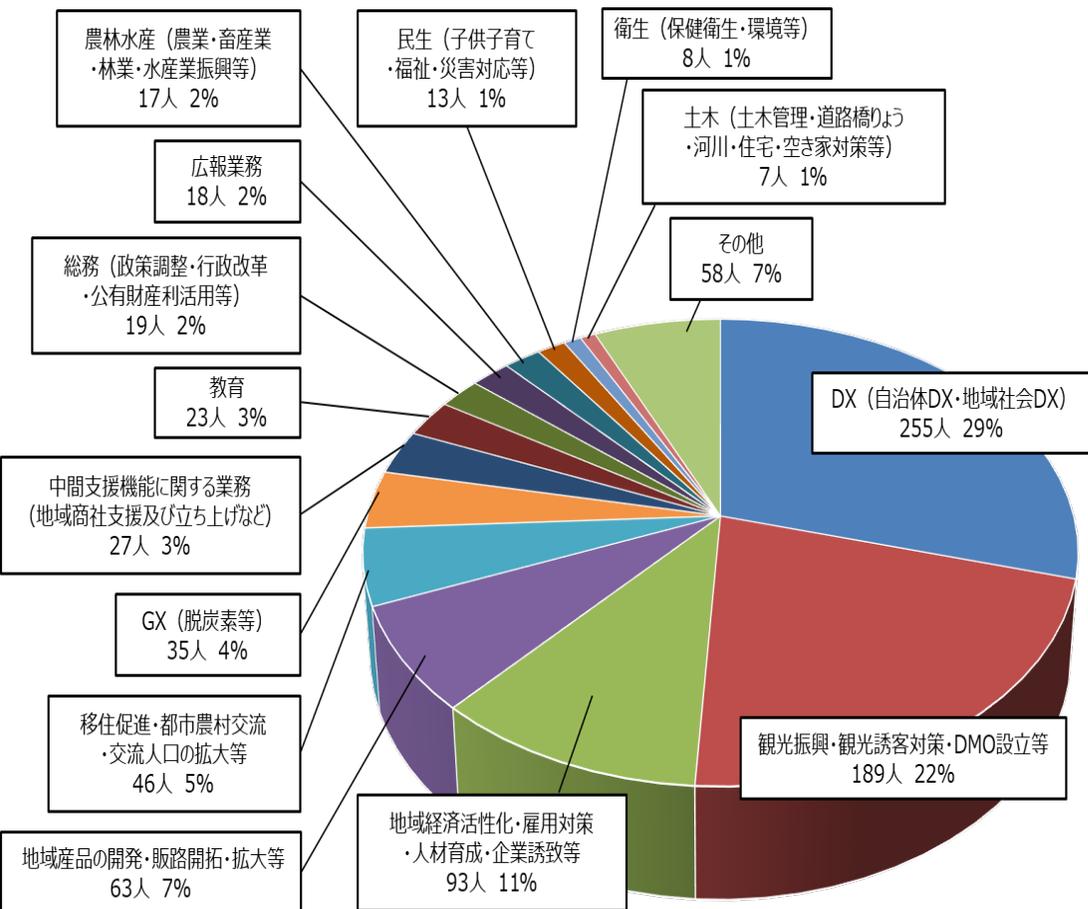


■ 男 ■ 女

■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60歳以上

地域活性化起業人の実績（令和6年度）

地域活性化起業人のカテゴリー別



※企業派遣型は、①DX (238人 30%) ②観光 (170人 22%) ③地域経済活性化 (78人 10%)
副業型は、①観光 (19人) ②DX (17人 19%) ③地域経済活性化 (15人 17%) の順に活用

活用企業例

○ 企業派遣型の活用企業例

企業名	人数
株式会社JTБ	40
合同会社DMM.com	24
ソフトバンク株式会社	22
AKKODiSコンサルティング株式会社	21
富士通Japan株式会社	17
日本航空株式会社	15
株式会社ABC Cooking Studio	13
株式会社フォーバル	13
株式会社ぐるなび	12
デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社	12
合同会社EXNOA	11
一般社団法人おかえり集学校	10
西日本電信電話株式会社	10
ANAあきんど株式会社	9
株式会社イーベース・ソリューションズ	9
クラブツーリズム株式会社	8
サントリーホールディングス株式会社	8
西日本旅客鉄道株式会社	8

○ 副業型を活用する社員が所属する企業例

企業名	人数
デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社	5
一般社団法人地域人財基盤	2
株式会社シグマクス	2
株式会社Specialist Entertainment	2
株式会社ニコン日総プライム	2
CrossoverGroup株式会社	2
K&ESG株式会社	2
全日本空輸株式会社	2

※派遣人数の多い順に抜粋（企業派遣型・副業型それぞれ人数の多い順に抜粋） 4

地域活性化起業人活用事例（令和6年度 企業派遣型）

福島県 浪江町 × 東武トップツアーズ株式会社

【取組内容・成果】

（観光振興等）

① いこいの村なみえ 学生用団体昼食プラン 提案

・浪江町内にある「震災遺構 請戸小学校」に震災復興・防災学習を目的に訪れる学生向けに「いこいの村なみえ」での学生用団体昼食プランを立案し、誘客の販路拡大を図っている。



② 日本橋ふくしま館 MIDETTEにてフェアを開催

・福島県の首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館 MIDETTE」において浪江町主催としては、初の「浪江町フェア」を開催し、町内の産品や伝統的工芸品のPRを実施し、広く発信し風評払拭を図っている。



愛媛県 八幡浜市 × 日本航空株式会社

【取組内容・成果】

（地域産品の開発等）

① 八幡浜への旅行商品の造成販売、TV宣伝

・地域の特色を活かし「フグ・鱧・鯛」の夕食メニューの開発やミカンの段々畑から見下ろす景色などを素材に旅行商品を企画するとともに、旅行内容をTV放送し新たな旅の目的地として積極的な広報を実施。



② 八幡浜ちゃんぽんカップ麺の販売・八幡浜フェアの開催

・ご当地ソウルフード「八幡浜ちゃんぽん」のカップ麺を開発・製造し、全国に向けて販売・発信を実施。
・首都圏の百貨店にて市単独での物産展を開催。「みかんと さかなと ちゃんぽんのまち、八幡浜」のPRを実施。



新潟県 燕市 × 株式会社マイナビ

【取組内容・成果】

（地域経済活性化・雇用対策等）

① 市役所のオープン・カンパニーを県内自治体初開催

・本格的な就職活動前の大学3年生などに向けた説明会（オープン・カンパニー）を県内自治体で初開催。
・また、仕事体験・インターンシップ等の実施による来年度採用に向けた母集団形成を行った。接触人数は、昨年度を大幅に超え、効果的な採用広報を実施できた。



② R7来年度採用に向けた計画案の作成

・R6年度採用での課題を改善するため、広報や説明内容などの見直しを図るとともに、適性テストの結果を参考に採用要件を作成し、それに伴った選考方法や面接官研修を実施していく予定。



福岡県 川崎町 × 株式会社フォーバル

【取組内容・成果】

（自治体DX・地域社会DX）

① 地域産業DX化の支援

・中小企業のDX化の伴走支援等を行ってきた派遣元企業でのノウハウを生かし、町の商工会と連携して、産業のDXに関する講演会を実施するなど、町内企業の地場産業の活性化、DX推進の支援を行っている。

② 庁内のDX推進の牽引

・DX推進に向けた取り組むべき事項の整理と課題解決に向けた企画立案を行っている。
・また、管理職向けにDX研修を実施し全庁的なDX推進を牽引しているほか、若手職員を中心としたチーム会議を定期的実施。行政のデジタル推進の事例にとどまらず、民間企業のデジタル推進の事例も含めながら、DX人材の育成を行っている。



地域活性化起業人活用事例（令和6年度 副業型）

北海道 訓子府町 × 株式会社Agri Innovation Design

【契約締結のきっかけ】（中間支援機能に関する業務）

- 町においてまちづくり商社の設立に向けた取り組みを進めている中で、他自治体の廃校利用事例の視察の際に、当自治体の委託先企業（廃校・地方創生プロデューサー・運営）の当人から施設の事例紹介を受けた。その後、町から当人にアプローチをかけたところ、副業型の契約締結に至った。

【取組内容・成果】

○訓子府町まちづくり会社設立準備

- 町民や事業者、議員など様々な聞き取りを行い、設立に向けた事業計画の作成準備を実施。

○第1回くねっぶ牧場ミニマラソン企画

- まちづくりの一環として、町営牧場の有効活用方法を考案。普段は立入禁止の牧場の中を走るマラソン大会を企画。



山梨県 丹波山村 × 株式会社NTTドコモ

【契約締結のきっかけ】（自治体DX・地域社会DX）

- 当人は、山形県内を中心に営業職として活動しており、元々個人的に丹波山村に興味・関心を抱いていたところ、業務で村長と対面できる機会があったことから、何か地域のために協力できないかと相談したところ、本制度を活用できることを知り、契約締結に至った。

【取組内容・成果】

○住民向け地域情報配信システムの企画、設計、構築、運用

- 村民が村の最新情報を知らない、情報がバラバラで情報把握が困難という村の課題に対し、「村公認LINE」を新規に立ち上げ、村の最新情報やごみ収集日程表の配信を行い、デジタル・デバイドの解消を目指している。

【村公認LINE実装機能】

- ✓ カレンダー配信（ごみ、色々月間イベント）
- ✓ 防災たばやま音読（人の声）
- ✓ 村内電話帳（店舗/施設等）
- ✓ 村の最新ニュース、イベント情報配信



村公認LINE
「たばやまりんぼ」

岐阜県 山県市 × 株式会社Specialist Entertainment

【契約締結のきっかけ】（地域社会DX・教育）

- 地方創生に興味があった当企業の代表者が、地元の山県市に貢献したいと市の副業型の起業人の募集に応募したところ、それに影響を受けた同企業の岐阜県出身の社員も応募し、同企業の2名がDXと教育の分野でそれぞれ活動している。

【取組内容・成果】

○山県市商工会議所のDXの推進等

- 市の商工会議所の業務効率化に向けてITツールを導入し、業務サポートを実施するとともに、市内の中小企業の課題をリサーチし、県内の銀行、信用金庫、大学等と連携し、ソリューション提案から実行まで推進する取組を実施。

○キャリア教育推進業務

- 地元中学生が、地域の魅力を理解し、地域の未来を自分ごと化するためのキャリア教育やグローバルリーダー育成のためのプログラムを企画提案し、今後のワークショップ開催に向け、教育委員会の職員等と連携しながら取組を進めている。



沖縄県 北中城村 × 株式会社リブル

【契約締結のきっかけ】（農林水産）

- 村では、ふるさと納税の返礼品の開発に力を入れており、牡蠣の養殖に着目していた中、村のふるさと納税委託業者から、他自治体で牡蠣の実証実験を実施している当企業の紹介を受け、副業型の契約締結に至った。

【取組内容・成果】

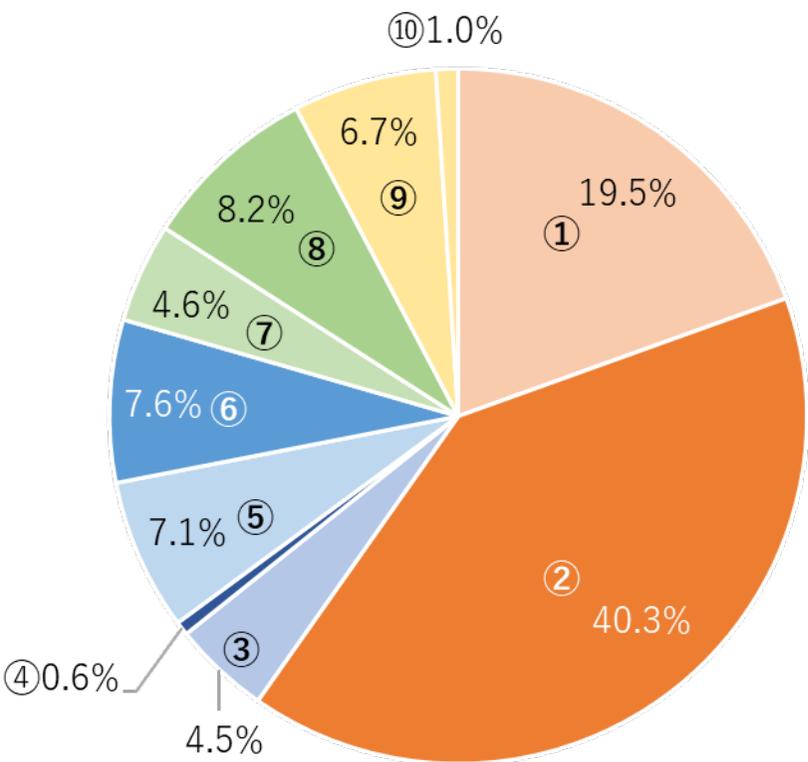
○真牡蠣養殖実証事業

- 村内の漁業者の所得向上と新たな養殖業の展開を目的に、村美崎地先にあるアーサ（あおさ）養殖場の一区画でIoTスマート牡蠣養殖技術の実証実験を実施。
- 約2000個の稚貝を専用のバスケットで育てる手法（シングルシード方式）を用いて育成を行い、地元の漁業組合と連携し、令和7年3月の水揚げを目指している。



地域活性化起業人制度を知ったきっかけ（令和6年度 企業派遣型）

地域活性化起業人制度を知ったきっかけ



従前から接点があった 59.8%

接点はなかった 32.6%

地域活性化起業人を知ったきっかけ	人数	%
①派遣元企業は従前から接点を持っていた企業であり、企業側から制度の活用に係る打診があった。	152	19.5%
②派遣元企業は従前から接点を持っていた企業であり、自治体側から制度の活用に係る打診をした。	314	40.3%
③ 派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、主に総務省のHPに掲載している情報を通じて、企業側から制度の活用に係る打診を受けた。	35	4.5%
④派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、主に総務省のHPに掲載している情報を通じて、自治体側から制度の活用に係る打診をした。	5	0.6%
⑤派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、企業側から制度の活用に係る打診を受けた（上記③を除く）。	55	7.1%
⑥派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、自治体側から制度の活用に係る打診をした。（上記③を除く）	59	7.6%
⑦派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、地方創生人材支援制度を所管している内閣府に相談し、マッチングの機会を得た。	36	4.6%
⑧派遣元企業と従前から接点を持っていなかった企業だが、第三者(地方創生人材支援制度を所管している内閣府を除く)からの仲介により、マッチングの機会を得た。	64	8.2%
⑨ その他	52	6.7%
⑩ 空白	8	1.0%
合 計	780	100%

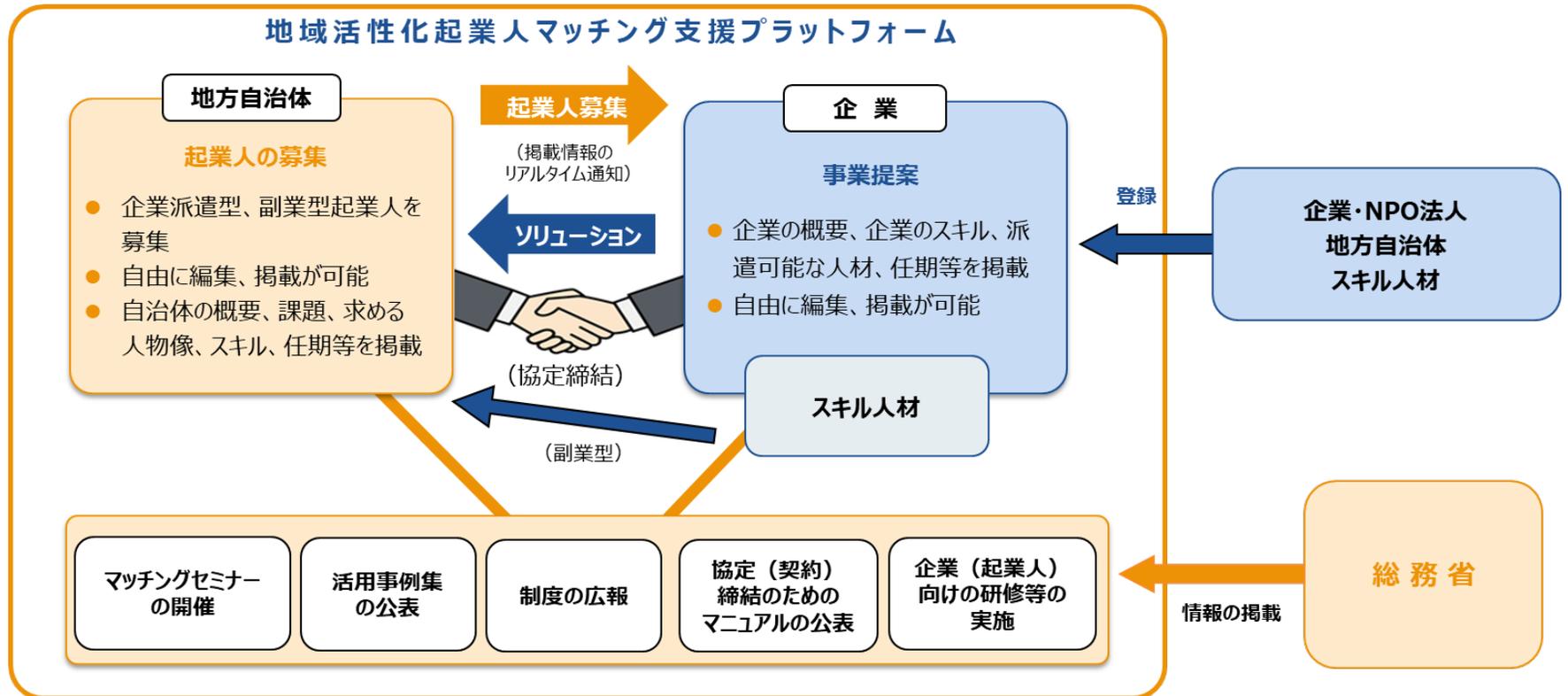


地域活性化起業人のマッチング支援事業

プラットフォームは現在構築中であり、今秋にリリース予定。
 ※募集中の自治体の情報は、現在総務省HPで公開中。

官民連携により、企業の即戦力人材の地方への流れを創出・拡大するため、自治体、企業の双方が、地域活性化起業人制度を有効かつ円滑に活用できるように、**地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォーム**を構築し、更なる制度の活用を推進する。

- R 5 年度補正予算で、**三大都市圏の企業約 5 万 5 千社**に対して周知広報を含めた調査を実施したところ、**約 1 万 3,000 社**から返信があり、そのうち、**約 3,000 社**が**制度に関心がある**と回答している。
- 一方で、制度を活用したい自治体・企業において、**どのようにアプローチを行えば良いかわからない**といった声もある。
- 調査結果を利用し、こうした課題を解消したうえで、**自治体、企業の双方が、制度を有効かつ円滑に活用**できるようにするため、地域活性化起業人の**マッチング支援のプラットフォーム**を構築するとともに、より効果的に自治体と企業のマッチングを進めるため、**マッチングセミナーを開催**するなど、マッチング支援を実施する。



ふるさとミライカレッジ、 ふるさとワーキングホリデーについて

令和7年5月
総務省 地域力創造グループ 地域政策課

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

（1）デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開

急速に進行する少子高齢化・人口減少を克服し、住民が豊かさや幸せを実感できる持続可能な地域社会を構築するためには、新技術を徹底活用して地域の社会課題を解決し、東京一極集中の是正や多極化を図るとともに、地方から全国への成長につなげていく必要がある。このような認識の下、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、人口減少、東京一極集中、地域の生産年齢人口の減少や日常生活の持続可能性の低下等の残された課題に対応するため、**女性・若者にとって魅力的な地域づくり等地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力に後押しし、国民的議論の下、強い危機感を持って地方創生の新展開を図る**。デジタルの力を活用して地方創生を加速させるとともに、行政区域にとらわれず暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏の形成や地方と東京の相互利益となる分散型国づくり等を進め、デジタル田園都市国家構想を国土形成に展開する。

地方創生 10 年の取組と今後の推進方向（令和6年6月10日）（抄）

2 残された課題、新たな課題と今後求められる取組方向

【課題】

東京圏への過度な一極集中については、まち・ひと・しごと創生法が公布・施行された2014年における東京圏への転入超過数は約10.9万人であったが、その後、東京圏への人の流れが強まり、新型コロナウイルス感染拡大前の2019年には約14.6万人となった。新型コロナウイルス感染症の影響もあって、2020年には約9.8万人、2021年には約8万人まで減少したが、2022年は約9.4万人、2023年は約11.5万人となるなど、東京圏への人の流れが再び強まりつつある。**特に、進学や就職を契機として10代後半及び20代の若者の転入超過が続いており、その傾向は男性よりも女性において顕著である。**（略）

【取組方向】

地方への人の流れを力強いものにするため、これまで進めてきた地方移住、企業の地方移転、地方への国内投資の促進、地方大学・高校の魅力向上等については一層効果的に取り組むとともに、テレワークを活用して地方の課題解決を図る官民共創の取組も充実させる必要がある。**さらに、東京圏への一極集中の主な要因である女性・若者に着目し、女性・若者の人生設計において地方での生活が選択されるよう、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出や、結婚・出産や子育て環境の充実、アンコンシャス・バイアス（性別による無意識の思い込み）の解消等、女性・若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた検討を女性・若者の視点から行っていく必要がある。**（略）

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

内閣官房
新しい地方経済・生活環境
創生本部事務局作成資料

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

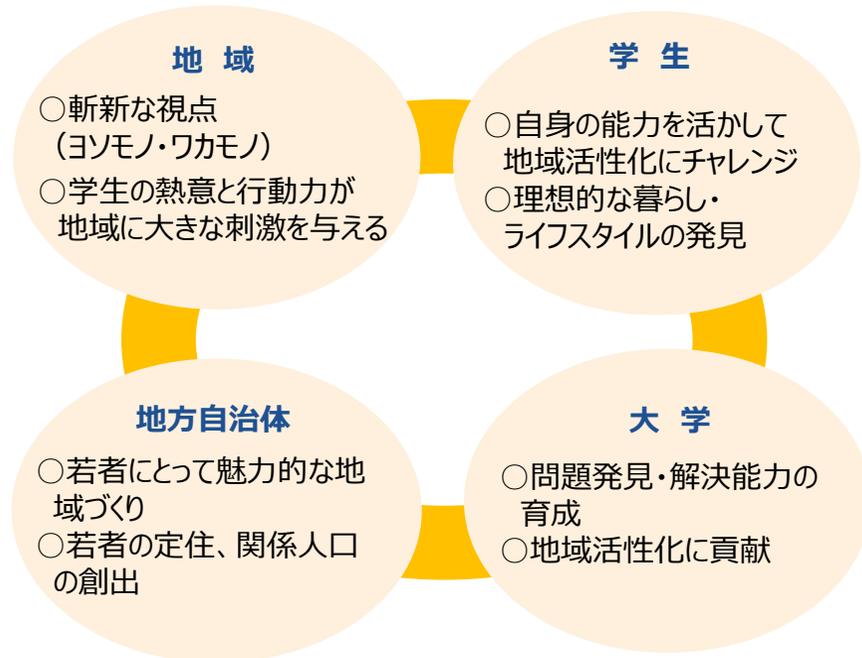
- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト（国予算事業） （ふるさとミライカレッジ）

令和6年度補正予算額：280百万円（新規）

大学等高等教育機関と地域が連携して地域課題解決プロジェクトのモデル事例の創出・横展開、プラットフォームの構築を推進。進学を契機として東京圏への若者の転出超過が続いている中、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させ、地域の担い手の確保や将来的な地域おこし協力隊等への参画を推進。

大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの効果 ～地域・学生・地方自治体・大学の「四方よし」の取組～



<現状と課題>

- 一部の地域において、大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが取り組まれており、地域活性化や若者の定住等の成果が上がっているが、全国的な広がりには至っていない。
- 課題としては、
 - ・地方自治体・地域・大学・学生間のプロジェクト効果の認知不足
 - ・大学・学生のフィールドワークの場はあるものの地域・自治体が活用できていない（地域・自治体の受入れのノウハウ・マンパワー不足）
 - ・大学・学生には費用負担と受入れ地域・自治体とのマッチングの困難等がある。

<事業概要>

- ① モデル事例の創出・横展開（1.8億円）
 - ・先進事例のノウハウの分析調査 0.3億円
 - ・自治体へのモデル事業委託（プログラム策定、受入体制構築等を支援）
定額10,000千円×15カ所＝1.5億円
 - ※4/28（月）～5/30（金）第二次公募
(URL) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/furusatomiraikarejji.html
- ② プラットフォーム構築（1.0億円）
 - ・ウェブサイト構築・運営、広報、セミナー開催、マッチング支援 1.0億円

都市圏等の大学等



担い手の育成・還流



条件不利地域等



第1次公募採択プロジェクト一覧

	採択自治体	採択プロジェクト	事業費	目指す成果
1	秋田県能代市	若者の視点を取り入れた“のしろつながるまちキャンパス4”プロジェクト	10,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 日常的にチャレンジする場所を創出するとともに、学生も活用できる拠点化を目指す。 駅前商店会、畠町商店街への来街者の増加を目指す。 参加学生が全員関係人口として、本地域に継続的に関わる関係性の構築を目指す。
2	山形県小国町	「ぶな文化」を核とした地域課題解決プロジェクト	10,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 地域価値の源泉としての「ぶな文化」を核に世代間交流や地域価値を見直し移住や事業化につなげることを目指す。 中高生が、将来のロールモデルとなる大学生や地域内人材と共に探究的な学びを実践する環境と拠点を作る。
3	福島県玉川村	Creating the future「たま×たま」プロジェクト	8,936千円	<ul style="list-style-type: none"> 小中高生が将来的に「戻ってきたい・ふるさとに貢献したい・応援したい」と思える土台をつくり、郷土愛を育成する。 参加した大学生が継続的に地域に関わり、地域の担い手として活躍する環境を整備し、ひと・もの・ことを循環させる。
4	新潟県南魚沼市	若者の視点を取り入れたリノベーション・プロジェクト	10,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 大学生が空き家及び公共施設を改修し、その後も継続的に学生が合宿拠点として活用できる施設の創設を目指す。 中高生が進学後に、地元に戻り行政職員や団体職員として地域活性化に取り組んでもらうよう事業を進めたい。 参加大学生の8名が継続的に訪問し、内2名は地域おこし協力隊や「ふるさとワーキングホリデー事業」等のディレクターとして関わってもらえるような関係を築きたい。
5	長野県小布施町	地域と学生等との共創プログラム開発プロジェクト	10,000千円	<ul style="list-style-type: none"> コミットする学生等参画者の創出；事業の実装に向けた活動に、プログラム終了後に3名以上が関与し続ける状態 “継続的に取り組むこと”への町内外利害関係者合意；1件以上、構想・実装を町内外利害関係者で合意を得る コーディネータ人材の育成；実証期間終了後に2名以上が見込まれる状態
6	長野県飯田市	若者の視点を取り入れた過疎地支援「遠山郷ESDカレッジ未来共創プロジェクト」	10,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 若者世代の「交流人口」を増加させるため、これまでの取組を生かし、「遠山郷クラブ」（仮称）にアップデートする。 地域の子どもや住民向けのイベント開催や住民の集会等でも活用できる活動拠点の形成を目指す。 将来は参加学生のうち半数について関係人口として継続的な訪問が行われる関係となることを目指す。
7	兵庫県丹波篠山市	中立舎を拠点とした居場所づくりプロジェクト	9,950千円	<ul style="list-style-type: none"> 新たな関係人口の流入・定着が生まれ、担い手が育成されることで、地域文化・伝統行事が継承される。 地域の発信力が上がり、外部との接点が増えるとともに、地域資源の再評価と価値の再発見。 中立舎を核とした共創・協働の拠点が機能することで関係人口として地域と繋がり続ける動きが生まれる。
8	和歌山県	ローカル線沿線地域を対象とした課題解決プロジェクト	10,000千円	<ul style="list-style-type: none"> その地域でしか体験できない活動や交流を経て、地域への関心と愛着を高め、関係人口として地域と繋がることを目指す。また、県で新設予定の関係人口創出プラットフォームへ参加学生8割の登録を促す。
9	島根県雲南市	長年培ってきた土壌を活かした人材還流プロジェクト	10,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 地域のお祭りや古民家改修に学生たちが参画し、アイデアを提案・実行することで、新たな交流と賑わいを創出する。 学生と住民が交流を深める拠点の整備や、学生と多様な地域プレーヤーとの対話・共創を通じて、プロジェクト後も学生が雲南市と継続的に関わる関係性を構築する。
10	島根県海士町	“島留学”×“システム×デザイン思考”による事業共創・人材育成プロジェクト	9,850千円	<ul style="list-style-type: none"> 学生等が経営人材候補として、財団が中間支援組織として、連携しながら事業共創ができる状態を目指す。 そこに向けて、①学生等およびまちづくり団体の人材育成、②地域課題を解決する数千万規模のスタートアップの企画・チームアップ、③島留学制度の発展方向性の明確化、の3点についてそれぞれ成果を把握・測定する。
11	愛媛県宇和島市	地域を担う若者と一緒に考える事前復興プロジェクト	10,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 高校生と継続的な展示とワークショップを実施し、住民に広く防災・事前復興を共有するとともに多様な声を集める。 提案書は、市の事前復興まちづくり計画事業の参考資料とし、具体的なソフト・ハード整備へ展開させる。
12	沖縄県宮古島市	若者の視点を取り入れた宮古島モデル構築プロジェクト	10,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 大卒の新規就業者を増やすための週末副業を選択肢に加えた新たな採用モデルの構築。 学生の地域課題研究成果の地域関係者との共有による新たな視点と解決法の共通理解創出。

ふるさとミライカレッジ【R7新規】（特別交付税措置）

若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させるため、三大都市圏外の市町村及び三大都市圏内の条件不利地域を有する市町村等が、大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を支援

対象団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- ③都道府県（ただし、上記①又は②の市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）

対象事業

地方公共団体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトのうち、「①大学生等の移住や関係人口としての地域との関わり」、「②若者にとって魅力的な地域づくり」、「③具体的な地域の課題解決」を目的とするものであって、以下に掲げるすべての事項に該当する取組

- ・単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと
- ・関係者が継続的に参画するものであること
- ・学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること
- ・学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること
- ・プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものであること
- ・総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること

※同一大学との同一プロジェクトに対する地方財政措置は3年間に限る。

対象経費

- ・参加学生等の募集に要する経費
- ・滞在所の確保に要する経費（宿泊費等）
- ・コーディネーター委託費
- ・プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）
- ・受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ・プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）

※ 地方単独事業が対象

※ 参加者等の飲食に要する経費、事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等、本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費は対象外

特別交付税措置

1団体あたり 15,000千円に全参加者の滞在日数に5千円を乗じた額を加えた額（上限額）×措置率0.5（財政力補正あり）

自治体調査結果（概要）①

（調査目的） 大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが全国的に広がらない背景を把握するため、地方自治体と大学等高等教育機関が連携した地域づくりの取組に関する状況を全国的に調査する。

（調査対象） 都道府県及び市町村

（調査期間） 令和6年9月9日～9月27日

（回答数） 1187/1803（約66%）

調査内容	回答
<p>Q1 大学等高等教育機関（大学、高等専門学校）と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクト（別添の事例参照）を実施していますか。</p>	<p>ア 実施している： 431自治体</p> <p>【参考（総務省において回答欄の記入を元に整理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち相当程度の日数のフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトを実施 160自治体程度 ・うち大学や企業が行う研究開発等に補助金を交付しているもの 又は数日程度のフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトを実施 270自治体程度 <p>イ 実施を検討している： 89自治体</p> <p>ウ 実施も検討もしていない： 610自治体</p> <p>エ その他： 57自治体</p>
<p>Q2 Q1で「ア 実施している」と回答した貴自治体において、取組に当たって予算を計上していますか。</p>	<p>ア 予算を計上している： 252自治体</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち100万円以上の予算 80自治体 ・うち100万円未満の予算 172自治体 <p>イ 予算は計上しておらず、地域との調整等を行っている： 157自治体</p> <p>【参考（総務省において回答欄の記入を元に整理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち自治体が非予算でフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトを実施 90自治体程度 ・うち地域内外の大学等が授業や地域貢献として行うフィールドワークに協力 又は地域のまちづくりセンター等が行う地域課題解決プロジェクトに協力 70自治体程度 <p>ウ その他： 28自治体</p>
<p>Q3 Q2で「ア 予算を計上している」と回答した貴自治体において、直近の実績として、連携先の大学等高等教育機関の名称、フィールドワーク等で受入れた大学生の人数も合わせて回答ください。</p>	<p>4,931人（約11人/自治体）</p> <p>【参考（総務省において回答欄の記入を元に整理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち相当程度の日数のフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトに参画した学生の人数 1,300人程度（16人程度/自治体）
<p>Q4 Q1で「ア 実施している」と回答した貴自治体において、連携先となる大学等高等教育機関とはどのようにマッチングをしましたか。（複数回答あり）</p>	<p>ア 大学等高等教育機関から地方自治体にアプローチがあった： 160自治体</p> <p>イ 大学等高等教育機関から地域のまちづくり関係団体等アプローチがあった： 24自治体</p> <p>ウ 地方自治体から大学等高等教育機関にアプローチした： 139自治体</p> <p>エ 地域のまちづくり関係団体等から大学等高等教育機関にアプローチした： 20自治体</p> <p>オ その他： 97自治体</p>

自治体調査結果（概要）②

実施している（431自治体）

北海道（札幌市、室蘭市、釧路市、留萌市、美瑛市、名寄市、千歳市、滝川市、富良野市、恵庭市、石狩市、森町、江差町、今金町、古平町、余市町、栗山町、沼田町、和寒町、天塩町、豊富町、湧別町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、様似町、音更町、新得町、幕別町、浦幌町、中標津町、標津町）

青森県（青森市、八戸市、つがる市、今別町、深浦町、鶴田町、野辺地町、六戸町、大間町、階上町）

岩手県（久慈市、陸前高田市、雫石町、紫波町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、一戸町）

宮城県（塩竈市、白石市、角田市、東松島市、大崎市）

秋田県（秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、東成瀬村）

山形県（米沢市、鶴岡市、寒河江市、尾花沢市、大江町、金山町、高畠町、川西町、遊佐町）

福島県（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、伊達市、鏡石町、西会津町、猪苗代町、会津坂下町）

茨城県（水戸市、日立市、石岡市、下妻市、潮来市、那珂市、神栖市、行方市、阿見町、八千代町）

栃木県（宇都宮市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、高根沢町、那須町）

群馬県（前橋市、安中市、みどり市、みなかみ町）

埼玉県（熊谷市、東松山市、草加市、新座市、八潮市、川島町、吉見町）

千葉県（船橋市、松戸市、市原市、我孫子市、君津市、八街市、南房総市、山武市、酒々井町、横芝光町、白子町、長柄町）

東京都（港区、新宿区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、足立区、昭島市、調布市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、西東京市、日の出町、奥多摩町）

神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、小田原市、伊勢原市）

新潟県（長岡市、三条市、新発田市、燕市、糸魚川市、南魚沼市、阿賀町）

富山県（高岡市、魚津市、砺波市）

石川県（七尾市、小松市、珠洲市、野々市市、津幡町）

福井県（大野市）

山梨県（甲府市、都留市、山梨市、北杜市、上野原市、身延町、富士川町、道志村）

長野県（松本市、上田市、岡谷市、須坂市、小諸市、茅野市、長和町、辰野町、天龍村、上松町、南木曾町、小谷村、小布施町、高山村、木島平村、飯綱町）

岐阜県（大垣市、高山市、関市、恵那市、土岐市、郡上市、下呂市、神戸町、揖斐川町、富加町、川辺町、七宗町、東白川村）

静岡県（静岡市、三島市、島田市、磐田市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、菊川市、伊豆の国市、東伊豆町、小山町、川根本町）

愛知県（名古屋市、岡崎市、春日井市、津島市、刈谷市、豊田市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、高浜市、長久手市、東浦町、美浜町）

予算を計上している（252自治体）

北海道（札幌市、釧路市、名寄市、滝川市、恵庭市、石狩市、江差町、今金町、栗山町、沼田町、天塩町、湧別町、洞爺湖町、むかわ町、新得町、幕別町、中標津町、標津町）

青森県（今別町、野辺地町、階上町）

岩手県（久慈市、雫石町、岩泉町、田野畑村、普代村）

宮城県（塩竈市、白石市）

秋田県（秋田市、鹿角市、大仙市）

山形県（米沢市、寒河江市、大江町、金山町、高畠町、川西町、遊佐町）

福島県（福島市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、伊達市、鏡石町、西会津町、猪苗代町、会津坂下町）

茨城県（水戸市、日立市、石岡市、潮来市、神栖市、阿見町、八千代町）

栃木県（宇都宮市、栃木市、日光市、高根沢町）

群馬県（前橋市、みなかみ町）

埼玉県（熊谷市、新座市、川島町、吉見町）

千葉県（松戸市、八街市、南房総市、酒々井町、横芝光町）

東京都（港区、新宿区、世田谷区、北区、足立区、町田市、奥多摩町）

神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、小田原市、伊勢原市）

新潟県（長岡市、三条市、糸魚川市、阿賀町）

富山県（高岡市）

石川県（小松市、珠洲市、津幡町）

福井県（大野市）

山梨県（上野原市、道志村）

長野県（松本市、上田市、岡谷市、須坂市、小諸市、長和町、辰野町、南木曾町、小谷村、小布施町、木島平村）

岐阜県（大垣市、高山市、関市、土岐市、揖斐川町、富加町）

静岡県（静岡市、島田市、藤枝市、袋井市、菊川市、伊豆の国市、東伊豆町）

愛知県（名古屋市、岡崎市、春日井市、刈谷市、豊田市、小牧市、東海市、大府市、高浜市、長久手市）

三重県（桑名市、伊賀市）

滋賀県（長浜市、日野町）

京都府（綾部市、宮津市、八幡市、京田辺市、南丹市、井手町）

大阪府（岸和田市、吹田市、泉佐野市、寝屋川市、大東市）

兵庫県（姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、三木市、小野市、三田市、丹波篠山市、養父市、たつの市、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町）

奈良県（奈良市、御所市、御杖村、広陵町、吉野町、下北山村、上北山村）

和歌山県（田辺市、紀の川市、有田川町、白浜町、北山村）

自治体調査結果（概要）③

実施している（431自治体）

三重県（津市、伊勢市、桑名市、伊賀市、木曾岬町、度会町、南伊勢町）
 滋賀県（長浜市、守山市、東近江市、日野町、多賀町）
 京都府（綾部市、宮津市、向日市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、井手町、宇治田原町、与謝野町）
 大阪府（大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、阪南市）
 兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、洲本市、豊岡市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、小野市、三田市、丹波篠山市、養父市、たつの市、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町）
 奈良県（奈良市、五條市、御所市、宇陀市、御杖村、広陵町、吉野町、下北山村、上北山村、東吉野村）
 和歌山県（田辺市、紀の川市、有田川町、美浜町、白浜町、北山村）
 鳥取県（米子市、岩美町、八頭町、伯耆町、日南町、江府町）
 島根県（浜田市、江津市、雲南市、奥出雲町、吉賀町、隠岐の島町）
 岡山県（岡山市、高梁市、新見市、赤磐市、美作市、久米南町）
 広島県（呉市、府中市、三次市、東広島市、廿日市市）
 山口県（宇部市、山口市、萩市、周防大島町、田布施町）
 徳島県（阿南市）
 香川県（高松市、坂出市、観音寺市、東かがわ市、土庄町、綾川町、まんのう町）
 愛媛県（宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、西予市、内子町）
 高知県（高知市、室戸市、香南市、大豊町、津野町、四万十町）
 福岡県（北九州市、福岡市、大牟田市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、宗像市、古賀市、糸島市、那珂川市、久山町、東峰村）
 佐賀県（武雄市、みやき町、有田町）
 長崎県（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、壱岐市、五島市、雲仙市、長与町、時津町、川棚町、小値賀町、新上五島町）
 熊本県（熊本市、人吉市、玉名市、阿蘇市、山都町、苓北町）
 大分県（別府市、中津市、竹田市）
 宮崎県（宮崎市、綾町、都農町、門川町、諸塚村、美郷町）
 鹿児島県（阿久根市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、中種子町、天城町）

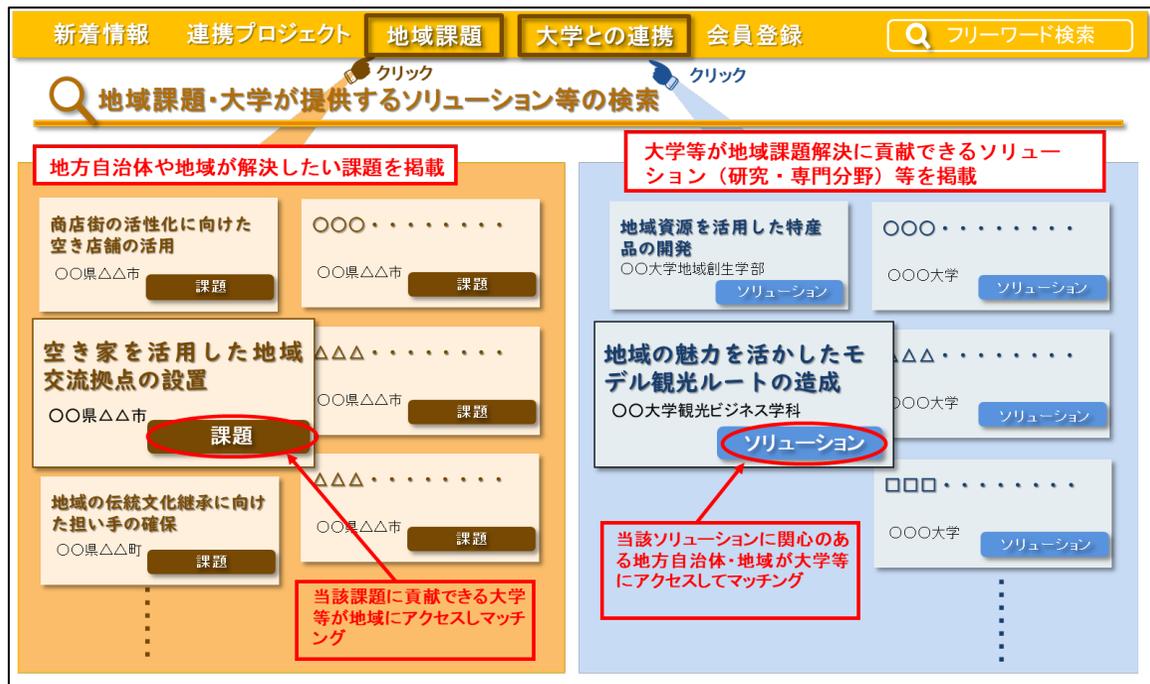
予算を計上している（252自治体）

鳥取県（江府町）
 島根県（浜田市、雲南市、奥出雲町、吉賀町）
 岡山県（岡山市、高梁市、新見市、久米南町）
 広島県（府中市、三次市、東広島市、廿日市市）
 山口県（宇部市、山口市、萩市、周防大島）
 香川県（高松市、観音寺市、土庄町、綾川町、まんのう町）
 愛媛県（宇和島市、西条市、四国中央市、西予市、内子町）
 高知県（室戸市、四万十町）
 福岡県（福岡市、大牟田市、飯塚市、柳川市、宗像市、糸島市、久山町、東峰村）
 佐賀県（有田町）
 長崎県（長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市、時津町、川棚町）
 熊本県（熊本市、阿蘇市）
 大分県（中津市）
 宮崎県（門川町、諸塚村）
 鹿児島県（阿久根市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、いちき串木野市、天城町）

今後のふるさとミライカレッジに係る取組

マッチングプラットフォーム（イメージ）

- 地方自治体・地域と大学等高等教育機関・学生団体がマッチングできるようなオンラインプラットフォームを構築（令和8年2月リリース予定）。
- 本プラットフォームでは、大学等と地域が連携した地域づくりに関心のある地方自治体・地域、大学等高等教育機関・学生団体等が、地域の概要・課題、求めるスキルやソリューション、大学等高等教育機関との連携プロジェクトの実績等を掲載（予定）。
- 大学等と地域が連携した地域課題解決に取り組まれる皆様におかれては、ぜひ登録いただき、積極的なご活用をお願いいたします。



今後の事業スケジュール(予定)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	第1次公募・契約	事業の実施 (R7. 6月～R8. 2月)										
	第2次公募・審査・採択	契約	事業の実施 (R7. 7月～R8. 2月)									
			マッチングイベント&セミナー (8～9月)									
						中間報告会 (10～11月)						
									総務省マッチングプラットフォームリリース (2月中旬)	★	成果報告会 (3月)	

ふるさとワーキングホリデー（H28～）

- 都市部の人などが一定期間（2週間～1か月程度）地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。



参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



自治体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



実績

- H28～R6において、**5,979名**が参加（R6は、**58団体**が実施し、**858名**が参加）
- 参加者の**約9割**が満足、**約9割**が再訪意向があると回答
- 参加後、**同地域において、移住・定住や、地域おこし協力隊として活躍する**などの例

地元農家・企業等

【農業・漁業・林業・旅館・観光業 等】
人手不足の解消が図れるとともに、都市部の若者等との交流が生まれる。



財政措置等により支援（総務省）

広報支援

- 専用のポータルサイトの運用
- SNS（Instagram、X、facebook）の運用
- インターネット広告の実施
- 合同説明会の開催
- イベント出展 等

地方財政措置

- 地方公共団体が実施するふるさとワーキングホリデーに要する経費について**特別交付税措置（措置率0.5 財政力補正あり）**

● 対象地域

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- ③都道府県（ただし、上記①又は②の市町村においてふるさとワーキングホリデーを行うものに限る。）

● 対象経費の上限

1団体あたり15,000千円 + 5千円 × 全参加者の延べ滞在日数

[対象経費]

参加者の募集に要する経費、申込みの受付に要する経費、受入の準備に要する経費、相談窓口の開設に要する経費、滞在场所の確保に要する経費、受入企業等と参加者の労働契約の締結、労務の提供開始に要する経費、オリエンテーションや交流イベント・学びの場等の各種企画調整、実施に要する経費、参加者の活動への支援に要する経費

ふるさとワーキングホリデー 活用事例 (令和6年度)

北海道 釧路市 参加実績：5名

【就労内容】

- 農業：ワインドウの栽培管理・収穫
牧場の手伝い・子牛の哺育
- IT：システムエンジニアのサポート業務
- 自動車整備：アシスタント業務

【地域との関わり】

- 地岸壁炉端での夕食会、湿原散策など（秋季）
- ワカサギ釣り体験、スケート体験など（冬季）

【成果】

- 参加者の中には自主的に再訪問している方や、市で募集している「**地域おこし協力隊**」に応募する方もおり、**リピーターの確保**につながっている。
- 今まで当市を知らない・来訪したことがなかった方に対するプロモーションを図ることができたほか、地域との**継続的な関わり**が見込めそうな人材の発掘を行うことができています。



岐阜県 白川町 参加実績：15名

【就労内容】

- 飲食業・サービス業・観光業・宿泊業
- 農業・まちづくり事業・製造業
- 教育事業

【地域との関わり】

- 夏祭り、山登り、星空観察会、味噌づくり、醤油しぼり
- 学校キャンプ、有機農家フェス 等

【成果】

- R4・R5・R6年度のふるさとワーキングホリデー参加者**37名中5名**が移住に繋がった。**内2名が新卒**で町内企業に就職した。
- プログラム参加後も参加者が交流できる機会を設けていることもあり、**継続的に町に関わってくれている**方が多い。



新潟県 南魚沼市 参加実績：55名

【就労内容】

- 農業：しいたけ、スイカの収穫、コシヒカリの生育管理
- 観光業：グランピング、スキー場、レストランの運営補助
- 宿泊業：キャンプ場施設スタッフ、旅館スタッフ等

【地域との関わり】

- 地元中高校生との対話型イベントに参加
- 商店街イベントへの参加、広報冊子の編集を通じた取材

【成果】

- 参加者全員が1軒の古民家で共同生活を行い、寝食を共にすることでの新たなコミュニケーションの機会になった。
- ふるさとワーキングホリデーの**リピーター**や、この事業をきっかけに、企業のインターンや**地域おこし協力隊**としてふるさとワーキングホリデーの運営に携わるなど、次の関わりを求める学生も出てきている。



高知県 馬路村 参加実績：19名

【就労内容】

- 飲食業、観光業、サービス業、宿泊業
- 農業

【地域との関わり】

- 森林間伐体験
- ゆず絞り体験、ゆずのお寿司作り体験
- お花見や交流会

【成果】

- 観光、ふるさと納税、馬路村特別村民への登録、馬路村役場・農協などのSNSのフォロー、大学卒業論文のために再来訪、移住フェアの参加、地域住民との継続的交流などワーキングホリデーの枠を超えた**関係人口の拡大**につながっている。



ふるさとワーキングホリデーの実績等

就労内容(例)

- 農業(特産品等)
- 旅館、ホテル
- 酒造業
- 製造業(窯業、神社・仏閣用授与品等)
- 観光業(スキー場、伝統工芸販売等)



地域との関わり(例)

- 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- 地域イベントの運営体験
- 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等



受入実績

5,979人が参加 (H28.4~R7.3)

OR3年度(29団体)(参加者303名)

岩手県、大分県、沖縄県、釧路市・鷹栖町・東川町・剣淵町・浦河町・広尾町・幌加内町(北海道)、盛岡市(岩手)、気仙沼市(宮城)、利島村(東京)、阿賀町・粟島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、長野市・大町市・伊那市(長野)、下呂市(岐阜)、川上村(奈良)、府中市(広島)、岩国市(山口)、須崎市・香南市中土佐町・東洋町・馬路村(高知)

OR4年度(49団体)(参加者572名)

岩手県、石川県、鳥取県、高知県、徳島県、鹿児島県、沖縄県、釧路市・浦河町・東川町・幌加内町・広尾町・弟子屈町・剣淵町・新得町(北海道)、黒石市(青森)、盛岡市(岩手)、気仙沼市・石巻市(宮城)、大館市(秋田)、村山市(山形)、五泉市・南魚沼市・上越市・妙高市・粟島浦村(新潟)、氷見市(富山)、利島村(東京都)、長野市・大町市・伊那市・小川村(長野)、下呂市・関市・白川町(岐阜)、南伊豆町(静岡)、蒲都市(愛知)、川上村(奈良)、南部町(鳥取)、府中市(広島)、岩国市(山口)、徳島市(徳島)、須崎市・香南市・中土佐町・東洋町・馬路村・芸西村(高知) えびの市(宮崎)

OR5年度(57団体)(参加者756名)

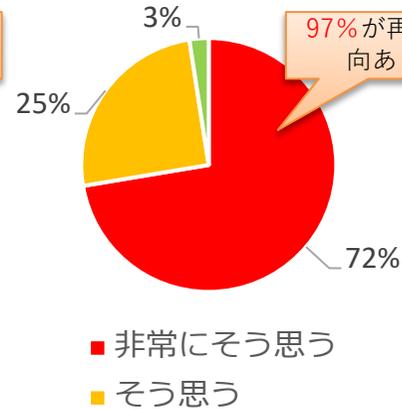
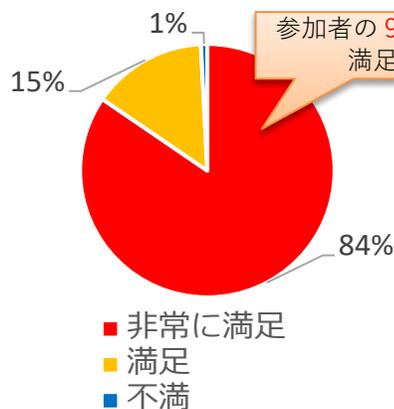
富山県、石川県、静岡県、徳島県、高知県、沖縄県、岩見沢市・秩父別町・士別市・東川町・広尾町・釧路市・弟子屈町・羅臼町・浦河町(北海道)、黒石市(青森)、石巻市・気仙沼市(宮城県)、大館市(秋田)、村山市(山形)、只見町(福島)、いばらき県央地域(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)、利島村(東京都)、妙高市・五泉市・粟島浦村・南魚沼市(新潟)、伊那市・大町市・長野市(長野)、下呂市・関市・瑞浪市・白川町(岐阜)、蒲都市(愛知)、川上村(奈良)、府中市(広島)、岩国市(山口)、徳島市・鳴門市(徳島)、松野町(愛媛)、東洋町・馬路村・芸西村・香南市・須崎市・中土佐町(高知)、志布志市・知名町(鹿児島)

OR6年度(66団体)(参加者858名)

青森県、岩手県、鳥取県、徳島県、沖縄県、釧路市、岩見沢市、士別市、秩父別町、北竜町、東川町、浦河町、新ひだか町、広尾町、羅臼町(北海道)、黒石市(青森)、一関市(岩手)、石巻市・気仙沼市(宮城県)、大館市(秋田)、只見町(福島)、いばらき県央地域(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)、水戸市(茨城県)、利島村(東京都)、妙高市・五泉市・南魚沼市・粟島浦村(新潟)、魚津市(富山)、伊那市・大町市(長野)、瑞浪市・下呂市・白川町(岐阜)、東伊豆町・南伊豆町(静岡)、蒲都市(愛知)、南伊勢町(三重)、川上村(奈良)、府中市(広島)、岩国市(山口)、徳島市・鳴門市(徳島)、伊予市・松野町(愛媛)、須崎市・宿毛市・香南市・東洋町・北川村・馬路村・芸西村・中土佐町・佐川町・四万十町・大月町(高知)、小林市(宮崎) 知名町(鹿児島)

参加者へのアンケート結果

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度 参加した地域への今後の継続的な訪問意向



回答者数：123名

ふるさとミライカレッジ 参考資料

地域・地方自治体と大学・学生との連携事例①

地域コミュニティの
活性化

×

全国3大学

【新潟県南魚沼市】

○大学のフィールドワーク等を通じた若者と地域住民との交流による地域の担い手づくり、若者に対して地域活性化に取り組む魅力的な大人との交流や自らの関わりしるを提供することにより移住・定住や地域課題解決プロジェクトへの参画を推進。

- 一般社団法人 愛・南魚沼みらい塾と連携し、大学のフィールドワークやふるさとワーキングホリデーの受入れを積極的に実施。
- 若者との交流や若者からの課題提起を踏まえて、地域住民が積極的に地域づくり活動に参画
- 3大学（明治大学、専修大学、大正大学）から学生が地域を訪れ、若者の中には、地域おこし協力隊として移住する者や、地域の課題解決プロジェクトに参画する者が出てきている。



地域おこし協力隊



大学生による起業プログラム

空家活用等

×

全国8大学

【岐阜県中津川市】

○建築を学ぶ学生が全国から集まり、「加子母木匠塾」として、空き家の改修、祭り櫓などの製作を通じて山村文化の継承や自然環境の推進等に取り組む。

- 建築を学ぶ大学生が、伝統的な技法による建築実習を通じて、森林環境、山村の伝統文化などを学ぶ活動として1991年から開催し、今年度で30周年。
- 8大学（金沢工業大学、京都芸術大学、京都工芸繊維大学、京都大学、滋賀県立大学、東洋大学、名城大学、立命館大学）から計200～300名の学生が活動。
- 加子母むらづくり協議会が主体となって学生の受入れを行っており、現在では建築のみならず様々な分野の大学が加子母を拠点に学んでいる。



東屋の製作



空き家の改修



地域コミュニティへの参画

地域・地方自治体と大学・学生との連携事例②

地域コミュニティの
活性化

×

全国15大学

【兵庫県洲本市】

○大学生と教員が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組む。

- 2023年度は15校（京都大学、大阪大学、龍谷大学等）から254名の学生を受入れ、地域と連携したまちづくり（域学連携事業）に取り組む。
- 域学連携事業の卒業生数名が、域学連携の取組を継続・発展するための研究・活動支援を行うためNPO法人洲本域学連携研究所を設立（2024年4月）。
- 学生時代に、洲本市で域学連携事業に関わった卒業生が「地域おこし協力隊」に就任し、協力隊卒業後、市内の原木椎茸農家を継業するなど、卒業後も地域との関係継続。



学生滞在拠点



ため池フロートソーラー発電所

ふるさとミライカレッジの各主体の課題、解決手法について

	大学と連携した地域課題解決プロジェクトの必要性	課題	解決方法
地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> 若者にとって魅力的な地域づくりのためには、地域の有力者や年配者の意見だけでなく、若者の意見を十分に採り入れた地域づくりが必要だが、若者が地域にいないため、若者を呼び込む必要 地域課題の解決のため大学の知見や大学生の担い手としての活用が必要 将来的な地域の担い手として、移住者・関係人口を増加させる必要 	<ul style="list-style-type: none"> 大学と連携した地域課題解決プロジェクトの実施のためには、地方自治体が大学・地域との間の調整（目的意識の共有）、プロジェクト実施に係る予算の確保等の役割を担う必要があるが、取組の効果について認知度が不足 関心はあるが大学へのアプローチの方法がわからない プロジェクト実施のノウハウ・マンパワー不足 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム・コミュニティ構築による広報（認知度向上）、マッチング支援 先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域のまちづくり会社への業務委託等） 先進事例の横展開（プログラム策定等支援）
地域		<ul style="list-style-type: none"> 地域側の目的意識がなく（地方自治体の関わりがなく）大学の依頼に基づいて受け入れているケースが多く、成果が地域に還元されていない（学生の体験学習に留まっている）。このため、受入れ疲れにより取組が継続しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体との共同実施 先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域コミュニティのキーマンとの交流（意識改革）、体験学習時に移住・関係人口化につながる機会を提供、提案ではなく課題解決の共同実施等） 先進事例の横展開（プログラム策定等支援）
学生	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏に住む若者の持続可能な地域づくりに貢献したい（56%）、地方暮らしにあこがれている（49%）という思いを実現する場がない ※トラストバンク調査（2023年） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題解決プロジェクトに参画する機会がない 旅費、宿泊費の負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> 大学と連携した地域課題解決プロジェクトの拡大 プラットフォーム・コミュニティ構築による広報（認知度向上） 地方自治体による旅費等の支援
大学	<ul style="list-style-type: none"> 効果の高い教育手法として、課題発見・解決型の学習機会を拡大する必要 	<ul style="list-style-type: none"> 受入れ地域の確保が難しい（受入れ可能な自治体がわからない（現状、先生の人脈頼み）） 先生の事務負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム・コミュニティ構築によるマッチング支援 先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域のまちづくり会社代表を臨時講師として任用等） 先進事例の横展開（プログラム策定等支援）

【事業概要】

地方自治体が大学等高等教育機関※¹と連携し、学生のフィールドワーク※²等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトのうち以下の内容を全て含むもの。

- ア 大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくことを目的とするものであること。
- イ 若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運を醸成することを目的とするものであること。
- ウ 具体的な地域の課題の解決を目的とするものであること。

※ 1 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、学生団体

なお、学生団体と連携する場合は、必ず代表する大学等の教員もしくは職員が当該プロジェクトの大学等側の責任者を担うこと。

※ 2 学生が概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）、地域に滞在して実際に住民と関わりながら、地域の課題解決に取り組む活動

[地域課題解決プロジェクトの一例]

- ・ 地域課題解決に若者の視点を取り入れるため、学生が実際にフィールドワークを行い、地域住民と連携しながら地域の強みや資源等の再発見を行うプロジェクト
- ・ 学生が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、新たな着地型観光商品の造成、商店街の空き店舗の活用、高齢者の買物の足の確保等の地域の課題解決に継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組むプロジェクト
- ・ 建築等を学ぶ学生を地域で受け入れ、空き家の改修や東屋の製作等を通じて地域文化の継承や自然環境の推進等に取り組むプロジェクト

自治体へのモデル事業 ②提案者

【提案者】 次のア～ウに該当する都道府県及び市町村

ア **三大都市圏**（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。） **外の市町村**

イ **三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村**^{※1}、**定住自立圏に取り組む市町村**^{※2}又は**人口減少率が高い市町村**^{※3}

ウ **都道府県（ただし、上記ア及びイの市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）**とする。

なお、地方自治体は、事前に連携する大学等高等教育機関やフィールドワークを受け入れる地域と調整を行い、実施する地域課題解決プロジェクトを提案すること。

なお地方自治体において、連携する大学等高等教育機関や学生等を広く募集することを妨げないが、年度内にプロジェクトを完了できる計画を立て、プロジェクトを提案すること。

※1 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げるアからキまでのいずれかに該当する市町村である。

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を含む。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※3 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村である。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村

※青色地域については、必ず条件不利地域等でフィールドワークを行う必要があります。

ただし、例えば同じ県内の複数地域でフィールドワークを実施する場合には、条件不利地域等に該当する地域と、該当しない地域の両方でフィールドワークを実施することは差し支えありません。

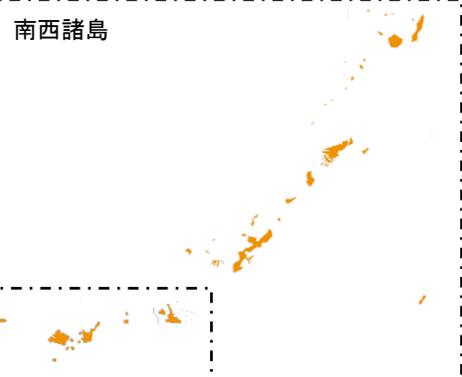
【参考】ふるさとミライカレッジに応募可能な地域

-  : 全ての市町村が応募可能
-  : 一部の市町村が応募可能

【京都府】
＜一部市町応募可能＞
京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、
京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、
宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、
京丹波町、伊根町、与謝野町

【奈良県】
＜一部市町村応募可能＞
奈良市、天理市、五條市、御所市、宇陀市、山添村、
川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、
高取町、明日香村、上牧町、吉野町、大淀町、
下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、
下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

【兵庫県】
＜一部市町応募可能＞
姫路市、洲本市、豊岡市、赤穂市、西脇市、加西市、
丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、
淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、
市川町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、
新温泉町



【愛知県】
＜一部市町村応募可能＞
岡崎市、刈谷市、豊田市、西尾市、
新城市、知立市、高浜市、東浦町、
南知多町、設楽町、東栄町、豊根村

【三重県】
＜一部市町応募可能＞
津市、伊勢市、
松阪市、名張市、
尾鷲市、亀山市、
鳥羽市、熊野市、
いなべ市、志摩市、
伊賀市、東員町、
多気町、明和町、
大台町、玉城町、
度会町、大紀町、
南伊勢町、紀北町、
御浜町、紀宝町

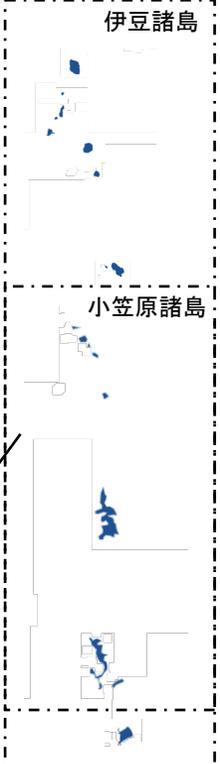
【大阪府】
＜一部町村応募可能＞
豊能町、能勢町、岬町、
千早赤阪村

【神奈川県】
＜一部市町村応募可能＞
相模原市、山北町、箱根町、真鶴町、清川村

【千葉県】
＜一部市町応募可能＞
銚子市、館山市、旭市、
勝浦市、鴨川市、富津市、
南房総市、匝瑳市、香取市、
山武市、いすみ市、栄町、
多古町、東庄町、九十九里町、
芝山町、白子町、長柄町、
長南町、大多喜町、御宿町、
鋸南町

【埼玉県】
＜一部市町村応募可能＞
秩父市、飯能市、
本庄市、越生町、
小川町、吉見町、
ときがわ町、横瀬町、
皆野町、長瀬町、
小鹿野町、東秩父村、
美里町、神川町、
上里町

【東京都】
＜一部町村応募可能＞
檜原村、奥多摩町、
大島町、利島村、
新島村、神津島村、
三宅村、御蔵島村、
八丈町、青ヶ島村、
小笠原村



自治体へのモデル事業 ③提案事業、実施すべき事項

【提案する事業】 次のア～カの内容をすべて満たすプロジェクトであること。

- ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと。
- イ 地方自治体、大学等高等教育機関、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトであること。
- ウ 学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること。
- エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること。
- オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものであること。
- カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること。

【実証事業として実施すべき事項】 次のア～エの内容を全て実施すること。

- ア 地方自治体、地域、大学、学生団体との連携体制の検討・構築
- イ 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの計画の作成
- ウ 計画に基づくプロジェクトの実践
- エ 実証事業の実施過程の記録、実証事業の計画、実証事業を実施する中で把握された課題、実証事業の成果等に関する報告書の作成

自治体へのモデル事業 ④対象経費

【対象経費】 次のア～カの経費を対象とすること。

- ア 連携する大学等高等教育機関や参加学生等の募集に要する経費
- イ 受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ウ 滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- エ プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- オ コーディネーター委託費
- カ プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 対象外になる経費

- ・ 参加者等の飲食に要する経費
- ・ 事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等
- ・ 本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費

【選定方法】

外部有識者等による書面審査等に基づき、委託候補事業を選定する。

また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。なお選定にあたっては、地域課題に応じた多様な事業を採択するため、事業内容のバランスを一定程度考慮する。

【選定のポイント】

委託候補事業の選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。

なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

①公募する事業の内容に対する有効性

- ア 提案の内容が、大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくために効果的なものとなっているか。
- イ 提案の内容が、若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運醸成を図るために効果的なものとなっているか。
- ウ 提案の内容が、具体的な地域の課題の解決のために効果的なものとなっているか。
- エ プロジェクトの成果が見えない・わかりにくいといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- オ プロジェクト実施のためのノウハウ・マンパワーが不足しているといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- カ 大学等の教員の事務負担が大きいといった大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- キ このほか、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトにおける地方自治体・地域・学生・大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。

②公募する事業の内容に対する適正性

- ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業となっていないか。
- イ 地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトとなっているか。
- ウ 学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）となっているか。
- エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けているか。
- オ 関係人口としての地域との関わりをつくっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものとなっているか。
- カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録する予定となっているか。
- キ 提案の内容が、令和7年度中に実施・完了が確実に見込まれているか。
- ク フィールドワーク等に実施にあたり、安全な実施体制が整っているか。

③委託事業を遂行する能力

- ア 本事業を遂行するため、必要な人員・体制を構築しているか。
- イ 本事業を実施するため、地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等の関係者との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されているか。
- ウ 事業実施スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組み立てられており、年度内に委託事業の確実な実施・運営・完了が見込めるか。

④本事業の遂行についての効率性

事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

⑤その他

その他特筆すべき提案内容があるか。

委託契約及び事業スケジュールについて（ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑥）

【契約の形態】

総務省の支出負担行為担当官と受託者の代表者が契約を締結する。

【委託費の扱い】

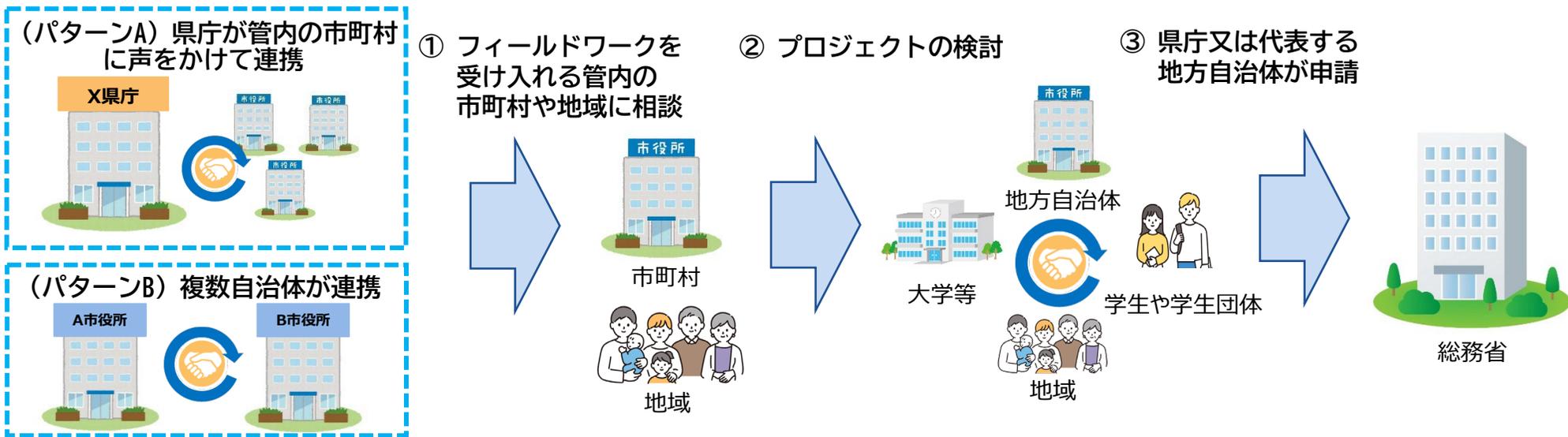
委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時まで地方自治体と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

また、委託費は、原則として、委託事業終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うものとする。

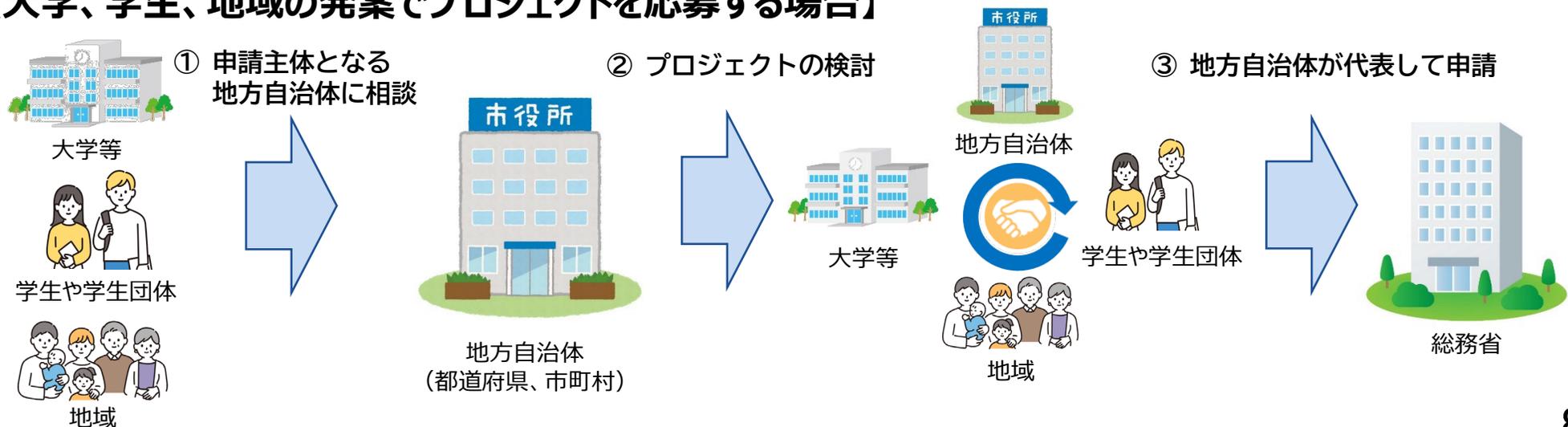
事業実施スケジュール（想定）

R6年度				R7年度												
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		第1次公募・審査・採択 1/23公募開始～3/28〆切			契約	事業の実施（R7.6月～R8.1月）										
					第2次公募・審査・採択	契約	事業の実施（R7.8月～R8.1月）									
										中間報告会 (10～11月)						成果報告会 (3月)
						定例報告会@オンライン（10回程度）										成果報告書提出 (2月中旬)

【地方自治体発案でプロジェクトを応募する場合】



【大学、学生、地域の発案でプロジェクトを応募する場合】



モデル事業公募に係るQ & A ① (ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑧)

	質問	回答
①申請する事業の対象について	モデル実証事業において、地方自治体が管内の基礎自治体や地元企業等の地域課題解決の取組を補助金や交付金という形で支援をする事業は対象となりますか。	対象となる事業については、本資料9pの【事業概要】をご参照願います。 なお、都道府県が申請主体となる場合、 管内の基礎自治体や地元企業等が取り組む地域課題解決プロジェクトを補助金や交付金という形で支援する場合には対象外となりますが、申請するプロジェクトの中の個別プロジェクトとして、基礎自治体や地元企業等に再委託という形で支援する場合には支援対象となります。 (本資料10p【事業概要】及び13p【提案する事業】をご参照ください。)
②申請者(提案者)について	申請者は地方自治体、あるいは大学等高等教育機関のいずれが申請しても問題ないのでしょうか。また地方自治体は市町村のみが対象となるのでしょうか。	申請は、地方自治体が代表して申請していただけます。 なお、 地方自治体は、連携する大学等高等教育機関やフィールドワークを行う学生等を広く募集することができますが、当該年度内にプロジェクトを完了できる計画を立て、プロジェクトに申請していただく形となります。 (本資料11p【提案者】及び18p【応募スキーム】をご参照ください。)
③申請者(提案者)について	申請する地方自治体は、市町村単位でしょうか。都道府県単位でしょうか。	市町村・都道府県のいずれも申請できます。 市町村のプロジェクトで、市町村が契約者となる場合は、市町村が申請者となるため、都道府県のとりまとめは不要です。プロジェクトが広域にわたる場合は、都道府県の申請も可能です。なお、 複数の都道府県や市町村で連携して申請する場合は、いずれかの地方自治体が代表して総務省と委託契約を締結することとなります。
④プロジェクトの構成員について	プロジェクトの実施にあたり、複数の大学・地方自治体・地元企業と連携することは認められていますか。	プロジェクトの実施にあたり、ミニマムな構成員として、地方自治体と大学等高等教育機関の2者が連携することを想定していますが、複数の地方自治体や大学等高等教育機関、また地元企業との連携を妨げるものではありません。(本資料11p【提案者】及び18p【応募スキーム】をご参照ください。)
⑤地域要件について	三大都市圏内の市町村で、市町村の一部地域が条件不利地域等に該当する場合、フィールドワークを行う場所は、条件不利地域等に限られるのでしょうか。	必ず条件不利地域等でフィールドワークを行う必要があります。 ただし、例えば同じ県内の複数地域でフィールドワークを実施する場合には、条件不利地域等に該当する地域と、該当しない地域の両方でフィールドワークを実施することは差し支えありません。(本資料12p【ふるさとミライカレッジに応募可能な地域】をご参照ください。)
⑥フィールドワークの日数の考え方について	別々の学生が7日ずつフィールドワークする場合は対象になりますか。	同じ学生が概ね14日以上、フィールドワークを行う必要があります。 そのため、 別々の学生が7日ずつフィールドワークで滞在する場合は、対象外となりますが、全体として概ね14日以上フィールドワークを実施する場合には、対象となります。

モデル事業公募に係るQ & A ② (ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑧)

	質問	回答
⑦ 地方自治体の予算措置について	<p>モデル実証事業において、地方自治体の財政負担はありますか。また負担がない場合であっても、予算措置をする必要はありますか。</p>	<p>定額支援（上限1,000万円、10/10）となるため、地方自治体の財政負担はありません。 ただし、プロジェクトが採択された場合に、国（総務省）と委託契約を締結することから、歳入歳出予算を組んでいただく必要があり、事業スケジュールを考えると6月の補正予算までに組んでいただくのが良いのではないかと考えています。なお、上限1,000万円を超える経費については、対象外となり地方自治体の負担となります。</p>
⑧ 委託契約について	<p>委託契約は誰と誰が締結をするのでしょうか。 また、再委託は認められるのでしょうか。</p>	<p>総務省大臣官房会計課企画官と受託者の代表者（知事又は首長）が契約を締結します。 また再委託契約は、その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができます。ただし、委託事業の全部を第三者に請け負わせることはできません。事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければなりません。なお、委託契約のうち、100%にならない範囲で再委託をすることが可能です。</p> <p>① 再委託の金額が50万円を超えない場合 ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合</p> <p>ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類 イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類 ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類 エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類 オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類 カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類</p>
⑨ 対象経費に関する証拠書類等について	<p>プロジェクトが採択された場合、個々の支出（例：バス借上げや資材の購入等）について、相見積の取得や請求書と領収書をセットで取得する等の支出証拠書類に関する規則はありますか。</p>	<p>プロジェクトが採択された場合は、個々の支出についてはプロジェクトに関わる地方自治体の財務規則や会計処理に従う形で支出決定をしていただく形となります。なお、実績報告の際には、収支報告書を提出いただき、額の確定のために地方自治体内において個別の支出を決定するために用いられた支出証拠書類（写し）の提出をしていただくことを想定しています。</p>

モデル事業公募に係るQ & A ③ (ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑧)

	質問	回答
⑩謝金について	謝金の支払先に制限はありますか。大学講師や地域コーディネーターに加え、学生に対して支払う謝金や給与を対象経費とすること可能でしょうか。	謝金については、プロジェクトに関わる地域コーディネーターや有識者等が講演講師や助言等を行った場合に、謝礼としての支払を想定しております。そのため、プロジェクトに関わる大学講師や学生等に給与・報酬としての性質を持って支出する謝金については対象外となります。
⑪対象経費について	プロジェクトを大学等高等教育機関や地域コーディネーターに委託することは可能でしょうか。	プロジェクト実施にあたって、 地域課題を解決するために大学や学生団体等に対してプロジェクト実施に係る経費として委託する場合 、または、大学や学生団体等の受入れにあたって、 地域と大学等との間のコーディネート業務をコーディネータ委託費として地域コーディネーター等に委託する場合 には、 プロジェクトに関わる範囲で委託経費として対象経費とすることは可能 です。
⑫学生の人数について	プロジェクトに参加する学生の人数に制限はありますか。	参加する学生の人数については制限はありません。何名でもプロジェクトに可能です。
⑬申請件数の制限について	1 地方公共団体における申請件数の制限はありますか。	申請件数の制限はありませんが、採択の際に地域バランス等を考慮する場合がありますのでご留意願います。
⑭二次公募への再申請について	1次公募において不採択となった場合でも申請することは可能でしょうか。	1次公募において不採択となった場合でも、2次公募に再度申請することは可能です。ただし、再申請にあたって1次公募の申請から変更がない場合は、同様の審査結果となる場合もございますのでご留意ください。そのため、再申請にあたっては、ブラッシュアップをご検討いただければと思います。
⑮予算計上の科目について	予算を計上する際にどのように考えたらよいでしょうか。	委託契約となるので科目は、補助金・交付金の歳入・歳出となりません。一方で、どの科目で歳入・歳出予算を組むかについては各自治体で判断してください。
⑯連携する大学等高等教育機関について	連携する大学等高等教育機関において、所在地の要件はありますか。	連携する大学等高等教育機関の所在地については、制限はありませんので、フィールドワークを行う都道府県市区町村管内の大学等高等教育機関であっても特段問題ありません。

子ども農山漁村交流プロジェクトについて

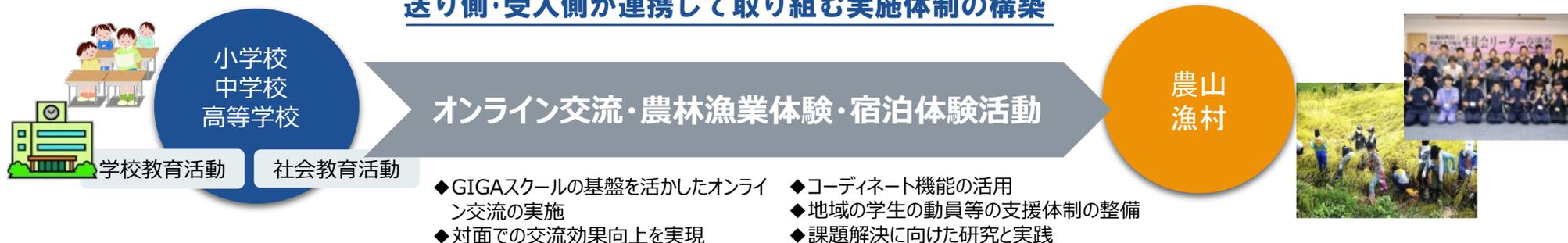
総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R7当初予算額：18百万円
(R6当初予算額：18百万円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、**送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業**を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「**子供の農山漁村体験交流計画**」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催による**セミナー**を開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金
- ・研修・会議に要する経費
- ・関係団体との調整に要する経費
- ・外部研修受講に係る受講料、旅費
- ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費
等	等

地域力創造アドバイザーについて

総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室

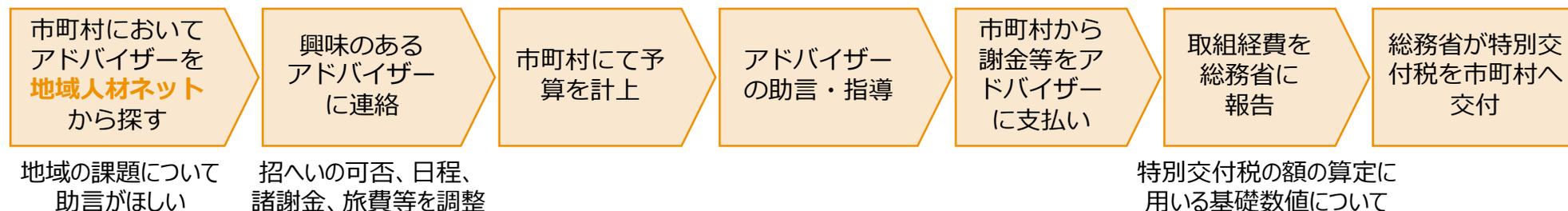
外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

※令和7年4月1日現在 計661名・組織（内訳：民間専門家 635名、先進自治体で活躍している職員 26名（2組織を含む））

対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ



アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

● 取組事例

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



財政措置

● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へいし**、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。 ※財政力補正あり

1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- 民間専門家活用（590万円／年）※R7年度から上限額引き上げ
- 先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）

過疎対策・買い物サービス確保について

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（議員立法）に基づき、過疎対策を実施。
- 現行法は、令和3年3月成立、同年4月1日施行。（令和12年度までの時限立法）
- 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定。（全て全会一致により成立）

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。  現在の過疎関係市町村は**885団体**
(全市町村の**51.5%**)

3 主な支援策

(1) 過疎法に基づく施策

- ① **過疎対策事業債**（令和7年度計画額 5,900億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ② **国庫補助金の補助率かさ上げ**（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③ **税制特例**（所得税・法人税にかかる減価償却の特例）
※適用期限：令和9年3月31日まで（3年ごとに延長要望）

(2) その他の施策

過疎地域持続的発展支援交付金（令和7年度当初予算 8.0億円）

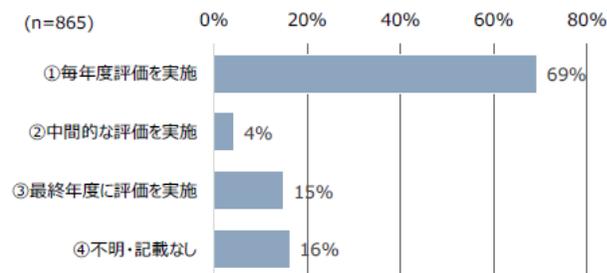
過疎市町村計画の策定状況等に関する調査研究事業（R4.3）抜粋

■ 目標の達成状況に関する評価手続※

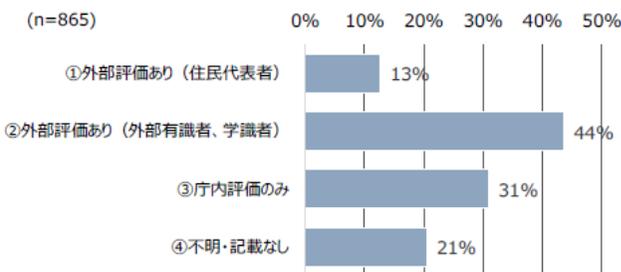
- 評価を行う時期については、「毎年度評価を実施」の割合が最も高く、約7割となっており、「最終年度に評価を実施」が約2割で次いでいる。
- 外部評価の有無については、「外部評価あり（外部有識者、学識者）」が約4割、「庁内評価のみ」が約3割である。
- 住民代表者による評価を行う例としては、市民会議等への報告、評価組織への住民代表者の参加等がみられた。

※自由記述回答で趣旨の類似・共通する回答をまとめたうえで集計

【評価を行う時期】



【外部評価の有無】

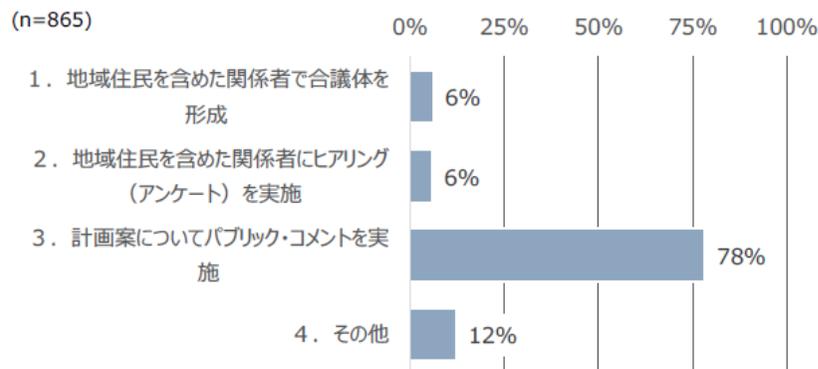


■ 産業振興促進事項

- 殆どの団体では、製造業・情報サービス業等・農林水産物等販売業・旅館業の4業種すべてについて市町村計画上で位置付けている。

■ 計画策定時における住民意見の反映方法

- 計画への地域住民等の意見の反映方法については「計画案についてパブリック・コメントを実施」が78%と最も高い。
- 「その他」としては説明会・ワークショップの開催、住民アンケート調査の実施、住民代表からなる懇談会などでの議論などがみられた。



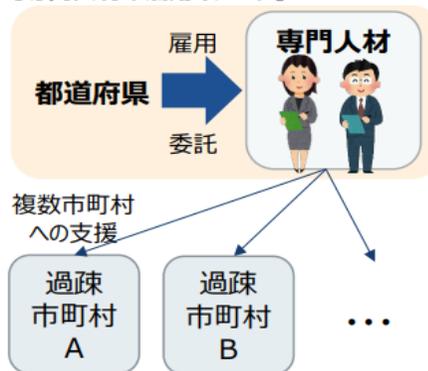
都道府県過疎地域等政策支援員について

【制度概要】

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援が対象 ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること 等
財政措置	・対象経費の上限額 年間590万円/人 ・措置率0.5 ・財力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- 産業振興（農林水産業）
…販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- 産業振興（商工業、その他）
…サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- 産業振興（観光）
…観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- 地域における情報化
…情報通信技術の利活用 等
- 地域公共交通の確保
…地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- 生活環境の整備
…水道事業経営 等
- 高齢者等の保健・福祉
…地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- 医療の確保
…医療政策支援 等
- 教育の振興
…ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- 集落の整備
…集落対策、空家対策 等
- 地域文化の振興
…文化財保護 等
- 再生可能エネルギーの利用推進
…再生可能エネルギーの導入支援 等

○活用状況（令和6年度）

- 設置団体数・人数：9県、27人
- 実施事業数：12事業（特定地域づくり協同組合設立等支援 4件、地域運営組織等支援 2件、地域拠点施設整備・地域づくり担い手育成・革新的技術活用・地域交通政策・地域活性化施策活用支援・関係人口創出支援 各1件）
- 雇用形態：会計年度任用職員 1県、委託 8県

過疎地域における事業用設備に係る割増償却

1. 内容

過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の**割増償却が可能**（所得税、法人税）

→ 課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設	
対象業種 ・ 取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
対象設備・償却率		機械等：普通償却限度額の32% 建物等：普通償却限度額の48%		
減価償却の方法		割増償却（最大5年間適用）		

2. 適用期限

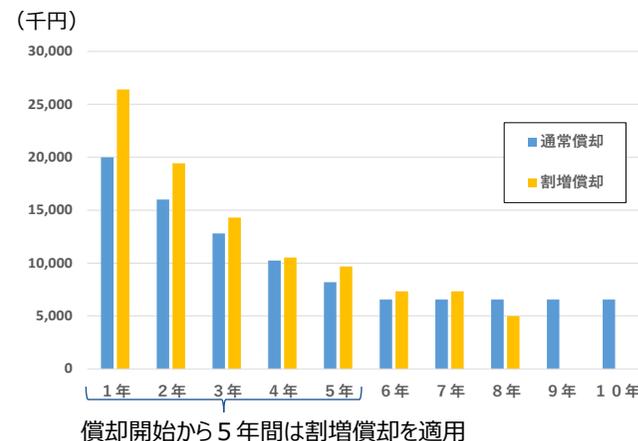
令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

【割増償却のイメージ】

取得価額1億円の機械を購入し、減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合。



過疎地域における地方税の減収補てん措置

1. 内容

過疎地域において事業用設備を取得等した場合等の地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を課税免除等した場合について、減収補填措置が講じられている。

● 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設	
対象業種	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
取得価額	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋、当該家屋の敷地である土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地

都道府県又は市町村の減収分の75%を
普通交付税で補てん

(最初に課税免除等を行った年度から3年間※1)

※1：不動産取得税は当該年度分。

● 畜産業・水産業※2 ※2：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

- 個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

都道府県の減収分の75%を普通交付税で補てん
(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

2. 適用期限

令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載



過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

必須業務

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する

兼任 40万円 時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

都道府県別の専任集落支援員設置団体数（令和6年）

- 過疎市町村設置率（都道府県内の、一部過疎を含む全過疎関係市町村のうち集落支援員を設置している市町村の割合）で並び替え

	都道府県名	市町村数		過疎市町村率	設置団体数		過疎市町村設置率 (b/a)
		うち過疎市町村 (a)			うち過疎市町村 (b)		
1	鳥取県	19	15	78.9%	16	14	93.3%
2	高知県	34	29	85.3%	30	25	86.2%
3	新潟県	30	19	63.3%	18	15	78.9%
4	島根県	19	19	100.0%	15	15	78.9%
5	三重県	29	10	34.5%	12	7	70.0%
6	兵庫県	41	16	39.0%	14	11	68.8%
7	奈良県	39	19	48.7%	13	13	68.4%
8	大分県	18	15	83.3%	11	10	66.7%
9	山口県	19	10	52.6%	10	6	60.0%
10	長野県	77	40	51.9%	43	23	57.5%
11	広島県	23	14	60.9%	9	8	57.1%
12	山形県	35	22	62.9%	15	12	54.5%
13	岐阜県	42	17	40.5%	10	9	52.9%
14	岡山県	27	19	70.4%	13	10	52.6%
15	宮崎県	26	16	61.5%	9	8	50.0%
16	鹿児島県	43	42	97.7%	22	21	50.0%
17	徳島県	24	13	54.2%	6	6	46.2%
18	和歌山県	30	23	76.7%	11	10	43.5%
19	埼玉県	63	7	11.1%	5	3	42.9%
20	京都府	26	12	46.2%	6	5	41.7%
21	千葉県	54	13	24.1%	6	5	38.5%
22	宮城県	35	16	45.7%	8	6	37.5%
23	佐賀県	20	11	55.0%	7	4	36.4%
24	山梨県	27	14	51.9%	5	5	35.7%

	都道府県名	市町村数		過疎市町村率	設置団体数		過疎市町村設置率 (b/a)
		うち過疎市町村 (a)			うち過疎市町村 (b)		
25	長崎県	21	15	71%	5	5	33.3%
26	福島県	59	34	58%	14	11	32.4%
27	熊本県	45	32	71%	10	10	31.3%
28	秋田県	25	23	92%	7	7	30.4%
29	香川県	17	10	59%	3	3	30.0%
30	岩手県	33	25	76%	10	7	28.0%
31	福岡県	60	23	38%	9	6	26.1%
32	富山県	15	4	27%	2	1	25.0%
33	福井県	17	8	47%	4	2	25.0%
34	愛知県	54	4	7%	1	1	25.0%
35	滋賀県	19	4	21%	3	1	25.0%
36	大阪府	43	4	9%	1	1	25.0%
37	沖縄県	41	17	41%	9	4	23.5%
38	群馬県	35	13	37%	6	3	23.1%
39	北海道	179	152	85%	36	33	21.7%
40	愛媛県	20	14	70%	4	3	21.4%
41	石川県	19	10	53%	2	2	20.0%
42	青森県	40	30	75%	6	5	16.7%
43	栃木県	25	6	24%	4	1	16.7%
44	茨城県	44	11	25%	3	0	0.0%
45	東京都	39	7	18%	1	0	0.0%
46	神奈川県	33	1	3%	0	0	0.0%
47	静岡県	35	7	20%	4	0	0.0%
	合計	1,718	885	51.5%	458	357	40.3%

集落支援員活用事例

■ 新潟県糸魚川市 伊藤 こずえ

職：会社員 活動時期：H28.9～

【活用方法】

- ・各地区に市職員と集落支援員のペアを配置。集落支援員は地区内に存在する様々な団体同士を結びつける役割を果たす。

【活動内容】

- ・「集落カルテ」の作成や、聞き取った課題を担当職員と情報共有
- ・高齢者サロンの開催
- ・高齢者宅の屋根雪除雪の講習会を実施



■ 兵庫県朝来市 小島 公明

前職：市役所職員 活動時期：H30.5～

【活用方法】

- ・小学校区単位で市内に設置した地域自治協議会の事務局を担う。

【活動内容】

- ・運営委員会（行政区の区長らで構成）を開催し、各事業の取組状況や地域課題を情報共有
- ・地域自治協議会の活動指針ともなる地域まちづくり計画を改定
- ・ゲストハウスを開設する地域おこし協力隊員を支援



■ 山形県酒田市 阿部 彩人

前職：地域おこし協力隊員 活動時期：R3.4～

【活用方法】

- ・旧小学校区を単位としたコミュニティ振興会が集落支援員を選考し、市が委嘱。
- ・地域の課題に応じた人材を任用。

【活動内容】

- ・地域おこし協力隊員の時から、地域の話合いの場に参加。イベントを実施し、地域の活性化に寄与
- ・地区のシンボルの大沢「大」文字の点灯
- ・地元小学生のじゅんさい採り体験の実施



■ 高知県室戸市 川島 尚子

前職：室戸世界ジゴパ-推進協議会 活動時期：H29.11～

【活用方法】

- ・地域コミュニティ組織である「集落活動センター」の運営に関わり、イベント等を開催。

【活動内容】

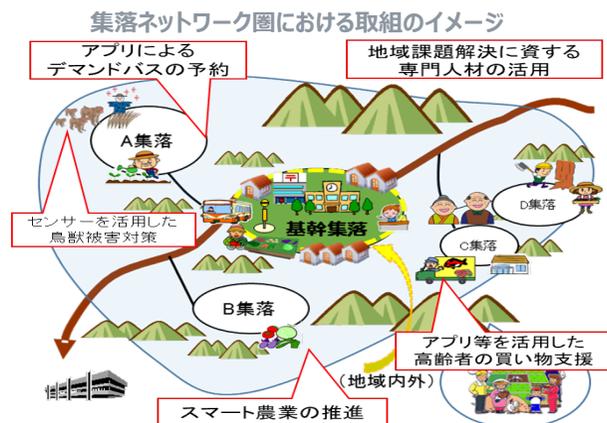
- ・地域訪問を行い、住民の安否確認や避難場所の巡回等を実施
- ・地域カフェを開催し、住民への声かけを実施
- ・地域住民に向けた通信を発行。地域おこし協力隊員や自らの記事を掲載するなど、地域内の情報を共有
- ・地域の特産品や伝統文化を活用した体験プログラムを実施



- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
(過疎地域以外の条件不利地域も対象) (定額補助)



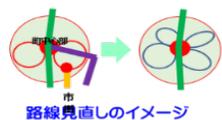
役場所在地域

【事業例】佐賀県伊万里市 (H29～) 地域公共交通 (バス)

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

[効果] コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。(都道府県は人材育成事業のみが対象)

(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

【事業例】熊本県水俣市 (R3～) 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等(13箇所)を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
(1/2補助)

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。(1/3補助)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
 - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
 - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
 - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
- 下記事業については、限度額を上乗せ
 - ① 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業 2,500万円(+1,000万円)
 - ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

【参考】

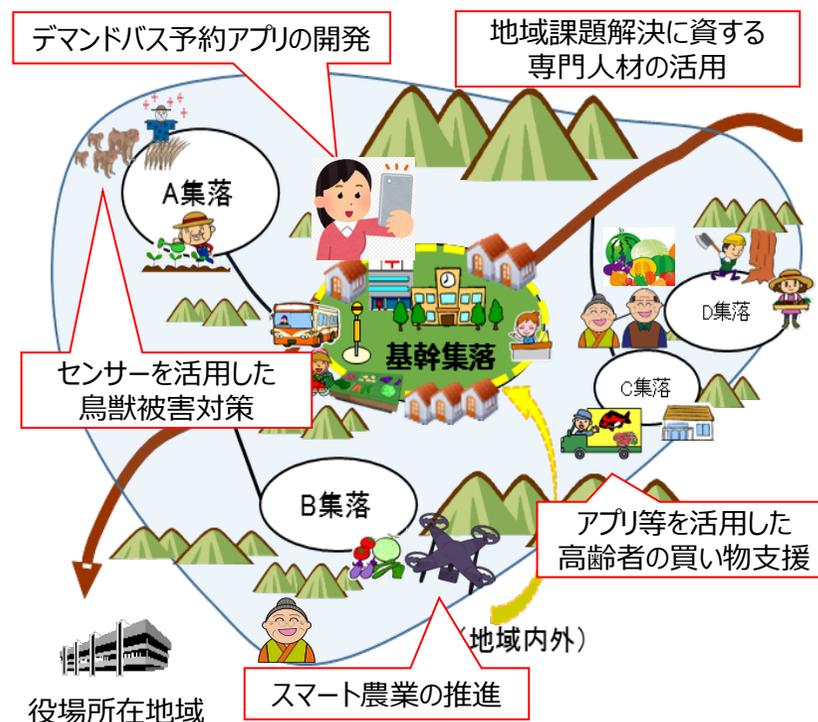
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

広島県神石高原町（令和元年度）

挑戦のまち神石高原町
消滅危機をドローンで飛び越える！

● 事業背景

- 人口減少等による人材不足により、災害時の緊急対応や日頃の安否確認などが困難な状況にあり、また、集落機能低下なども危惧
- 自主運営組織が主体となり、ドローンの活用による課題解決をめざす

● 取組内容

- 災害前後の状況把握に資する情報収集アプリの開発
- 災害時を想定した配送実証や、目視外、電波途絶環境の実証
- ドローン技術を地域で運用できる人材を育成

● 成果

- 実証事業の範囲を順次拡大（重量物搬送）
- ドローン操縦技術者を育成（5名）
- ドローン技術を用いた起業、ドローンスクールの誘致を実現

● 事業実施者

油木協働支援センター

● 事業費

19,288千円



山形県川西町（令和3年度）

誰ひとり取り残さない
支えあいの地域づくり事業

● 事業背景

- 高齢化等による移動支援対象者の増加や、支援する人材の不足などが課題
- デジタル化による住民同士の相互補完環境の整備をめざす

● 取組内容

- 買い物支援など既存のコンテンツをプラットフォーム化
- 人材研修会の実施
- 電動シニアカーを無料で貸し出し、地域住民の移動支援を試験運用
- 地域づくりにつながるワークショップを開催

● 成果

- プラットフォーム化によるアクセスの利便性向上
- 電動シニアカーの活用による高齢者の移手段の確保
- 住民から事業提案が出るなど意識向上

● 事業実施者

きらりよじまネットワーク

● 事業費

11,985千円



鹿児島県鹿屋市（令和3年度）

「学び」を核にした交流による
アンチエイジングなまちづくり

● 事業背景

- 交流拠点がなく、耕作放棄地や空き家の増加など地域資源を生かし切れていないことが課題
- 地域住民が主体的に課題解決に取組み、そこに都市部の若年者層が関わることで持続している地域をめざす

● 取組内容

- 旧小学校に地域交流の拠点を形成
- 体験型教育ツーリズム、地域サポーターバンクのシステム構築
- 耕作放棄地を再生し、収穫体験会や移動式レストランを実施
- DIYにより空き家をコミュニティスペース化

● 成果

- 町内会を越えた住民間交流が活発化
- 空き家1軒のリノベーションに成功

● 事業実施者

菅原地域づくり協議会

● 事業費

24,829千円



- 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域
- (2) 事業主体
- ・過疎市町村
 - ・都道府県（人材育成事業のみ）
- (3) 交付対象経費の限度額 2,000万円
- (4) 交付率
- ・過疎市町村：定額
 - ・都道府県：1/2又は6/10（※）

※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5) 対象事業

● 人材育成事業（過疎市町村、都道府県）

- ・地域リーダーの育成
- ・他地域との交流やネットワークの強化 等

※ 育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

● ICT等技術活用事業（過疎市町村のみ）

- ・集落等のテレワーク環境整備
- ・オンラインでの健康相談
- ・アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

ICTを活用した医療・介護・福祉サービス提供体制構築事業（熊本県水俣市）

事業背景

R5.9時点

- 総面積の75%が山林であり、少子高齢化が進行。水俣病の経験を踏まえ環境に配慮した取組を進めてきた。
- 医療・介護人材の慢性的な不足や居住地域等により発生している医療アクセスの差が課題。

【事業実施主体】 水俣市
【R3交付金活用額】 9,845千円
【R4交付金活用額】 12,527千円
【R5交付決定額】 20,000千円

取組内容

【令和3年度実施した主な事業】

- 水俣市立総合医療センターとへき地診療所及び市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施（主に移動困難者を対象）。
- 在宅療養者へのオンライン診療・看護支援を実証的に実施したほか、災害時等の医療インフラ継続について災害時の拠点となる場所での実証。

【令和4年度に実施した主な事業】

- 山間地の公共施設に日常的に受診相談でき、処方薬の受け取り拠点ともなる「アクセスポイント」を設置。運用に関する検証を行った。
- 国保水俣市立総合医療センターにおいてオンライン診療を実施する診療科を拡大するとともに、民間医療機関にオンライン診療の導入支援を行い連携を促進した。

【令和5年度に実施中の主な事業】

- 市の健康・福祉部局、社会福祉協議会等とも連携したアクセスポイントの追加、機能拡充（アクセスポイントまでの移動支援など）に関する検討。
- 高次医療機関とのICTを活用したリアルタイム連携のしくみづくり
- 救急隊とのオンライン連携の検討及び実証 等

【取組の写真等（R4）】



民間医療機関（協立病院）とのオンライン連携の様子



総合医療センター外来のオンライン診療の様子



オンライン受診相談の様子



コミュニティバスでの処方薬輸送・受取の様子

- 都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

施策の概要

（1）事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

（2）実施主体

過疎市町村

（3）交付率

1 / 2 以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



定住促進団地整備事業活用事例

- 過疎地域内における定住促進のため、団地内における道路や公園等、生活関連施設に要する土地造成費を補助。
※ 市町村が著しく低い単価又は無償で貸し付ける場合、団地造成費も補助対象。

改修前

例1：鹿児島県曾於市（R3年度整備）



例2：熊本県相良村（R4年度整備）



改修後



定住促進空き家活用事業活用事例

改修前

例1：群馬県南牧村（H31年度整備）

- 村所有の家屋や借り上げた家屋を整備し、移住者に賃貸している。

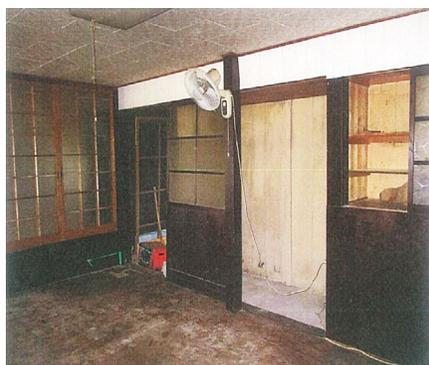


改修後



例2：和歌山県日高川町（H29年度整備）

- 町が家屋の所有者から借り上げて整備し、移住者に賃貸している。



- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1) 事業主体

過疎市町村

(2) 交付対象経費の限度額

60,000千円

(3) 交付率

1 / 3 以内

事業のイメージ



廃校舎



使用されていない
旧公民館



使用されていない
倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設やサテ
ライトオフィス等働く
場の施設整備



地域運営組織等の
コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の
加工施設

NPO法人南外さいかい市（秋田県大仙市）

令和6年過疎地域持続的発展優良事例表彰

総務大臣賞

秋田県大仙市

なんがい NPO法人南外さいかい市

地域のことは自分たちで！



店舗前に集まったスタッフ、現在は30人を超える

審査講評

評価のポイント

▶「買い物」は生きる喜びであり命をつなぎ、暮らしの安全網となる。無医地域・デイケア閉鎖やスーパーの撤退、ライフライン縮小の危機意識を抱えながら、自らが元氣な「今」のうちに、持続可能な仕組みづくりを構築する。「まずはやってみる」で得たデータをもとに計画行動する。Design-OODAの実践の場。

審査委員のコメント

見守られながら、生涯自宅で暮らせる喜び

「将来の心配をする前に、まず行動する」をモットーにするリーダー、その熱量に引き寄せられ協働する時給125円の熱意ある方々。個々人の地域への投資は「利他」と「利自」を両立する。一石二鳥となるプロジェクト立案思考、よその人の手を借りず、自分たちでできることを深め持続可能な取り組みにする思考、「練いで回す」という意識が、多くの人との「開いた関係」を構築している。自分も楽しい。自分も安心。「自分も」を基軸にしながその先の「みんなの幸せ」と「生きる楽しさ」を中心に据えた取り組みに、地域投資の在り方の可能性を感じ、幸せな人生（高齢者でも自由で自分らしく生きる）の実現の一助となると期待・応援している。美味しい製品や農産物を地域外の消費者へ届け、売上向上し、循環・持続できる仕組みを大仙市や支所含めて構築することを期待する。

取組の概要

地元唯一のスーパーの廃業で買い物に苦勞していた高齢者を支援しようと、食料品や日用雑貨等を店舗での対面販売や移動販売車による巡回販売で提供している。移動販売車には保健師が同乗し、高齢者の見守りや健康相談も実施。空き家を改修した施設で菓子や漬物を製造し、地域のイベントで販売している。

さらに、高齢世帯向けの昼食付きサロン事業や、地元中学生とのコラボ（地域イベントでの物販スペースの合同運営）など、住民間交流の機会も創出している。



高齢者の買い物支援と見守り活動として実施している移動販売



市主催の移住者交流イベントを支援



地元の高齢者を対象に買い物バスツアーを企画・実施



市・社会福祉協議会との共催で世代間交流事業としてeスポーツサロンを実施

取組のKEY PLAYER



加賀 正夫さん
[NPO法人南外さいかい市理事長]



佐々木 繁雄さん
[NPO法人南外さいかい市事務局長]

「まずはやってみる！」を大事に仲間とともに課題解決に取り組む。

「南外さいかい市」は、市町村合併前から村おこしイベントの運営を通じて親交を深めていた仲間たちとともにつくったグループで、地域住民の買い物支援を中心に、地域の課題を自分たちの身の丈に合ったやり方で解決しようと日々奮闘しています。

新たな取り組みとして地元の高齢者を対象に、南外さいかい市店舗付近から市中心部の医療機関や商業施設までの移動支援サービスをスタートさせました。利用者の送迎先で出張販売を実施したところ、地場産の野菜や自家製のお菓子などの売り上げが好調で、手応えを感じています。

今後は地元高齢者に対する買い物支援の維持継続を優先しつつ、地域住民の居場所づくりにも積極的に貢献したいと考えています。

審査による現地調査でのヒアリング対象者

加賀 正夫さん [NPO法人南外さいかい市理事長] / 佐々木 繁雄さん [NPO法人南外さいかい市事務局長]

- 地域運営組織
- 地域おこし協力隊がSNSによる情報発信をサポート
- 過疎地域自立活性化推進交付金を活用
 - ・買物支援（移動販売車購入、整備等）
 - ・地域の見守り・健康づくり（血圧計・体組成計購入等）
 - ・特産品開発（製造所改修、人材育成等）

特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- 地域運営組織
- 地域おこし協力隊が運営支援
- 過疎地域持続的発展支援交付金を活用
 - ・多世代交流サロン、ケータリング・デリバリーサービス等に活用するキッチンカーを購入

優秀賞

令和5年ふるさとづくり大賞



地域ニーズに基づいたソーシャルビジネス確立による持続可能な地域運営

特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ

DATA

事例名：特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ
 所在地：山口県山口市阿東地福上1886-1
 連絡先：TEL 083-952-1800
 FAX 083-952-1800
 E-mail hohoeminatosato@gmail.com
 ホームページ：https://jifuku-toittoi.com

取り組みの概要

地区内唯一のスーパーが撤退後、地域の活力低下や住民同士の関係悪化等への不安を、将来構想の共有により解消。その後、ミニスーパー併設の地域拠点を開設して以降、「地域の絆でつくる笑顔あふれる安心の故郷づくり」をキャッチフレーズに、地域の声を丁寧に集めながら、自ら出向く移動販売事業等の「共感」と「思いやり」を基本とした各種の事業を順次開始。現在は、人口減少下での地域コミュニティの再構築に向けた取り組みも展開中。

評価された点

- 交流の場の確保によって地域の結束力の向上に寄与しており、さらに移動販売などにもチャレンジしている点を評価。
- スーパーの撤退という地域衰退の悪循環が始まりかねない出来事に対し、将来構想の共有や新拠点でのつながりの復活といった「安心」を大切にしている点を評価。
- 住民が主体となって将来ビジョンを描きながら地域の課題解決に取り組んでおり、自主性、協働性を高く評価。地域に集いの場を作るだけでなく、ミニスーパーを併設して集まる理由を創出している点など、住民のニーズをうまく捉えている。

- 地域の方々が力を合わせて、課題を一つずつ解決しながら、高齢者や地元の人々の生活をしっかりと支援している点を評価。
- 移動販売から、総菜加工、工房、介護予防等、拠点づくりと並行して事業が進んでいる。過疎地域におけるコミュニティ維持にとって、一つの方向性を示した取り組みである。また、連続的に新しいことにチャレンジしている力も評価。
- 住民の協力により、移動販売をはじめとする事業展開を図るとともに、多世代交流など活性化に向けた多様な交流の機会を創出している点を評価。

取り組みのプロセス



今後の展望

- ・若者の地域外流出抑制に向けた仕事の創出(ソーシャルビジネスの定着)。
- ・子育て世代等の移住定住促進に向けたワンストップ相談窓口の開設(物件に加え、仕事・子育て情報等)。
- ・企業と連携した地域内の「ヒト」「モノ」の移動の最適化の実現。

受賞者のコメント

「地域の絆でつくる笑顔あふれる安心の故郷づくり」をキャッチフレーズに地域のみなさんと共に取り組んできたことが、評価され大変ありがたく感じています。これまで地域課題をきっかけに地域の将来ビジョンを描き少しづつ歩みを進めてきました。今後さらに人口減少が進む中、未来へのモチベーションを持ちコミュニティを核とした新たなチャレンジを進めていきたいと考えています。今回の受賞が地域の自信となりさらなる活力になることを期待しています。

吉島地区交流センター（山形県川西町） 1/2

- 地域おこし協力隊を活用
- 過疎地域持続的発展支援交付金を活用
 - ・買い物支援など既存のコンテンツのプラットフォーム化、電動シニアカーの貸し出し、人材育成の研修会などを実施

○地区の公民館運営組織（社会教育振興会）を再編した「NPO法人きらりよしまネットワーク」が、地域運営組織として「吉島地区交流センター（旧地区公民館）」の指定管理業務を受託し、交流センターを拠点として公民館機能の継続と地区内の各種課題解決事業を展開。

○ワークショップによって住民のニーズ把握と“わがごと化”を図り、各種事業を5年の地区計画に基づく徹底した進行管理の下で実施。

○地域の若者を事務局運営に巻き込むことで、地域課題の解決手法を学ばせるとともに、将来の指導者としての育成も計画的に行う。

地域概況

- 人口2,200人、724世帯、高齢化率40.1%（R4）
- 川西町の中心部から約6km、車で約10分
- S30に川西町となる前の旧吉島村を区域とし、現在は1つの小学校区で、22の自治会で構成
- 合併当時から人口が半減

町の地域コミュニティ政策

- 従来、各地区の地域活動は自治会長連絡協議会と社会教育振興会が中心となって展開
- H14に町の行財政改革によって地区公民館を公設民営化
- H18から全7地区の地域運営組織の形成に着手
- 地区計画の策定と実行による住民主体の地域づくりを推進
- H21より地区公民館を交流センターとし、各地区の地域運営組織に指定管理業務を委託

取組内容

地区計画に基づく活動の展開

○課題解決分野ごとに4つの部会を設け、地区計画に位置づけた事業を割り当て、各部会運営を既存の団体が担当する形で一体的に事業を展開。

コミュニティビジネスの支援

○地区内の農作物を活用した地域食堂「まんま屋」を運営し地域の高齢者3人を雇用している。若手農家で構成する「農道百笑一揆」が、地域外のイベント時等に販売・PR面で連携。

○女性の起業支援として、弁当・惣菜加工所の2ヶ所の事業化を立ち上げから自立までを支援。

自治部会

- ・自主防災組織事業
- ・よしまっ子見守り隊
- ・地域交流事業
- ・農都交流事業
- ・若者活動活性事業 など

環境衛生部会

- ・環境保全事業
- ・緑化推進事業 など

教育部会

- ・家庭教育学級
- ・青少年健全育成事業（わんぱくキッズスクール）
- ・再チャレンジ塾事業
- ・講習研修事業
- ・各種スポーツ事業 など

福祉部会

- ・敬老会事業
- ・よしま燦爛塾事業
- ・見守り・生活支援事業
- ・児童クラブ事業 など

地域包括ケア事業の展開

○高齢者や要援護者の生活を支援するための見守り活動や支援チケット（500円/0.5h）の販売、移動販売や居場所づくり、児童クラブでの子ども食堂を展開。

運営体制

事務局スタッフは常勤6名、非常勤36名（平均35歳）

組織は4部会制で、各部会にマネージャーを配置



主な国の支援策

- ・地域運営組織による総合生活支援サービスに関する調査研究にかかるモデル事業（総務省、H25）
- ・過疎地域持続的発展支援交付金（総務省、R3～）

きっかけ

- ・ H13に、川西町が行財政改革として地区公民館の公設民営化を決定。
- ・ 人口減少や高齢化により、自治会をはじめ各種団体の活動が停滞。

制度の見直しをチャンスと捉える

①地区公民館の指定管理業務の受託【H14】

- ・ 地区公民館の非常勤事務局 6人で、公設民営化について町からの条件を精査しながら深く議論。
- ・ H14から社会教育振興会が吉島地区公民館の指定管理業務を受託し運営開始。



- ・ 各自治会の事業縮小、参加者の固定化など、引き続き課題が残る。

時間をかけて
“わがごと化”

②組織のあり方と計画の検討【H16~18】

- ・ 既存の組織では、主体性や当事者意識が芽生えにくいことを問題視し、各種団体合同総会により、下記事項を決定。

- 3年後に機構改革をして法人格を取得すること
- 住民同士の話し合いを通じて地区計画を策定し、合意形成・周知を図ること

- ・ 準備委員会・策定委員会にて、住民ワークショップを繰り返して、住民に経過を伝えながら、機構改革を進め、計画を策定。

今後の展望

- ・ 若者や高齢者が活躍し暮らし続けられる地域づくりと活動の原動力である壮年層による第二の青年団づくりを推進。
- ・ 実践経験を県内や全国に普及し、交流と学びの場を拡充。
- ・ 若者が暮らし続けられるよう、企業や基幹産業をつなぎ、住民の所得や雇用の拡大を図る。

- ・ 徹底したPDCAサイクルで事業の自己評価・診断を行い、未達理由や改善点を洗い出し、すぐに対策を展開。

- ・ H21に、地区公民館が交流センターとなり、活動の幅が広がる。

若者を積極的に巻き込み将来の担い手も育成

④各種事業の着実な展開【H19~】

- ・ 策定した計画に基づき、事業評価等も導入。決定事項を着実に展開できる体制を整備。また、将来の担い手を育成しながら、徹底した進行管理により事業を展開。

○人材育成

- ・ 各自治会から推薦された若者(1~2名)が事務局で地域活動に従事(2年間)。
- ・ 課題解決の手法など、仕事や生活にも役立つスキルを習得。
- ・ 若者に対し、将来、地域の指導者になる道筋と目標を明確に提示。



③NPO法人の設立【H19】

- ・ 以下の理由からNPO法人を選択。
 - 国や自治体から認証を受けて、行政と対等にパートナーシップを組むため
 - 契約主体となり、資産の管理や事業の担い手となるため
- ・ 自らの責任で計画し実践できるよう、地域を経営し、行政と対等の協働を実践。



あば村運営協議会（岡山県津山市） 1 / 2

- 優良事例表彰受賞
- 地域運営組織
- 地域おこし協力隊活用
- 過疎地域自立活性化推進交付金を活用（H28）
 ・ガソリンスタンドの拠点整備、購買店の整備、あば村ブランド開発・流通、ツーリズムのプランの作成 等

○「あば村運営協議会」が複数の実行組織と連携して、地域住民の生活を支える施設群（商店・ガソリンスタンド、農産物加工施設、温泉・交流館）を運営するとともに、地域住民の移動手段の確保のための公共交通空白地有償運送事業を実施。
 ○「あば村運営協議会」のもと、各実行組織が事業内容や実施方法を決定することで、地域課題に迅速かつ柔軟に対応した事業を展開。

地域概況

- 人口417人、182世帯、高齢化率48.4%（R2国勢調査）
- 津山市街地へは車で約1時間、直通のバスはなく、途中の加茂支所での乗り換えが必要
- 阿波地区は旧阿波村を範囲とし、H17に津山市に編入合併
- 地区内の幼稚園はH25に休園、H26には小学校が閉校
- 地区唯一の商店とガソリンスタンドはH26に撤退
- H27には市役所支所も規模縮小となり、生活サービス水準が大幅に低下

取組内容

商店・ガソリンスタンドの運営

- 「合同会社あば村」が、日用品等を販売する商店とガソリンスタンドを運営。商店は、住民が野菜等を委託販売できるとともに、交流の場としても機能。
- 移動販売による買い物支援も実施。



あば温泉・交流館の運営

- 「阿波施設運営共同事業体」が、市から指定管理業務を受託して、温泉施設と食堂を併設した宿泊施設（あば温泉・交流館）を運営。



農産物加工施設の運営

- 津山市が旧小学校を改修した農産物加工施設を、「一般財団法人あばグリーン公社」が運営。
- 地域の加工グループが農産物加工品を製造・販売。



公共交通空白地有償運送の実施

- 「NPO法人エコビレッジあば」が、H24に福祉有償運送から切り替え公共交通空白地有償運送を実施。
 ・月に約100人が利用



市の地域コミュニティ政策

- H20から、行政との協働により地域課題の解決や活性化に取り組む「住民自治協議会モデル事業」を展開

運営体制

・それぞれの実行組織が各部を担い、異なる分野同士の事業を複合させながら、各拠点施設を運営。



主な国の支援策

- ・農山漁村振興交付金（農林水産省、H28～30）
- ・過疎地域等自立活性化推進交付金（総務省、H28）
- ・SS過疎地対策検討支援事業（経済産業省、H30）
- ・農山漁村振興交付金（農林水産省、R1～R3）

きっかけ

- ・ H17に、阿波村が津山市に編入合併され、その後、人口が急速に減少。
- ・ H20に、津山市が「住民自治協議会モデル事業」のモデル地区を募集。

- ・ 連合町内会阿波支部で「阿波まちづくり協議会」を設立し、津山市のモデル事業を実施。

①エコビレッジ阿波推進協議会の設立【H23】

- ・ 阿波まちづくり協議会が中心となって地域の将来像について話し合い、「エコビレッジ阿波構想」を策定。
- ・ 推進母体として「エコビレッジ阿波推進協議会」を設立し事業を展開。

- ・ ゴミ減量などの環境率先行動
- ・ アヒル農法の実証実験
- ・ 木の駅プロジェクト（間伐材を燃料）
- ・ 公共交通空白地有償運送事業（NPOを結成）



H23以降、のべ36世帯76人が移住・Uターン(R2)。

今後の展望

- ・ 取組を広く発信し、外部との交流を進めることで移住・定住の拡大を目指す。
- ・ 「地域総合商社」的役割を担うよう、小水力発電事業などの事業を展開。

④農産物加工施設の運営【H29】

- ・ 一般財団法人あばグリーン公社が運営し、加工グループが生産事業を展開。
- ・ 昔ながらの食・暮らしを「あば村ブランド」としてブランド化。



施設のあり方に関する議論【H24~26】

- ・ 撤退や規模縮小が進む公共・公益施設のあり方を、市職員が主導して、地元団体・個人や専門家で議論。

- ・ H25に幼稚園が休園。

- ・ H26に小学校が閉校、JAの店舗とガソリンスタンドも撤退。

新たな地域づくりを内外に宣言

②あば村運営協議会の設立【H26】

- ・ エコビレッジ阿波推進協議会を基に「あば村運営協議会」を設立し、自らの手で新しい村をつくる決意として「あば村」を宣言。
- ・ 5つの部を設置し役場の組織を模した「あば村」を運営する体制を構築。
- ・ 特に、移住者の確保に向けて、地域情報を発信するとともに、空き家調査を行って「津山市住まい情報バンク」に積極的に登録。



③あば商店の運営【H26】

- ・ 合同会社あば村を設立して、店舗とガソリンスタンドを運営し、事業を組み合わせることで収益性を向上。
- ・ 地域生活支援と見守りのプラットフォームとしての機能も発揮。



一般社団法人かわかみらいふ (奈良県川上村) 1 / 2

- 優良事例表彰受賞
- 地域おこし協力隊活用
- 過疎地域自立活性化推進交付金を活用 (H28)
 - ・移動スーパー、宅配、コミュニティカフェ、訪問見守り、出張診療等

○川上村が中心となって設立した「一般社団法人かわかみらいふ」が、「川上村ふれあいセンター」の指定管理業務を受託して、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、移動スーパー、コープ宅配代行、カフェ運営、出張診療所など、各種生活サービスを提供。

○川上村ふれあいセンターでの各種事業と、廃業を機に村に寄付されたガソリンスタンドを併せて運営することで、若者の雇用を創出するなど地域内の経済循環を高めながら、村民の暮らしを互いに支え合い続けられる仕組みを構築。

地域概況

- 人口1,156人、625世帯、高齢化率56% (R2国調)
- 奈良県南東部、吉野川(紀ノ川)の最上流部に位置
- 鉄道駅からのバスは1日4往復(休日運休)、所要約50分
- 山林が約95%を占め、吉野杉の産地として栄え、水源地の森として保全
- 若者の転出に加えその親が呼び寄せられる形で人口が減少
- 高度成長期以降、村内の生活サービス施設が徐々に廃業

取組内容

川上村ふれあいセンターの運営

- 川上村から「一般社団法人かわかみらいふ」が指定管理業務を受託して運営。
 - ・図書館分室やコミュニティの自主活動の場の提供
 - ・コミュニティカフェの運営
- 出張診療・地域包括ケアの拠点にもなっている。



ガソリンスタンドの運営

- 廃業後に川上村が引き継いだガソリンスタンドを「一般社団法人かわかみらいふ」が指定管理業務を受託して運営。
- 村民限定サービスによる収益の還元や事業用燃料販売等により、従来、村外に流出していたお金を地域内で循環させることを意識して事業を展開。

移動スーパーの運営・コープ宅配代行

- 隣町にあるスーパーと連携し、食料品などを移動販売車「かわかみらいふ号」で巡回販売。
- コープの宅配も代行し、日用品や生活雑貨などを中心に戸別宅配を実施。

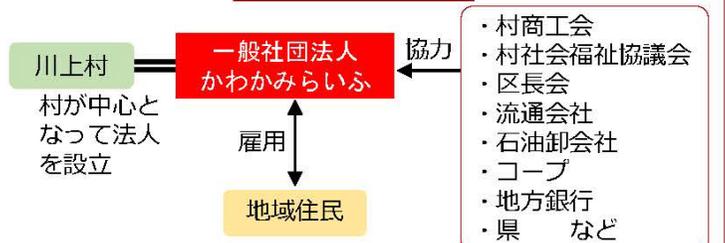
訪問見守り・お助け事業の運営

- 移動スーパーに看護師等が同行し、高齢者等への声かけ・見守り、生活サポート等を実施。
- 移動スーパーの営業場所で、雪かきや健康教室など、集落の主体的な活動が始まる。

村の地域コミュニティ政策

- H28に、移住・定住促進策として、特に東部地域での日常生活の不便さの解消に向けて、村が中心となって「一般社団法人かわかみらいふ」を設立

運営体制



主な国の支援策

- ・ 地方創生加速化交付金 (内閣府、H28)
- ・ 過疎地域等ネットワーク圏形成支援事業 (総務省、H28)
- ・ 石油製品流通網再構築実証事業 (経済産業省、H29)
- ・ 過疎対策事業債 (総務省、H30)

きっかけ

- ・若者の転出に加え、その親が高齢になると子どもに呼び寄せられる形で人口が減少。
- ・村内の生活サービス施設が軒並み廃業。

- ・川上村が役場職員を派遣し、組織設立と運営を支援。

- ・H25から川上村役場の若手職員が移住・定住促進プロジェクトとして、「小さな拠点」の整備による村民生活サポートについて提案し、「川上村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点事業に決定。

- ・H27に川上村が、「小さな拠点」の整備と運営に向けて、住民や関係団体等による一般社団法人の設立を決定。
- ・住民に十分に事業について理解してもらえるよう、役場職員が各集落で説明と意見交換を繰り返し実施。

今後の展望

- ・住み続けられる仕組みづくりとして、買い物支援以外のサービスや高齢者の生きがいづくりにも取り組む。
- ・村民ひとり一人の生きがいと役割づくりを進め、地域で支え合うコミュニティを支援。

住民生活のために事業を発展

③地域課題解決事業の拡大【H29～】

- ・展開中の事業について、さらに住民へのサービスの向上を図るため、実施方法を改良・充実して展開。

- H29に、移動スーパーに看護師が同行して高齢者の見守り機能を強化。
- H30に、村の東部地区限定だった宅配代行の範囲を村全域へ拡大。
- R3に、ニコニコ号による地域公共交通利用サポート。



①一般社団法人かわかみらいふの設立【H28】

- ・川上村が中心となって一般社団法人かわかみらいふを設立。川上村ふれあいセンターの指定管理業務を受託するなど各種生活サービスを展開。

「かわかみらいふ」の実施事業

- 移動スーパー、宅配代行：商品宅配時に、高齢者などに声かけ・見守りを併せて実施
- コミュニティカフェ：住民の交流の場
- 健康づくり：医師・看護師の出張診療や保健師らの健康教室を展開



地域内経済循環を高める

②ガソリンスタンドの継業【H29】

- ・H28に、住民、県・村、業界団体、石油類販売企業等による国内初の協議会を設置し、事業継承や村の生業づくりの仕組みの検討とガソリンスタンドの整備を実施。
- ・ガソリンスタンドは、廃業した経営者から川上村が寄付を受けた後、一般社団法人かわかみらいふが指定管理業務を受託。
- ・若者らの雇用を創出するとともに、収益をサービスの向上に活用することで地域の経済循環を高めている。



人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

<現状と課題>

- 人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきた
- 一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている
- 今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

<事業概要>

- 地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究
 - ・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査
 - ・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など

- 地域と民間事業者が連携した取組の見える化
- 地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

<地域と民間事業者が連携した取組事例>



移動販売・宅配事業の取組

- 地元住民を社員とする一般社団法人が、
- 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
 - 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）



店舗設置の取組

- 国交付金を活用して村が整備し、地元三セクが指定管理を行う道の駅に、
- テナントとして、地元スーパーを誘致して店舗を開設（テナント料として使用料を徴収）
 - 当該スーパーは、村からの補助金を受けて、買物バスを運行



令和7年度 全国過疎問題シンポジウム 2025 in とっとり

1 趣旨

- 過疎地域のさまざまな取組について、更なる議論を深めるとともに、全国の優れた取組にふれ、参加者相互の交流を図るなど、人と人のつながりを通じて将来に向けた取組を考える契機とする。

2 主催

- 総務省
- 全国過疎問題シンポジウム実行委員会
(鳥取県、一般社団法人全国過疎地域連盟、鳥取県地域振興対策協議会)

○ 令和7年度の開催内容

10月30日(木)・・・全体会

- ・開会式、令和7年度過疎地域持続的発展優良事列表彰式
- ・基調講演
- ・パネルディスカッション
- ・次期開催県挨拶

10月31日(金)・・・分科会

- ・第一分科会 **(智頭町)**
旧山郷小学校にて事例発表会・現地視察
- ・第二分科会 **(大山町)**
大山農村環境改善センターにて事例発表会・現地視察
- ・第三分科会 **(三朝町・湯梨浜町)**
現地視察

全国過疎問題シンポジウム 2025 in とっとり

世代を超えて安心して住み続けられるふるさと
～自然・人・活力とともに～

開催日

10月30日(木)～10月31日(金)

1日目 全体会・交流会：鳥取市

2日目 分科会・現地視察：智頭町、三朝町・湯梨浜町、大山町
(以下3地域(4町))

【三朝町・湯梨浜町】



三佛寺 投入堂
(さんぶつじ なげいれどう)



東郷湖 (とうごうこ)



石谷家 (いしたけ) 住宅



【大山町】



大山 (だいせん)

人口減少地域の郵便局等を活用した 行政サービス等の確保の推進について

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 企画課

【はじめに（社会情勢の変化と郵便局の役割）】

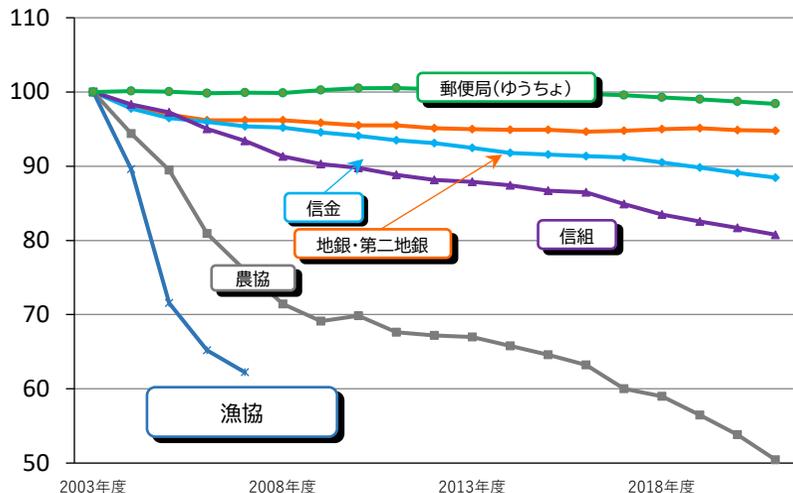
1. 日本の地域社会の現状

少子高齢化や人口減少の進展により、地方においても様々な社会課題を抱えています。

例えば、人口減少による地域経済の縮小を受けて、地方では、民間の各種サービスの統廃合が進む地域が増加。

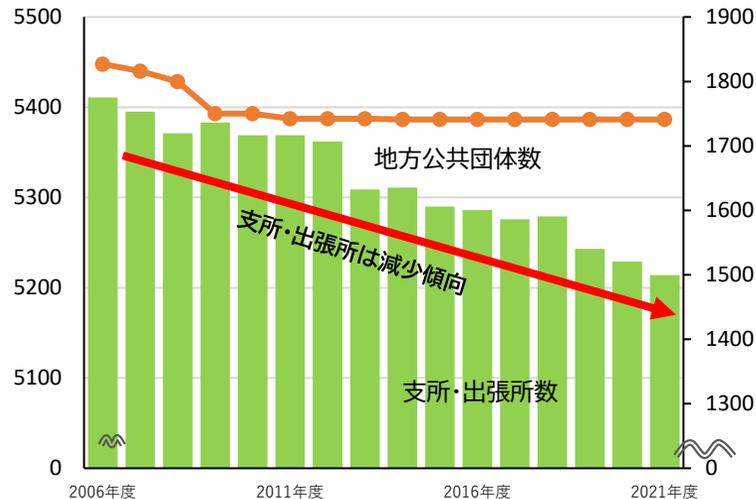
また、自治体の支所・出張所数は減少し、令和5年に全自治体対象に実施したアンケート（「令和5年アンケート調査」）で「支所・出張所の維持に困難を感じる場合がある」と回答した自治体は、22%となっています。

銀行等の店舗数の推移



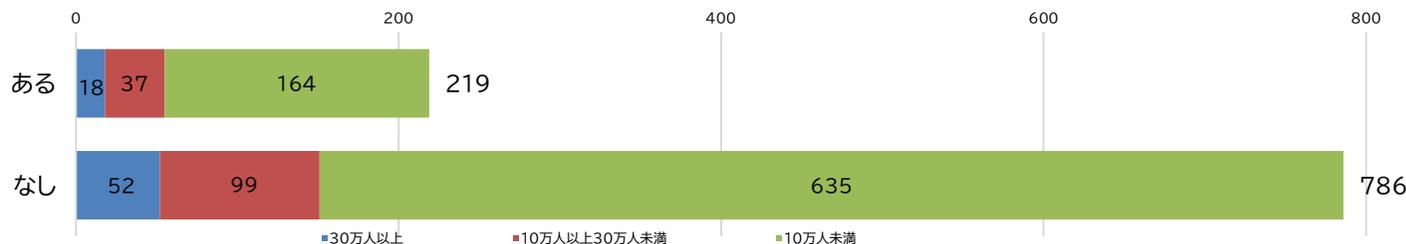
出典：第25回情報通信審議会郵政政策部会資料 資料25-2

自治体数・支所・出張所数



出典：総務省「公共施設状況調経年比較表」

支所・出張所の維持に困難を感じる場合があるか



出典：令和5年アンケート調査

【はじめに（社会情勢の変化と郵便局の役割）】

2. 地域社会における行政サービス・生活関連サービスについて

各市町村ごとの人口減少が進むことで、従来の行政サービスの維持も困難となる可能性があります。

また、生活サービス（小売・医療等）を提供する事業者・機関もサービス継続が困難となり拠点の縮小・廃止や支所等の行政窓口の縮小・廃止が進むことで、地域で生活する住民に大きな影響を及ぼす可能性があります。

【地域住民の生活利便性の低下】

- 支所・出張所の縮小・撤退により、行政手続きに係るアクセス性の低下
- 小売店の撤退による生活必需品等の購入に係るアクセス性の低下（いわゆる買い物難民）
- 医療機関の撤退により、住民の医療サービスへのアクセス性の低下 等

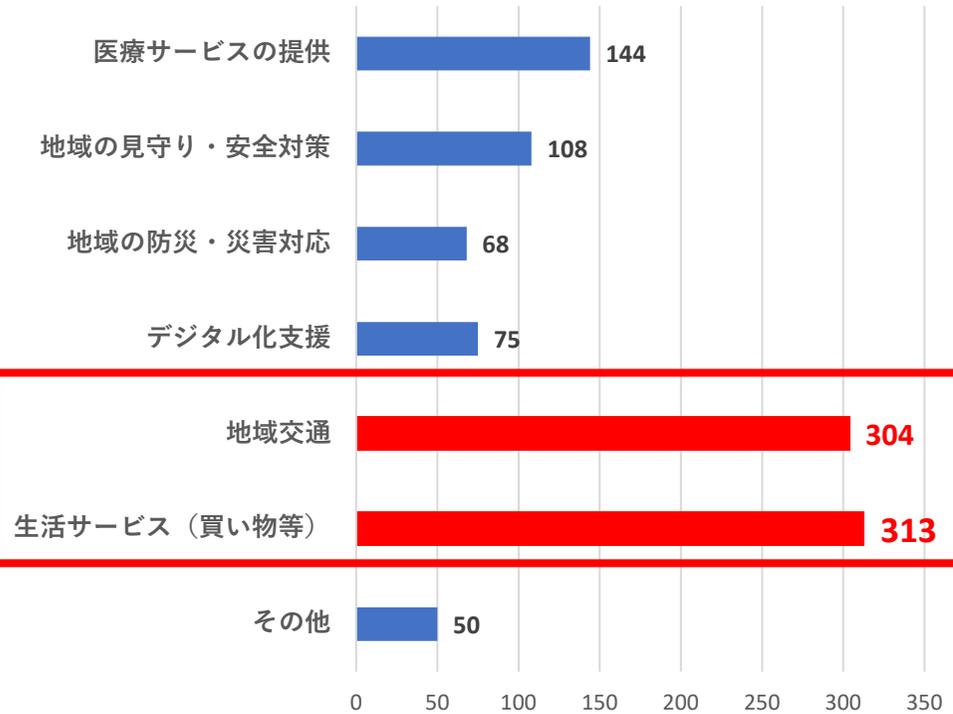


【はじめに（社会情勢の変化と郵便局の役割）】

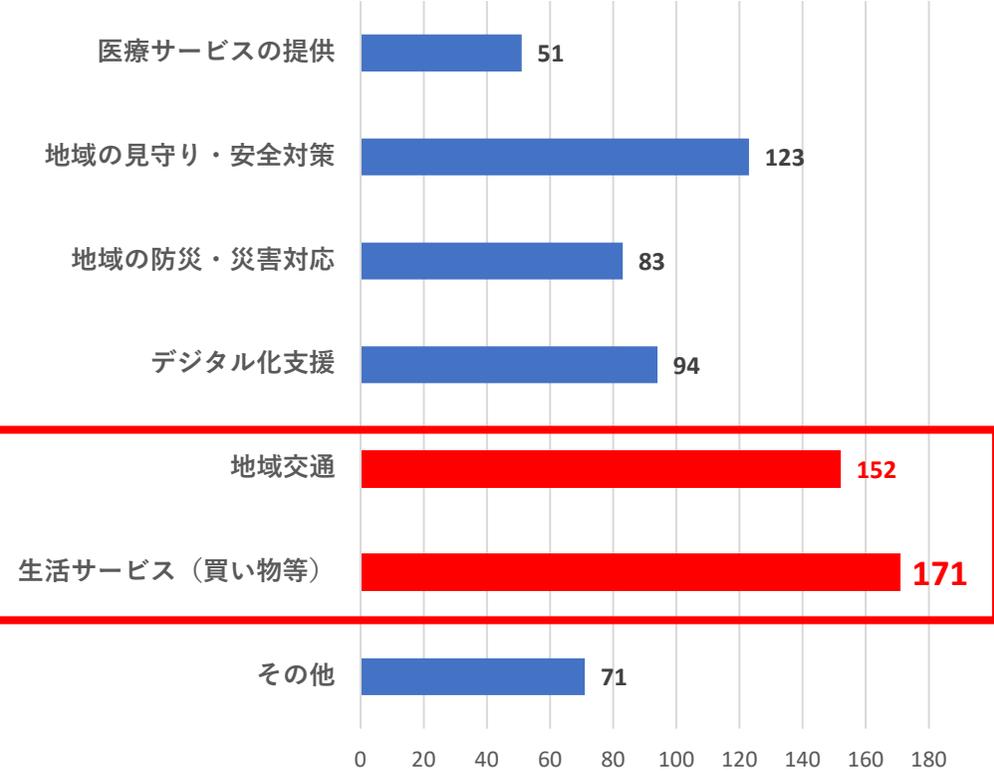
3. 地方自治体のニーズ調査の結果について（2024年11月実施）

- 「地域交通」と「生活サービス（買い物支援）」といったサービスの不足に課題を抱えている自治体が多い中で、今後、郵便局に委託して実施した取組についても「**地域交通**」と「**生活サービス（買い物支援）**」と回答した自治体が多かった。
- これらの結果から、多くの地域では、住民の生活利便性の確保の観点から、特に地域交通や買い物支援はある一定のニーズがあり、郵便局の利活用（コミュニティ・ハブ）においてもこれらのサービスはニーズがあると考えられる。

どのような生活サービスが不足して困っているか



郵便局に委託して実施したい取組



【総務省予算実証事業の概要】

- 郵便局の公共性・地域性※を活かして、
郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施します。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負う日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを利活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活サービス提供事業者等）と連携することで、**人口減少下においても持続可能な地域へ発展させることを目指します。**

※法令上、郵便局は、あまなく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※
（郵政民営化法第7条の2、日本郵便株式会社法第1条）

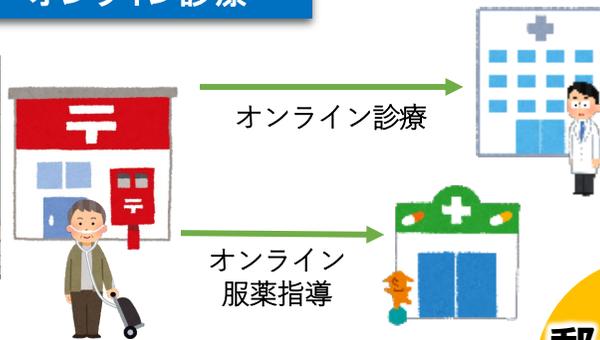


予算額 1.5億円（令和7年度予算）

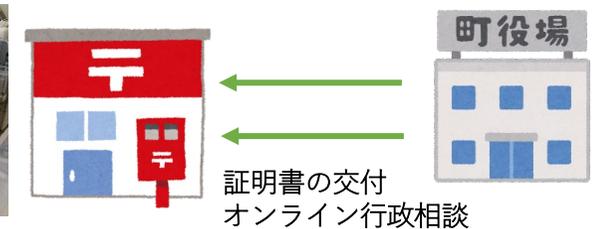
行政サービス・生活サービスの提供に係る郵便局の活用事例

- 郵便局の公共性・地域性を活かし、郵便局を複数の機能・サービスを提供する拠点として活用し、各地域の課題を解決し、地域の持続可能性の確保に貢献します。

オンライン診療



行政サービス



買い物支援



郵便局の活用例

空き家調査

配達地域に精通している郵便局社員が、タブレットを用いて現状を確認し、自治体に調査結果を報告



※ 上記の事例以外にもご応募いただくことができます。

【総務省予算実証事業の概要】

実証自治体の公募

自治体選考

実証の実施

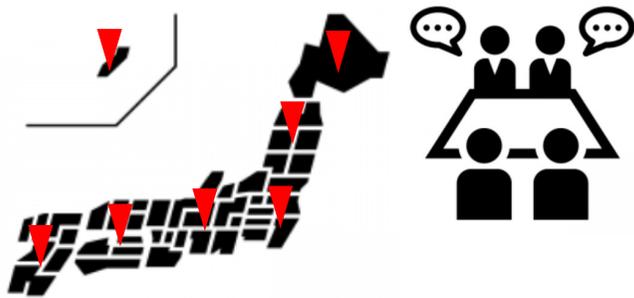
結果の分析

客観的評価

普及・展開

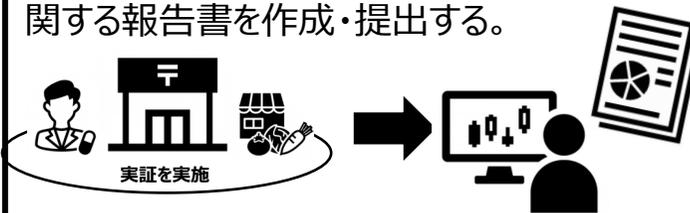
主体：請負者（コンサル等）

実証受託先の自治体（または自治体を中心としたコンソーシアム）を公募する。日本郵便を含む外部有識者を交えた選定委員会を開催し、その結果に基づいて決定することとする。



主体：自治体

実証は自治体（または自治体を中心としたコンソーシアム）が行う。実証結果については自治体において分析を行い、個別実証案件に関する報告書を作成・提出する。



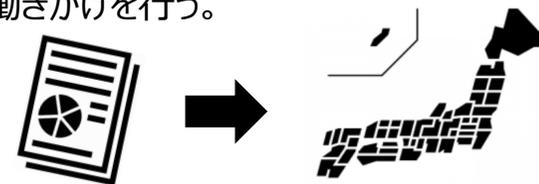
請負者による進行管理

実証の進行管理を随時行う。



主体：請負者・日本郵便・総務省

請負者において、各地の実証を踏まえた総括報告書を作成する。その際、客観的な分析や事例を横断した評価を行うこととする。また、その後の普及・展開に向けて事例集を作成する。報告書及び事例集を総務省・日本郵便で共有し、他自治体への展開に向け働きかけを行う。



スケジュール（予定）

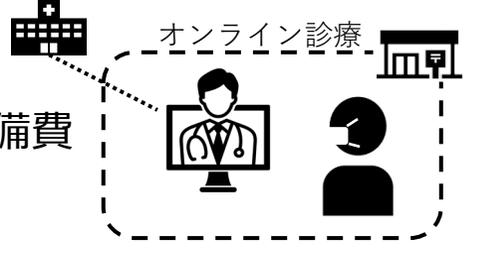
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
請負事業者決定・公募に向けた調整		公募申請	選定・実証先決定		実証期間						結果とりまとめ

【特別交付税措置について】

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村において住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている。
- 市町村の窓口業務や地域課題対応を総合的に実施する郵便局等に対して、市町村が行政サービス、住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置を講じる。

<p>対象となる自治体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 過疎地※に所在する郵便局等に窓口事務を委託する市町村 <small>※ 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号（離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）</small> ● 具体的には、郵便局事務取扱法等※に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地に所在する郵便局等に委託する市町村 <small>（令和7年2月末現在118団体） ※ 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。</small>
------------------------	---

【対象となる経費（具体的な対象事業の範囲（例））】

行政サービス (市町村への申請サポート、オンライン相談等)	住民生活支援サービス
<ul style="list-style-type: none"> ➢ システム整備費 ➢ 回線・機器整備費 ➢ レイアウト変更経費 ➢ 広報経費 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>自治体窓口事務</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 買い物支援のためのシステム整備費 ➢ 備品購入費 ➢ 広報経費 ➢ オンライン診療のためのシステム整備費 ➢ 回線・機器整備費 ➢ レイアウト変更経費 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>オンライン診療</p> </div>

特別交付税措置率 0.5

デジタル活用支援推進事業について

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、**スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」**を、令和3年度から全国の携帯ショップ、公民館等で実施（国費10/10補助、上限あり）

講座の例

応用講座

「マイナポータルを活用しよう」、「オンライン診療を使ってみよう」、「ハザードマップで様々な災害のリスクを確認しよう」、「デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう」

基本講座

「電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう」、「電話・カメラを使おう」

- 令和3～7年度の5年間での実施を想定し、**携帯ショップがない市町村**(786市町村※)での実施も**引き続き推進**。 ※令和7年3月1日集計。

都市部を中心とした支援

令和3年度～ 全国展開型



- 携帯ショップなど全国に有している拠点等で支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

携帯ショップ等を拠点として**全国規模での講習会の実施**を図る

地方部を中心とした支援

令和3年度～ 対面TYPE



- 携帯ショップのない市町村にて公民館等で支援を実施
- 主体は**地元ICT企業、社会福祉協議会等**

地域連携型

令和6年度～ オンラインTYPE



- 携帯ショップのない全国の市町村にてオンラインによる支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

携帯ショップがない地域におけるデジタル活用支援の取組も強力に推進し、**全国津々浦々での講習会の実施**を図る

令和4年度～ 講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
- 主体は**携帯キャリア、地元ICT企業等**

デジタル活用支援推進事業の講座一覧

- 講座には大きく分けて以下の2種類があり、各類型において実施できる具体の講座については以下の表のとおり。
応用講座：**オンライン行政手続**の申請方法や**オンライン行政サービス**の利用の仕方等を学ぶ講座
基本講座：電源の入れ方やインターネットの使い方など**スマートフォンの基本的な使い方**等を学ぶ講座
- 令和6年度補正予算事業では、生成AI、文字表示電話サービス（ヨメテル）に関する新規2講座を追加（SH“U”Nプロジェクトアプリに関する講座については、事業終了に伴い廃止。）。

	全国展開型 地域連携型（市町村独自事業実施地域）	地域連携型（市町村独自事業非実施地域） 講師派遣型
応用講座	<p>A スマホを使ったマイナンバーカードの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マイナポータルを活用しよう ② スマホでマイナンバーカードを申請しよう ③ スマホ用電子証明書をスマホに搭載しよう ④ マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう・公金受取口座の登録をしよう ⑤ スマホで確定申告（e-tax）をしよう <p>B 健康・医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ オンライン診療を使ってみよう ⑦ 全国版救急受診アプリ（Q助）で病気やけがの緊急度を判定しよう ⑧ FUN+WALKアプリを使って楽しく歩こう ※R7.5月末まで開催予定 	<p>C 防災・地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨ ハザードマップで様々な災害のリスクを確認しよう ⑩ 浸水ナビを使って水害シミュレーションを見てみよう ⑪ 地理院地図を使って身近な土地の情報を知ろう <p>D その他スマホを使いこなすために</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫ デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう ⑬ スマホで年金の情報を確認しよう（ねんきんネット） ⑭ 生成AIを使ってみよう ⑮ 文字表示電話サービス（ヨメテル）を使ってみよう ⑯ 地方公共団体が提供するオンラインサービスの利用方法 ⑰ 地域におけるオンライン行政手続の実施方法
基本講座	<p>基本講座は取り扱わない</p> <p>（各キャリア及び市町村の独自のスマホ教室等の取組が実施されているため本事業では対象外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう ② 電話・カメラを使おう ③ 新しくアプリをインストールしてみよう ④ インターネットを使ってみよう ⑤ メールをしてみよう ⑥ 地図アプリを使おう ⑦ メッセージアプリを使おう ⑧ スマートフォンを安全に使うための基本的なポイントを知ろう ⑨ オンライン会議アプリを使ってみよう

注1 全国展開型及び地域連携型においては、応用講座①～⑰について、A～Dの各グループからそれぞれ1コマ以上の講座の実施が必要。
 注2 講師派遣型については、応用講座①～⑰について、1講習会（1つの計画として申請するもの）ごとにいずれかの講座1コマ以上の実施が必要。
 注3 赤字の講座が令和6年度補正予算事業における新規講座。

- **地方公共団体が提供するオンラインサービス**又は**地方公共団体に対して行うオンライン行政手続**であって、**スマートフォンを使用するもの**であれば、本事業において講習会を実施することが可能。
- 直近の令和5～6年度においても、**地方公共団体が提供するオンデマンド交通アプリやキャッシュレスシステム**等の利用方法について講習会を開催。

※ 地方公共団体が提供するオンラインサービス等に関する本事業の活用等については、「地域におけるデジタル活用支援の推進について（通知）」（令和7年4月24日付け総情振第38号・総行政第94号・総行情第90号・総行応第153号・総行過第40号情報流通振興課長、地域政策課長、地域情報化企画室長、地域自立応援課長及び過疎対策室長連名通知）においても示している。

【実施講座の例（R5～R6デジタル活用支援推進事業）】

※下記講座は参考例。実施可否に関しては個別に判断していることから、本講座の実施を検討いただく場合、事前に執行団体に要確認。

カテゴリ	講座の一例	カテゴリ	講座の一例
交通	〇〇町乗合タクシーのオンライン予約方法 〇〇村デマンドバス予約アプリの利用方法	公式LINE	〇〇市公式LINEの利用方法 〇〇村公式LINEの登録方法
買い物・キャッシュレス	〇〇市デジタル地域通貨の利用方法 〇〇町キャッシュレスシステムの利用方法	ヘルスケア	〇〇市健康ポイントアプリの活用方法 〇〇町健康アプリの利用方法
防災	〇〇村防災アプリの利用方法	電子申請	〇〇村電子申請サービスの利用方法

【自治体独自のスマホ教室との連携方法】

- デジタル活用支援推進事業で取り扱うことが困難な講座を自治体独自でのスマホ教室で実施する場合、本事業で取り扱うことが可能な講座と**連続性をもって実施すること**で、**受講者が一貫した学びの流れを感じることができ、より効果的なスマホ教室を開催することができる可能性が高い**ことから、本事業との連携を検討いただきたい。

実施例：デジタル活用支援推進事業の講座を実施した直後に、自治体独自のスマホ教室を実施

- ただし、この場合、**自治体独自のスマホ教室と補助事業である本事業の講習会との区別を明確にする必要があるため、受講者等に自治体独自のスマホ教室が本事業の講習会の一環として実施しているものと誤解を与えることのないよう注意**いただきたい。

（誤解を与えかねない実施例）

- ・ 本事業のポスターを掲示したまま自治体独自のスマホ教室を実施する
- ・ 本事業の講習会と自治体独自のスマホ教室の講師が同一の場合、当該講師が本事業の備品を着用したまま自治体独自のスマホ教室を実施する 等

「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト について

農林水産省 農村振興局 農村計画課

「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト について

令和7年5月21日

農村振興局
農村活性化推進室

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

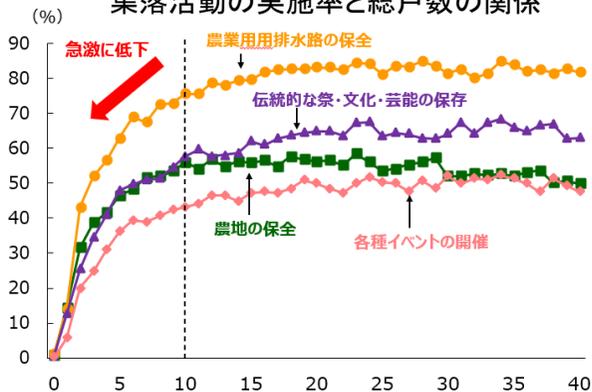
農林水産省

農山漁村の現状と課題、これまでの農林水産省の対応

- 我が国は、高齢者の引退等による農業者の大幅な急減に直面。このような中で、食料安全保障を確保するには、農業の生産性向上や持続可能性の両立に加え、農山漁村のコミュニティ維持が不可欠。今後、これらの課題を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」を策定。
- 集落の総戸数が9戸以下となると、農地の保全等の集落活動が急激に低下するが、山間地域における総戸数が9戸以下の集落の割合は2020年と2000年を比較すると2.3倍に増加するなど、中山間地域において農山漁村のコミュニティの維持が懸念される。
- このため、農林水産省としては、関係府省庁と連携しつつ、国の職員が自治体に足を運び地域の取組を支援する「デジ活」中山間地域や地域の多様な主体による農村型地域運営組織(農村RMO)形成の支援等を実施。

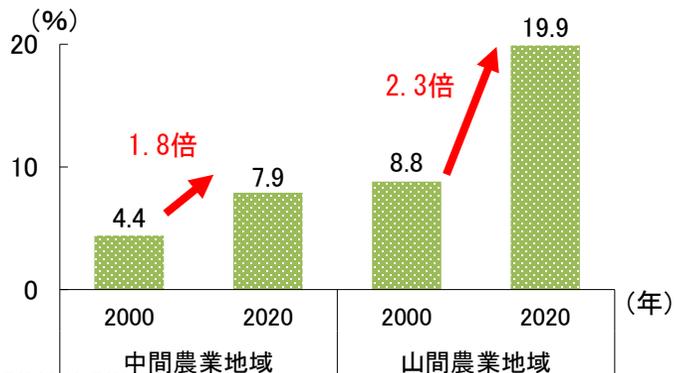
現状と課題

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」(戸) (2018年12月)

総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

現在の対応状況

中山間地域におけるデジ活のイメージ

農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を、関係府省が連携して後押し。

農林水産業



▶ 農林漁業者の減少に対応するため、スマート農林水産業の導入により作業を省力化

交通、物流



▶ 交通空白地帯の解消や利便性の向上に向け、貨客混載バスによるラストワンマイル配送
▶ スーパーやコンビニ等の撤退で買い物難民が発生したため、無人キャッシュレススマートストアを設置

関係府省庁が連携してサポート (関連施策一覧の公表、課題に対する施策の紹介、申請相談、重点伴走支援等)

支援チーム

内閣府	国土交通省
総務省	環境省
農林水産省	厚生労働省
経済産業省	文部科学省

(地域ごとに、課題やニーズに対応する府省庁で構成)

農村RMOのイメージ

中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。このため、多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

農用地保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

関係府省庁が連携してサポート

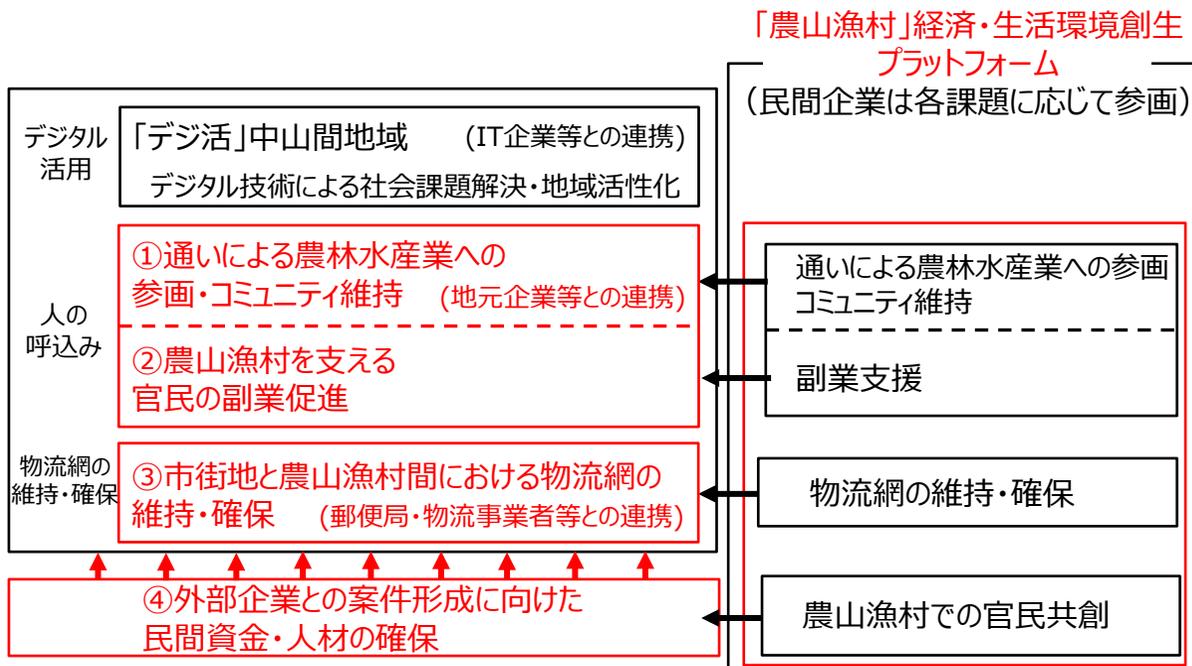
(関連施策一覧の公表、農村RMO形成推進に関する情報共有の場を形成、都道府県・市町村への周知)

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省
-----	-----	-------	-------	-------

「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト

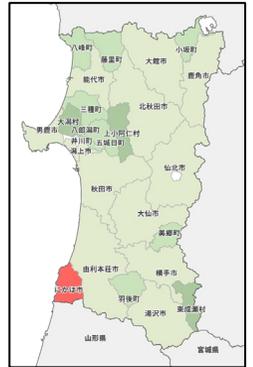
- 人口減の要因として自然減が社会減を上回っていることから、今後、農山漁村の関係人口の増加を目指し、民間企業、教育機関、金融機関等多くの関係者を巻き込む官民共創の仕組みも活用し、農山漁村における地方創生に取り組むことが必要。
- このため、現場で案件形成を図る「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」を創設し、令和7年2月に、関係府省庁、地方公共団体、郵便局、民間企業、教育機関、金融機関等が参画するプラットフォームを立ち上げ、地域と企業のマッチングや連携の在り方を議論しているところである。
- このプロジェクトと並行して、農村RMOや特定地域づくり事業協同組合等による地域課題の解決に向けた取組や、農山漁村が女性・若者に選ばれるための地域拠点の整備等についても検討し、成果については農林水産省の職員が率先して自治体に足を運び、施策立案等を助言するなど取組の普遍化を促進したいと考えている。

「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト（2月にキックオフ）



秋田県にかほ市での農村RMOの取組事例

にかほ市の元地域おこし協力隊員が、地域行事や一次産業が体験ができる宿としてゲストハウスを創業し、地域の方々と一体となって「農地を守り」「外貨を稼ぎ」「暮らしを残す」取組を実践。



農地の保全活動



地域交流活動
年間約500名が宿泊



週1回のマルシェ開催
地域の憩いの場

「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトの推進方策

- 農山漁村の現場で案件形成を図る『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクトを進めるため、関係府省庁、地方公共団体、郵便局、民間企業、金融機関、教育機関等が参画するプラットフォームを2月初旬に発足させ、地域と企業のマッチング方法など関係者間の連携の在り方を議論。
- このプラットフォームには、テーマごとに関係府省庁、地方公共団体、企業等からなる専門部会を設け、案件形成を進める上で参考となる事例の収集や手引きの作成等を行っていきたいと考えている。
- 地方創生に係る基本構想の策定に向けた議論を注視しながら、専門部会での議論を重ね、取りまとめてまいりたい。

○ プラットフォームにおける検討テーマと今後のスケジュール

① 通いによる農林水産業への参画・コミュニティ維持（地元企業等との連携）

- 都市部や市街地の企業のCSV活動や研修等による、持続的な農山漁村への社員の派遣を活性化
- 農山漁村における人材の受入れ組織・体制の構築
- 二地域居住者の参画

② 農山漁村を支える官民の副業促進

- 副業を促進するための環境整備（規定の整備や企業価値の向上）

③ 市街地と農山漁村間における物流網の維持・確保（郵便局・物流事業者等との連携）

郵便局・物流事業者等と連携し、以下の取組を実施

- 一般の郵便物・貨物と併せて、食品や日用品を農山漁村の拠点に配送する仕組みを構築
- 農山漁村から市街地に新鮮な農産物等を配達する仕組みを構築

④ 外部企業との案件形成に向けた民間資金・人材の確保

- 農山漁村を支える人材、財源を確保するため、農林水産業・農山漁村における社会的インパクトを可視化
- 地域活性化起業人、地域おこし協力隊、特定地域づくり事業協同組合制度等の活用
国家公務員による出向・現地フォローアップ制度の活用

○ スケジュール

- ・ 12月 プロジェクト立ち上げ
- ・ 2月4日 シンポジウム開催（キックオフ）

<関係人口の創出・副業促進>

<農山漁村における物流網>

2月13日（木） 第1回

3月4日（火） 第2回

4月21日（月） 第3回

<農山漁村における社会的インパクト>

1月20日（月） 第1回

2月3日（月） 第2回

2月14日（金） 第3回

3月10日（月） 第4回

3月27日（木） 第5回

夏前まで

各テーマにおける議論のとりまとめ

「農山漁村」インパクト可視化ガイダンス (ダイジェスト版)

農村振興局 農村政策部
農村計画課 農村活性化推進室

目次

第1章 農山漁村におけるインパクトとは

1. 農山漁村をめぐる現状
2. 農山漁村の衰退に伴う、都市部を含む社会全体への影響
3. なぜ企業から農山漁村の資金拠出や人材派遣が必要になるのか(企業にとってのリスクと機会)
4. 農山漁村への資金拠出・人材派遣に必要なインパクトの視点
5. 農山漁村の課題解決のための官民共創の重要性
6. 農山漁村の課題解決につながる取組(アクティビティ)

第2章 インパクトの創出に貢献する各種手段

1. 企業からの農山漁村への資金拠出の方法
2. 企業から農山漁村への人材派遣の方法
3. 農山漁村の課題解決に対するインパクト測定・マネジメント(IMM)の方法
4. 事例創出に向けたステークホルダー間のコミュニケーション方法・プロセス
5. 今後の支援策
(モデル選定、取組創出に対する支援、評価・公表・表彰等)

参考資料(ロジックモデル+事例)

第1章 農山漁村におけるインパクトとは

- 本章では、農山漁村の課題が都市部を含む社会全体にどのような影響を与えるかを整理したのち、農山漁村における課題解決・価値創造の取組への資金拠出・人材派遣を意義づけるインパクトの視点や、具体的課題解決の方向性について多角的に示している。

第1章の構成

1. 農山漁村をめぐる現状

我が国における農山漁村が置かれている現状について解説。

2. 農山漁村の衰退に伴う、都市部を含む社会全体への影響

農山漁村の機能維持ができなくなった場合、都市部を含む社会全体に対してどのような影響があるのか、農山漁村が持つ機能に着目しつつ解説。

3. なぜ企業から農山漁村の資金拠出や人材派遣が必要になるのか(企業にとってのリスクと機会)

企業が農山漁村に対して資金や人材を提供するロジックについて、リスクと機会の双方の視点から解説。

4. 農山漁村への資金拠出・人材派遣に必要なインパクトの視点

実際に企業が農山漁村へ資金拠出・人材派遣を行うに当たって、自社の企業理念等との架け橋となる「インパクト」の考え方について解説。

5. 農山漁村の課題解決のための官民共創の重要性

農山漁村における課題解決を進めるに当たって重要な、自治体、課題解決企業、資金拠出・人材派遣元企業の3者間の官民共創の考え方について解説。

6. 農山漁村の課題解決につながる取組(アクティビティ)

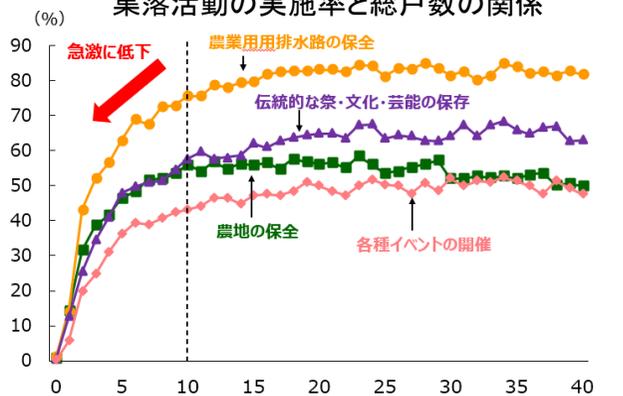
農山漁村の課題を解決する具体的な取組(アクティビティ)について、具体例を示しながら解説。

1. 農山漁村をめぐる現状

- 我が国は、高齢者の引退等による農業者の大幅な急減に直面。このような中で、食料安全保障を確保するには、農業の生産性向上や持続可能性の両立に加え、農山漁村のコミュニティ維持が不可欠。今後、これらの課題を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」を策定。
- 集落の総戸数が9戸以下となると、農地の保全等の集落活動が急激に低下するが、山間地域における総戸数が9戸以下の集落の割合は2020年と2000年を比較すると2.3倍に増加するなど、中山間地域において農山漁村のコミュニティの維持が懸念される。
- このため、農林水産省としては、関係府省庁と連携しつつ、国の職員が自治体に足を運び地域の取組を支援する「デジ活」中山間地域や地域の多様な主体による農村型地域運営組織(農村RMO)形成の支援等を実施。

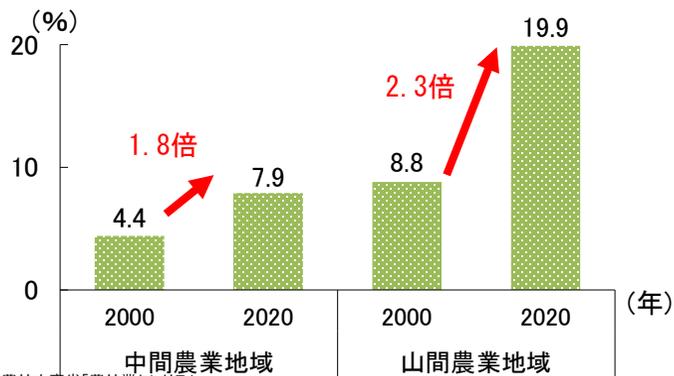
現状と課題

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」(戸) (2018年12月)

総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

これまでの対応状況

中山間地域におけるデジ活のイメージ

農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を、関係府省が連携して後押し。

農林水産業



▶ 農林漁業者の減少に対応するため、スマート農林水産業の導入により作業を省力化

交通、物流



▶ 交通空白地帯の解消や利便性の向上に向け、貨客混載バスによるラストワンマイル配送
▶ スーパーやコンビニ等の撤退で買い物難民が発生したため、無人キャッシュレススマートストアを設置

関係府省庁が連携してサポート
(関連施策一覧の公表、課題に対する施策の紹介、申請相談、重点伴走支援等)

支援チーム

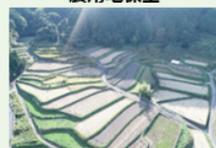
内閣府	国土交通省
総務省	環境省
農林水産省	厚生労働省
経済産業省	文部科学省

(地域ごとに、課題やニーズに対応する府省庁で構成)

農村RMOのイメージ

中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。このため、多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

農用地保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

関係府省庁が連携してサポート

(関連施策一覧の公表、農村RMO形成推進に関する情報共有の場を形成、都道府県・市町村への周知)

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省
-----	-----	-------	-------	-------

2. 農山漁村の衰退に伴う、都市部を含む社会全体への影響

- 農山漁村は、食料の生産、「多面的機能」による災害防止等の機能を保有しており、これらの維持ができなくなると、食料供給の不安定化、気候変動等のリスク拡大に影響。
- 農山漁村の人口減少から生じる課題は、都市部を含む社会全体や企業にとっても共通の課題。

①食料供給の不安定化

国民の食料の生産拠点である農山漁村で発生する課題は、国民の食料供給の不安定化にもつながりうる。

※ 労働力・後継者不足のリスクについては、特に労働集約的な品目（果実、野菜、畜産物等）を中心に増加、「重要なリスク」と評価。
温暖化や高温化のリスクについても、ほとんどの品目で顕在化し、「注意すべきリスク」等と評価（農林水産省「食料の安定供給に関するリスク検証（2022）」調べ）。

②気候変動リスク、災害リスク、 景観保全機能の喪失リスクの拡大

農山漁村は、生産としての役割だけでなく、国民の生活に色々な「めぐみ」をもたらす「多面的機能」を保有。

このような役割を持つ農山漁村の機能の低下は、気候変動リスクや災害リスクを高めることにつながり、都市住民がこれまで通りの生活が続けることが難しくなる可能性がある。また、日本的な原風景の喪失にもつながりうる。

農業・農村の多面的機能

【多面的機能の一例】

・気候変動緩和機能（田畑の蒸発散作用による暑さの緩和、大気をきれいにする働き）

・災害防止機能（田畑で雨水を一時的に貯水することによる洪水の防止・軽減、日々の手入れによって小さなひび割れなどの損傷を初期段階で発見して補修することによる土砂崩れの未然防止）

・土地空間を保全する機能（「優良な農地」の保全、地域社会に「みどりの空間」を提供、「防災・避難空間」としての活用、「日本的な原風景」の保全等）



日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」（2001年11月）
(https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/)

気候変動リスク、災害リスク、景観保全機能の喪失リスクを縮小

安定した食料供給の実現

3. なぜ企業から農山漁村への資金拠出や人材派遣が必要になるのか (企業にとってのリスクと機会)

- 農山漁村の課題は、都市部企業にとっても、自社のマテリアリティ(企業が優先的に取り組むべき重要な課題)と深く関係
- 上記課題の解決は、CSV経営(経済的価値と社会的価値の両立である「共有価値の創造」を軸とした経営)の達成にも寄与

企業にとってのリスク

①企業の消費市場(マーケット)への影響

- 地域における人口減少や産業の衰退により、消費や投資の停滞、地域の消費市場の縮小を招く可能性
(地方での雇用機会喪失により若年層の都市部への流出も加速)

②企業のバリューチェーンへの影響

- 農山漁村(やそれをとりまく自然)の衰退により、農林水産物を原料とする食品・飲料メーカー、外食産業に加え、再生可能エネルギーを扱う商社、銀行、電力会社等の経営基盤を危うくする可能性

企業にとっての機会

③新規事業の創出

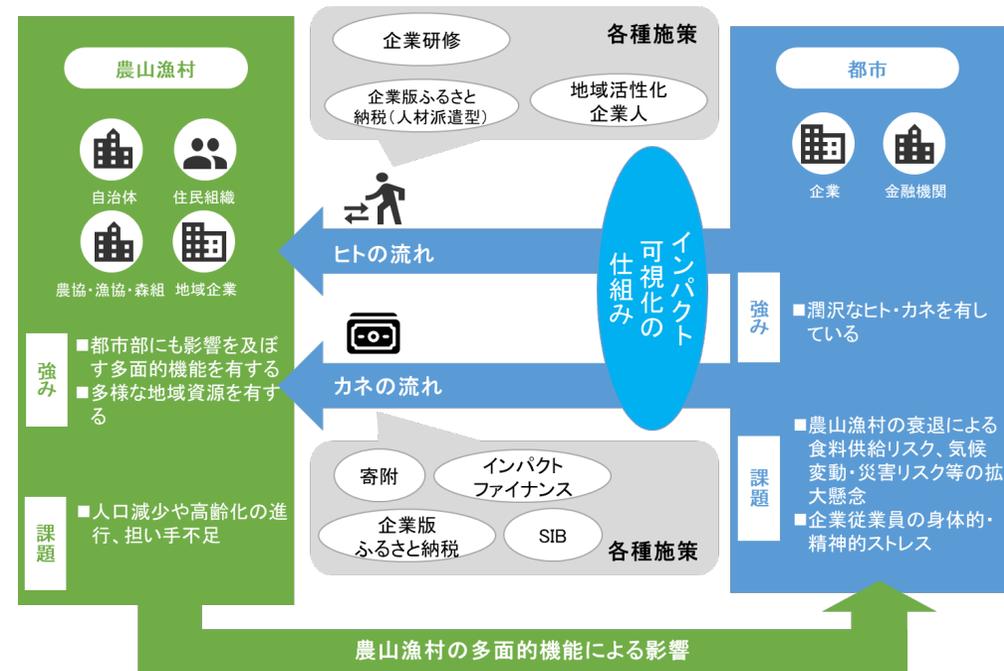
- 課題解決が新たな事業創出の機会となり、④の「インパクト」につながるような事業創出・拡大に寄与

④インパクトを創出する取組の加速化

- 「地域経済の活性化」、「気候変動の緩和」等といった、近年投資家等から関心が高まっている「インパクト」の創出に寄与

⑤健康経営の実践

- 農山漁村に関わるプログラムにより、従業員の身体的・精神的ストレスの解消、ウェルビーイングの向上が図られ、結果として企業の業績向上や株価向上に寄与



企業が解決を目指すマテリアリティとも関わりがあることから、農山漁村への関わりは都市部企業のリスク低減と機会創造につながる



都市部からの人的・資金的な流れを活発化させるだけでなく、農山漁村と都市が相互に協力し合って価値創造していく仕組みづくりが重要

4. 農山漁村への資金拠出・人材派遣に必要なインパクトの視点

インパクトとは

○「インパクト」とは、事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果(短期・長期間わかない)を指す。

※出所)一般財団法人社会変革推進財団(SIIF)

インパクトを可視化する意義

○企業側

- ・農山漁村への関わりは、企業にとってリスクの低減・機会の増大につながる
- ・ポジティブなインパクトの創出に取り組むことにより、投資家等からの関心を集めることができる
- ・従業員や顧客等のエンゲージメントをさらに高めることにつながる
- ・企業の取組が社会や環境に対してどのようなポジティブな「変化」を生み出したのかを可視化することで、株主、従業員、顧客等に訴求できる

○自治体・地域側

- ・農山漁村の取組が生み出す多様な効果を可視化することで、社会課題の解決によるインパクトに関心を持つ企業から資金や人材の流入を促すことができる
- ・農山漁村の課題解決がインパクトの創出につながることを可視化することで、農山漁村の価値が正当に評価され、資金の好循環が生まれることにより地域課題の解決が加速する

企業と密接に関わる7つのインパクト

企業・投資家の既存のインパクトレポートを分析し、農山漁村の課題解決につながるインパクトを設定。

7つのインパクト一覧と関連する国際的な指標

インパクト	SDG s	FAO SAFA Guidelines	GRIスタンダード
①地域経済の活性化		経済(投資/地域経済/製品の品質と情報)、社会(適正な生活)	地域・住民・従業員(生活収入と生活賃金/経済的包摂/雇用慣行/地域社会)
②農山漁村の持続可能な生活環境の維持		環境(生物多様性/材料とエネルギー/大気/水)、社会(適正な生活)	環境(生物多様性/土壌の健康/水と排水/廃棄物/自然生態系の転換)、地域・住民・従業員(土地と資源の権利/地域社会)
③ウェルビーイング向上		社会(適正な生活/人間の健康と安全/公平性/労働権)	地域・住民・従業員(生活収入と生活賃金/労働安全衛生/食糧安全保障/地域社会)
④気候変動の緩和		環境(大気/水/土地/生物多様性)	環境(排出/生物多様性/自然生態系の転換/土壌の健康/農業の使用/水と排水/廃棄物)
⑤気候変動への適応		経済(人間の健康と安全/製品の品質と情報)	環境(気候変動への適応と回復力/食糧安全保障/食品安全)
⑥ネイチャーポジティブ		環境(生物多様性/土地/動物福祉/大気/水)	環境(排出/気候変動への適応と回復力/生物多様性/自然生態系の転換/土壌の健康/農業の使用/水と排水/廃棄物) 地域・住民・従業員(動物の健康と福祉)
⑦農山漁村における災害レジリエンスの向上		経済(脆弱性)、社会(人間の健康と安全)	環境(気候変動への適応と回復力)、地域・住民・従業員(労働安全衛生/公共政策/地域社会)

(参考) 7つのインパクトの詳細 (その①)

①地域経済の活性化

農山漁村を含む地域の経済縮小に歯止めをかけ、人口減少や高齢化、グローバル経済が進行する中で多様で魅力ある地域づくりを進めていくことは、農山漁村だけではなく、日本全体が中長期的に豊かさを享受していく上で重要。

企業にとっての重要性

・自社製品・サービスの市場拡大につながり、成長戦略の1つとなる
(地域の雇用拡大につながれば、地域住民の可処分所得増加につながり、地域需要の増加につながる)

農山漁村の課題解決との関係性

・農林水産業者をはじめとした、観光事業者や小売事業者等、地域で事業を営む事業者の収益増加等によって本インパクトを創出できる

②農山漁村の持続可能な生活環境の維持

農山漁村では高齢化や人口減少により集落機能が低下している。集落における生活環境を維持することにより、地域住民の生活の質の向上、都市住民の農山漁村への関わりやすさにつながる。ひいては、農林水産業の持続的な発展による食料安全保障の確立や、災害に強い持続的な国土保全等の多面的機能の発揮を図る観点から重要。

企業にとっての重要性

・自社製品・サービスの市場の安定化につながる
(地域の人口流出、チェーン店舗・販売店の撤退、それによる流通コストの増加が進めば営業基盤や流通の基盤が揺らぐ)

農山漁村の課題解決との関係性

・地域コミュニティを維持して人口流出を防ぎ、インフラや生活サービスの維持につなげることや、遊休農地の発生防止や環境保全による土砂災害等の自然災害リスク低減等ことによって本インパクトを創出できる

③ウェルビーイングの向上

近年ウェルビーイング(※)への関心が高まっており、我が国では働き方改革や健康促進といった観点でキーワードとなっている。海外ではGDP指標とは別に「ウェルビーイング指標」で政策効果を測るなど、政策に活用しようとする取組も進められていることから重要。

(※)ウェルビーイング:「身体的・精神的・社会的に良好な状態」と定義されることが多い。

企業にとっての重要性

・自社製品・サービスの市場拡大につながる
(地域の高齢者や若者のウェルビーイング向上による人口流出の抑制等)
・健康経営の実践につながる

農山漁村の課題解決との関係性

・地域の住民のために景観や文化の保全をすることや、地域における人と人のつながりを維持・向上すること等によって本インパクトを創出できる

(参考) 7つのインパクトの詳細 (その②)

④ 気候変動の緩和

世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加する等、気候変動の影響が現れている。気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われる状況であり、その危機を克服していくことが全世界的に求められていることから重要。

企業にとっての重要性

・サプライチェーン全体の事業継続のリスクの低下につながる
(気候変動による異常気象、災害、水資源の枯渇、農作物不作等)
・再生可能エネルギー、EV等の気候変動対策技術に早期着手することで、市場をリードできる

農山漁村の課題解決との関係性

・森林の多面的機能の維持・保全や、「みえるらべる」等を活用した環境負荷低減の取組、農山漁村内で循環するエネルギーの仕組みの構築等を通じて、地域の温室効果ガス(GHG)を削減すること等によって本インパクトを創出できる

⑤ 気候変動への適応

気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う④の緩和だけではなく、気温上昇による農産物の生育障害や品質低下、熱中症患者の増加、豪雨等による大きな災害等、国民の生活に既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する適応を進めることが求められているため重要。

企業にとっての重要性

・サプライチェーン全体の事業継続のリスクの低下につながる
(豪雨、猛暑、洪水、台風等が原材料の生産地や物流網をはじめとする企業活動に直接的なリスクをもたらす)

農山漁村の課題解決との関係性

・気候変動を起因とする災害への適応として、農山漁村で土砂災害等を防ぐ役割を一定程度持つとされている農地や森林の維持・保全を行うことや、気候変動に耐えうる農林水産物の新たな開発等によって本インパクトを創出できる

⑥ ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブ(※)への国際的な認知度が高まっており、我が国においても2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられていることから重要。

(※)ネイチャーポジティブ:日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。

企業にとっての重要性

・サプライチェーン全体の事業継続のリスクの低下につながる
(生物多様性の損失により、食品メーカーが原材料を安定調達できなくなる、観光業が自然・農村景観の劣化によって観光商品の価値が低下する等の直接的なリスクをもたらす)

農山漁村の課題解決との関係性

・生物多様性に配慮した生産活動、遊休農地の発生防止、森林の多面的機能の維持・保全等を行うことで、生物多様性の喪失の抑止や回復につながり、本インパクトを創出できる

⑦ 農山漁村における災害レジリエンスの向上

災害が頻発する我が国における災害への事前の備えとして、人命を最大限に守り、また経済的・社会的機能が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する災害レジリエンス(※)の向上が重要。

(※)災害レジリエンス:災害に対する地域全体の強靱性を指し、「発災そのものを抑制する」「たとえ発災してもその被害を小さくする」「速やかに復旧する」という3点を表している。

企業にとっての重要性

・大規模地震災害等が多く発生する中、災害レジリエンスを高めておくことは、企業の事業継続のためのリスク対策につながる

農山漁村の課題解決との関係性

・災害時であっても地域内で助け合えるよう地域コミュニティ内の連携機能の向上や、災害時の支援要員となるような都市部住民との関係づくり、遊休農地の発生防止や環境保全による土砂災害等の自然災害リスク低減等によって本インパクトを創出できる

5. 農山漁村の課題解決のための官民共創の重要性

- 人口減少下におけるコミュニティ維持等のため、従来農山漁村に関わりのなかった民間企業等とも連携しながら農山漁村の課題解決に取り組む官民共創の取組促進が重要。
- 農山漁村において官民共創の体制を構築するためには、自治体、課題解決企業、資金拠出・人材派遣元企業が三位一体となり、エンゲージメント創出した上で、継続的に課題解決に関わっていくことが必要。

各主体における官民共創の重要性

○自治体

- ・域内の人口が減る中では、地域外を含めた企業との共創によって地域課題を解決することが重要となる

○課題解決企業

- ・自社のソリューションを生かして地域課題の解決を進めるに当たって、課題の主体者である自治体や、資金拠出・人材派遣を行える企業との連携を通じてより大きなインパクトの創出が期待される

○資金拠出・人材派遣元企業

- ・自治体や課題解決企業による課題解決の取組がインパクト創出にどのようにつながるかを理解し、自社のマテリアリティやミッション・パーパスに応じて資金・人材の拠出先を検討していくことが重要となる

インパクトにつながる官民共創の事業活動の事例

ひろさき援農プロジェクト(青森県弘前市)

JTB・弘前市・ニッカウキスキー・アサヒビールが連携して、企業版ふるさと納税を活用し、全国から企業参加も含めたボランティアを募りリンゴ収穫作業を支援。農家の人手不足解消と観光を融合した新たな交流の創造により、全国規模での関係人口創出、**地域経済の活性化**、参加者及び受入れ農家双方の**ウェルビーイング向上**というインパクトを創出している。



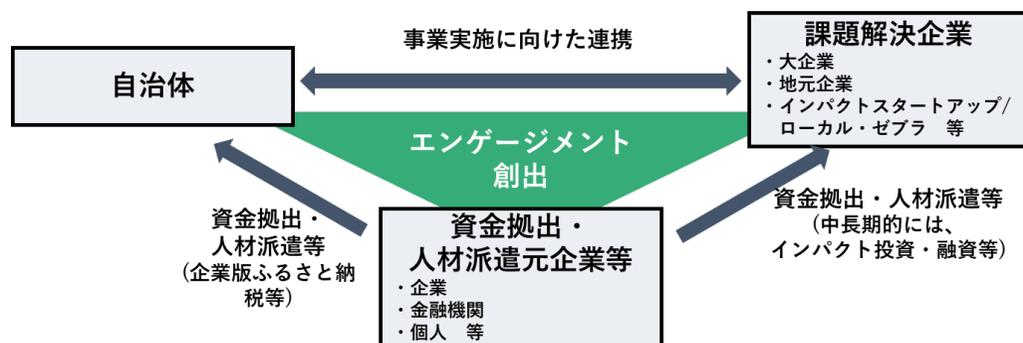
GREENable HIRUZEN(岡山県真庭市)

観光拠点のブランディング・観光発展に、阪急阪神百貨店・両備HDから、地域活性化企業人・企業版ふるさと納税を活用して人材受入を実施。多様な専門性の導入により新たな訪問客やリピーターが増加、**地域経済の活性化**というインパクトを創出している。



「蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原」への支援(岡山県真庭市)

自然共生サイト認定を受けている「蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原」に対して、大成建設が湿地の再生活動に係る技術等の支援を行い、その証明として環境省が「支援証明書」を発行。民間企業と地域が一体となって**ネイチャーポジティブ**なインパクトを創出している。



※3者の連携には、自治体を始めとする地域の理解や柔軟性が重要であるが、それだけでは資金拠出・人材派遣元企業への訴求力や持続性も弱いため、地域課題や地域の有する価値を資金拠出・人材派遣元企業等に伝える伝道師的な存在となる課題解決企業が大きな役割を果たす。

6. 農山漁村の課題解決につながる取組（アクティビティ）

- 官民共創による価値創造によって、農山漁村の課題を解決する具体的な取組（アクティビティ）がそれぞれの地域で進められることが、インパクトの実現において重要。
- 農林水産省としては、農村内の農業者・非農業者の大幅な減少の下で地域社会を維持していくため、農村内部の人口の維持及び農業・農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材（農村関係人口）の拡大に資するアクティビティが必要と考察。

インパクト創出につながるアクティビティとその事例（抜粋）

① 多様な人材が農村に関わる機会の創出

学生が農山漁村に関心を持つきっかけとなる
寄付講座等を提供する取組

【青空留学】

JALと雨風太陽が共同で推進する、大学生と一次産業従事者をつなぐ地域共創プログラム。漁業や農業の生産現場に大学生が飛び込み、現地の課題を発掘し、解決策を提案・実施することで、地域活性化と都市住民の関係人口創出を目指す。

短期間アルバイト人材・副業人材（民間、公務員、
農協職員等）とのマッチング（スポットワーク）の取組

【タイミー】

スキマバイトを活用した農業分野の人手不足解消として、タイミーのアプリを通じて即戦力となる短期労働者を農家とマッチングさせ、ピンポイントでの労働力確保を実現。自治体やJAと連携し、農業の働き手確保と理解促進に貢献している。

アクティビティ
とインパクトの
関係性をロジック
モデルの形で
可視化

② 農村における所得の向上と雇用の創出（経済面）

農作物の保存技術開発の取組

【ZEROCO】

低温保存技術や新たな包装技術を活用し、鮮度を保ちながら農産物を長期間保存できる保存技術を開発。季節や時期を問わない農作物の市場への供給安定につなげ、生産者の販売価格安定に貢献している。

海外等、新たな小売事業者開拓の取組

【日本農業】

耕作放棄地の活用、大規模選果場の運営、独自の輸出ルートの確立を通じ、日本の農業を成長産業へ転換。国内の農業生産性向上と、海外市場での競争力強化を両立させる。流通の効率化とブランディング戦略により、日本産青果物の安定供給と市場拡大を実現。

③ 農村に人が住み続けるための条件整備（生活面）

住民コミュニティの活性化を担う地域運営組織
（農村RMO）の取組

【Ventos】

秋田県にかほ市象潟町の横岡集落で、築100年の古民家を改装した「ゲストハウス麓（Rokumasu）」を拠点に、農用地の保全や生活支援、地域資源活用等、農村RMOの取組を推進。住民コミュニティの活性化に寄与している。

物流事業者が連携した共同配送の取組

【おたがいマーケット】

共助型の買い物支援サービスの提供により、地域住民がネットスーパーの商品を近隣の郵便局や受取拠点で受け取れる仕組みを提供し、買い物弱者の支援と地域拠点の組成、地域内物流の最適化を図り、持続可能な買い物インフラの構築を目指す。

地域経済の
活性化

農村地域の
持続可能な
生活環境の
維持

気候変動の
抑制

気候変動への
適応

ネイチャー
ポジティブ

ウェルビー
イング向上

農山漁村に
おける災害
レジリエンス
の向上

6. 農山漁村の課題解決につながる取組（アクティビティ）

- 官民共創による価値創造によって、農山漁村の課題を解決する具体的な取組（アクティビティ）がそれぞれの地域で進められることが、インパクトの実現において重要。
- 農林水産省としては、農村内の農業者・非農業者の大幅な減少の下で地域社会を維持していくため、農村内部の人口の維持及び農業・農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材（農村関係人口）の拡大に資するアクティビティが必要と考察。

インパクト創出につながるアクティビティ例

① 多様な人材が農村に関わる機会の創出

農村コミュニティへの関心の喚起

- ・棚田オーナー等、都市住民の地域への継続的な関与を促す取組
- ・農山漁村・農林水産業を体験できる旅行・イベント・ワーケーション・教育事業等の取組
- ・企業のCSVとして農山漁村の人手不足を解消する取組
- ・地域外の人材の関わりにより鳥獣害対策を行う取組
- ・学生が農山漁村に関心を持つきっかけとなる寄付講座等を提供する取組
- ・企業の森林づくり等の地域の自然資源を維持・向上させる取組
- ・農業遺産における自然環境を保全する参加型の取組
- ・若者等の地域住民に、農山漁村の活動を伝える取組
- ・学校給食での地場産物活用の取組

農外人材の活用

- ・短期間アルバイト人材・副業人材（企業、公務員、農協職員等）とのマッチング（スポットワーク）の取組
- ・特定地域づくり事業協同組合制度を活用した農村RMOへのマルチワーカー参加の取組

新規参入の環境整備

- ・農山漁村での生活、なりわいを体験できる移住体験の取組
- ・体験農園等提供の取組
- ・農業技術・ビジネスに関する研修の取組
- ・新規就農者が地域で暮らすための基盤を整備する取組
- ・農業開始の初期費用をサポートする取組

③ 農村に人が住み続けるための条件整備（生活面）

地域住民による地域機能の維持

- ・道の駅を中心とした小さな拠点等の取組
- ・住民コミュニティの活性化を担う地域運営組織（農村RMO）の取組
- ・農地集積・集約化等、地域課題に関して地域の合意形成を促進する取組

② 農村における所得の向上と雇用の創出（経済面）

付加価値の向上

- ・農福連携等の取組
- ・農作物の保存技術開発の取組
- ・GI（地理的表示）による地域産品の価値を可視化する取組
- ・農業遺産によって農産物をブランド化する取組
- ・みえるらべる、J-クレジット等を活用した環境負荷低減の取組
- ・生産～物流～小売を一気通貫で行う取組
- ・生産者と消費者・外食産業を直接的につなぐ取組
- ・海外等、新たな小売事業者開拓の取組
- ・フードテックを活用した地方の農林水産・食品企業の取組
- ・農泊の取組・森林サービス産業の取組・海業の取組
- ・GI（地理的表示）による農山漁村の価値を可視化する取組
- ・ジビエを活用した観光関係の取組
- ・農山漁村に賦存する再生可能エネルギー・バイオマスを地域内で循環させる取組
- ・消費者向けの情報発信の取組

生産性の向上

- ・専門作業を行うロボット等のスマート農業技術の開発の取組
- ・スマート農業技術の導入促進の取組
- ・農業支援サービス事業者の参加の取組
- ・農地マッチングの取組

生活インフラ等の確保

- ・ロボット等でインフラ維持の仕組みを省人化させる取組
- ・物流事業者が連携した共同配送の取組
- ・農山漁村における交通空白の解消に向けたライドシェアの取組
- ・農山漁村で女性が働きやすい環境整備の取組

インパクト

アクティビティとインパクトの関係性をロジックモデルの形で可視化

地域経済の活性化

農村地域の持続可能な生活環境の維持

気候変動の抑制

気候変動への適応

ネイチャーポジティブ

ウェルビーイング向上

農山漁村における災害レジリエンスの向上

第2章 インパクトの創出に貢献する各種手段

- 本省では、具体的な農山漁村への資金拠出・人材派遣の方法やインパクト測定・マネジメント(IMM)の方法、事例創出に向けたステークホルダー間のコミュニケーション方法・プロセスなど、共創のために必要なより詳細な内容をまとめている。

第2章の構成

1. 企業から農山漁村への資金拠出の方法
企業が農山漁村の課題解決の取組に対して資金を拠出する具体的な方法について解説。
2. 企業から農山漁村への人材派遣の方法
企業が農山漁村の課題解決の取組に対して人材を派遣する具体的な方法について解説。
3. 農山漁村の課題解決に対するインパクト測定・マネジメント(IMM)の方法
地域側(自治体・課題解決企業)と資金拠出・人材派遣元企業側の間で対話を行い共通認識を形成するための具体的な手法について解説。
4. 事例創出に向けたステークホルダー間のコミュニケーション方法・プロセス
地域側(自治体・課題解決企業)が資金拠出・人材派遣元となり得る企業を探し、アプローチする具体的な方法について解説。
5. 今後の支援策(モデル選定、取組創出に対する支援、評価・公表・表彰等)
本ガイドンスで紹介した各種取組を推進するための、今後の支援策について解説。

1. 企業から農山漁村への資金拠出の方法

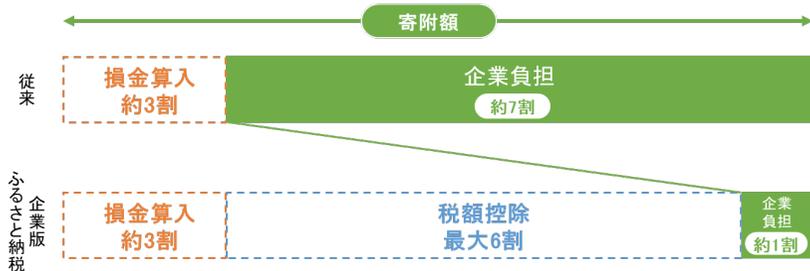
- 資金拠出の方法は主に、①課題解決企業に直接拠出を行うもの、②自治体を通じて課題解決企業に拠出を行うものに大別。
- ①は、資金拠出者の意図を反映させやすく、寄附や投資が該当。②は、自治体を介することで、透明性や信頼性の確保がしやすくなるという特長があり、企業版ふるさと納税などが該当。
- 寄附や企業版ふるさと納税などには制度上の税制優遇があり、これらを活用して企業の実質的な負担軽減と並行して、試行的に資金拠出を行うことが可能。

企業版ふるさと納税

国が認定した地域再生計画に掲げる地方創生事業に対して企業が寄附をした場合に、税額控除等の特例措置がある制度。
 地域にとっては、財源確保に役立ち、寄附を行う企業にとっては社会的評価を高めるだけでなく、寄附事業の取組を通じてマーケティングやサプライチェーンの強化等の事業戦略にも生かすことができる。特に農山漁村の支援では、担い手不足の解消や特産品ブランドの強化など、成果が見えやすいプロジェクトが多い点が魅力である。

企業版ふるさと納税とは

- 国が認定した地域再生計画に基づいて実施される地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税が税額控除される仕組み。
- 損金算入(寄附額の約3割)と合わせて、令和2年度税制改正において拡充された税額控除(寄附額の最大6割)により、最大で寄附額の約9割の軽減効果が受けられ、実質的な企業の負担が約1割まで軽減される。

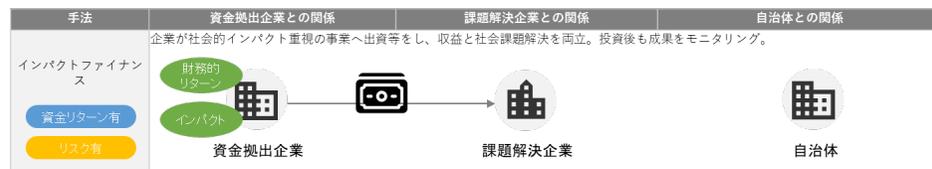


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

- 1.法人住民税
寄附額の4割を税額控除。(法人住民税割額の20%が上限)
- 2.法人税
法人住民税で4割に満たない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- 3.法人事業税
寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

インパクトファイナンス

財務リターンの獲得に加え、社会・環境的課題の解決に寄与する成果(インパクト)の創出を同時に目指す投融資といった金融手法。



SIB

PFS契約(社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う契約)による最終的な支払いを前提に、当該事業に係る資金調達を受託者が金融機関等の資金提供者から行い、その償還等が地方公共団体等の成果連動払い等の額に応じて行われる手法。

寄附

個人や企業が社会課題や地域の取組に対し財産を無償提供する行為。寄附先が国や地方公共団体、認定NPO法人等、税制優遇の対象先の場合、寄附者には税制優遇があり、企業の場合はCSR(企業の社会的責任)やブランド向上の手段ともなる。

2. 企業から農山漁村への人材派遣の方法

- 企業からの人材派遣の方法としては、主に「地域活性化起業人」「企業版ふるさと納税(人材派遣型)」が優遇措置等のある制度として活用可能。
- 従来の人事交流や出向等についても、人材派遣方法の一つ。

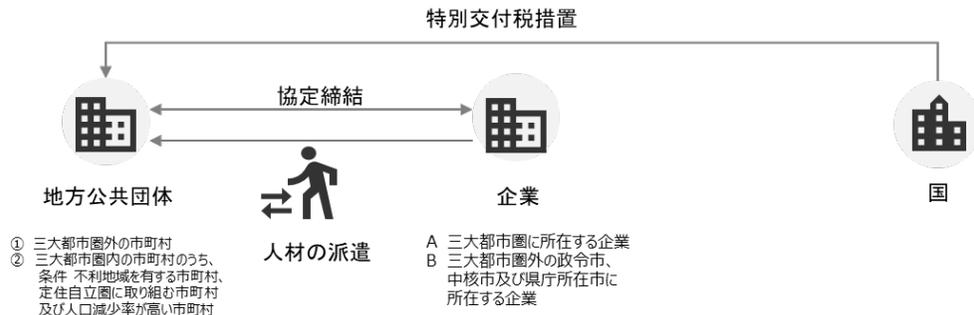
地域活性化起業人

三大都市圏等に所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき、社員を地方自治体に一定期間(6か月から3年)派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組。

地方自治体と企業において協定を締結し社員を派遣する「企業派遣型」と、地方自治体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく「副業型」・「シニア型」がある。

【優遇措置等】

派遣期間中の社員の給与等に係る経費については、原則、地方自治体が負担するものの、その一部を国が支援。



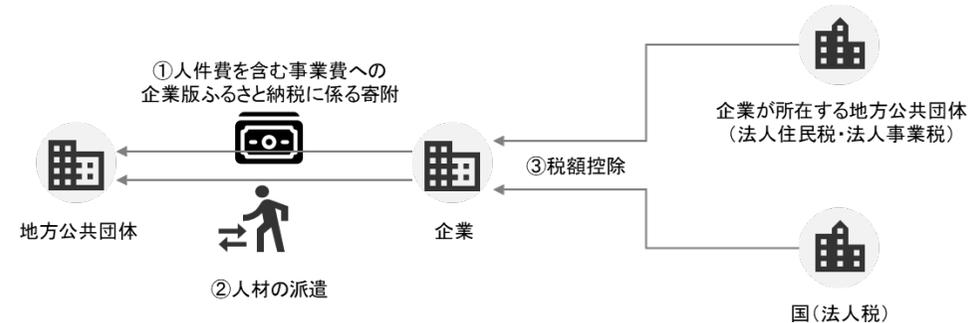
企業版ふるさと納税(人材派遣型)

企業が人件費を含む事業について寄附を行い、寄附と同年度に、寄附活用事業に従事する人材を地方公共団体等へ派遣する制度。

企業側は企業版ふるさと納税としての拠出となるため税額控除が受けられ、1割程度の自己負担で寄附ができ、自治体側は自己負担なく人材を受け入れられ、双方にとって金銭的負担が少ない点が特徴。

【優遇措置等】

通常の企業版ふるさと納税と同様、税額控除が受けられ、企業負担は約1割で派遣ができる。



3. 農山漁村の課題解決に対するインパクト測定・マネジメント (IMM) の方法

○ インパクトを生み出す農山漁村における課題解決の取組に対して、資金拠出・人材派遣を行っていくには、関係者間で創出を意図するインパクトについて認識をそろえることが重要であることから、「インパクト測定・マネジメント(IMM)」のプロセスが必要。

インパクト測定・マネジメント(IMM)とは

事業が社会的課題の解決に及ぼす正負のインパクトを定量・定性的に測定し、測定結果に基づいて事業改善や意思決定を行うことを通じて、正のインパクトの向上を目指し、負のインパクトの低減を目指す日々のプロセスを指す。

以下の①～③のプロセス各段階において、関係者間に対話を重ね、共通認識を持つことが成功の鍵となる。

①インパクトの特定～インパクトの事前評価

資金拠出・人材派遣側、地域(自治体・課題解決企業)側で目指すインパクトをすり合わせる重要であることから、行う取組と目指すインパクトの関係性を可視化するため、下記の4項目で構成されるロジックモデルを作成する。

各項目の内容を検討し、相互間の因果関係を線で結ぶことにより整理・明確化していく。



②インパクトのモニタリング

①で設定したロジックモデルに基づき、取組の実施状況、アウトプットの創出状況、アウトカムの達成状況などをモニタリングすることが重要。モニタリングは定期的実施することが望ましく、指標の進捗状況について当初の計画との差異を分析すること。

評価は、インパクト達成に向けた関係者間のコミュニケーションを促進するものとして捉え、その結果を共有することが重要となる。効果が出ているときのみならず、効果が出ていないときにも透明性の高い情報開示を行うことが、関係者からの信頼を得る上で不可欠。

インパクトの達成に向けて、関係者それぞれが長期的な視点で臨むことが求められる。このため、必要に応じてIMMの手法や指標を見直すことが重要。

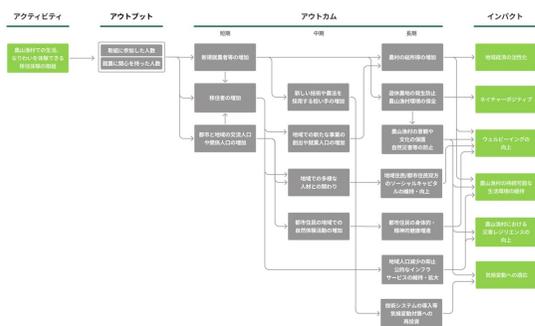
③インパクトの情報開示

○地域側(自治体・課題解決企業)の開示方法

① 成果報告会の開催、② 広報誌への掲載、③ ウェブサイトでの公開、④ SNSでの発信等により、議会、住民等に対し情報を開示。事業の成果を分かりやすく説明することで、地域活性化への理解を深化。

○資金拠出・人材派遣元企業側の開示方法

① サステナビリティ報告書、統合報告書への記載、② インパクトレポート(アニュアルレポート)の作成、③ プレスリリースの配信、④ 投資家向け説明会での説明等により、株主、従業員等への開示を行い、社会全体に事業の成果を発信。



ロジックモデルイメージ

4. 事例創出に向けたステークホルダー間のコミュニケーション方法・プロセス

- 官民共創による課題解決の取組を進める自治体や課題解決企業において、資金拠出・人材派遣元となりうる企業をどのように選定し、どのようなコミュニケーションを通じて具体的な案件を組成するかを整理。

資金や人材の出し手となる企業の探し方

①企業版ふるさと納税の場合

各自の取組や地域性に合わせて以下のような点を参照。

- ・地域の課題解決が間接的に自社の利益へつながる企業
- ・地域の課題解決によって生じうるインパクトに関心のある企業
- ・自治体の既存取引先企業
- ・地域出身の経営者がいる企業
- ・すでに企業版ふるさと納税を活用している企業
- ・企業版ふるさと納税に関するマッチング会に参加している企業

②インパクトファイナンスの場合

以下のようなリストの中から、既に取り組を進めている企業・金融機関等にアプローチをとることが有用。

- ・インパクトファイナンスに取り組んでいる組織の一覧が掲載されているレポート
- ・各種イニシアチブ・組織

訴求のポイント

資金や人材の出し手となる企業に対しては、下記のような点を意識してインパクトの整理を実施（IMMの手法に基づくより良い）し、訴求を実施。

①企業が資金拠出・人材派遣を行うメリットを意識する

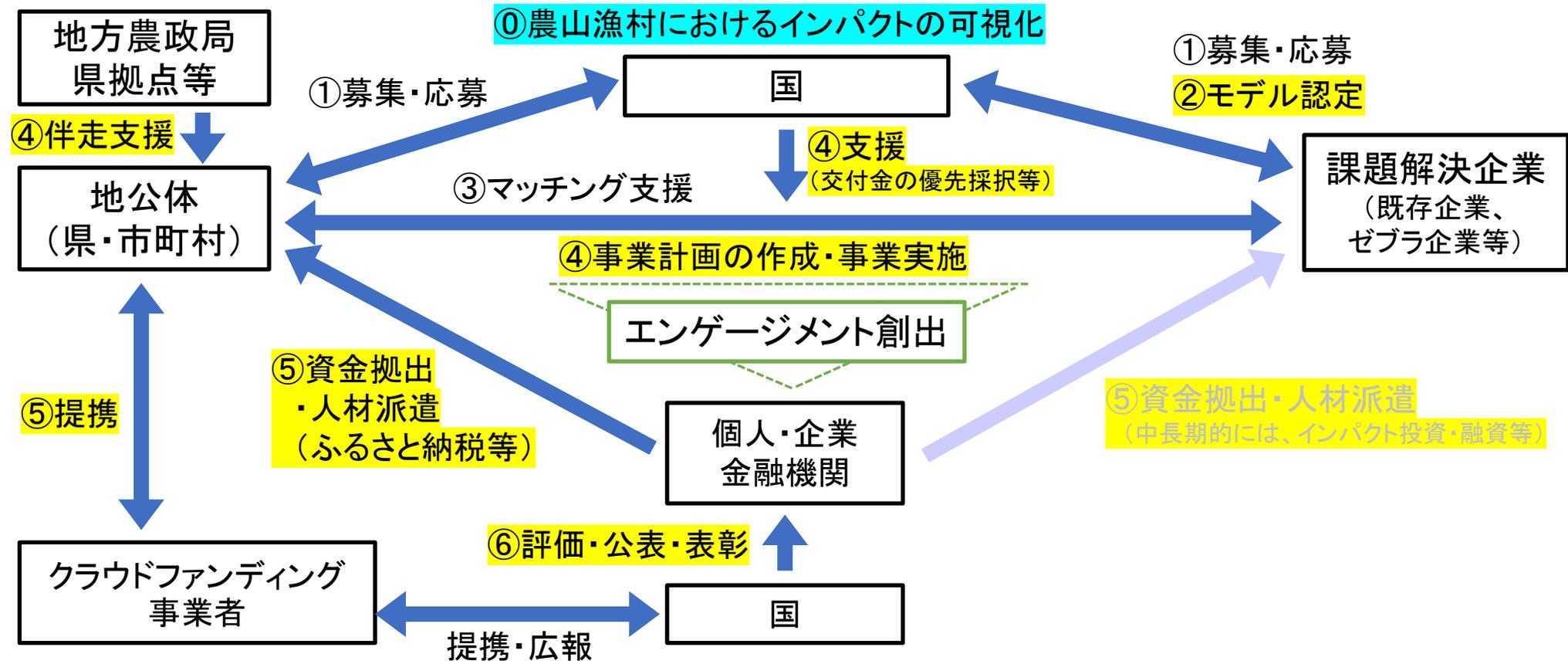
企業が資金拠出・人材派遣を行う理由は、インパクト創出を目指して行う場合もあれば、事業戦略につながることを期待して行う場合など、様々であるため、その理由（メリット）を意識しながら、コミュニケーションの方法を変えて訴求していくことが重要。

②（企業版ふるさと納税の場合）固まった事業案や取組案を詳細に作りこみすぎない

企業版ふるさと納税の場合、自治体や課題解決企業側から、資金拠出・人材派遣元の候補となる企業に対して、取組案を見せながらコミュニケーションをとることになるが、事業案や取組案を固めすぎずに事業案を複数用意し、その感触を踏まえて具体的な取組を徐々に固めていく、といったプロセスを経ていくことが重要。

※ 企業は地域課題の解決につながるインパクトを創出する取組に対して資金拠出・人材派遣を行いたいと考える一方で、社内決裁のためには、短期的な事業メリットを意識したロジックも必要なケースが多い。それらを加味して、事業で目指すインパクト（最終的なゴール・目標）を決定したいと考えているため、ゴールや目的が固まっているような、単一の事業案を提示し、感触を伺うだけでは、交渉が途中で頓挫する可能性が出てきてしまう。

5. 今後の支援策

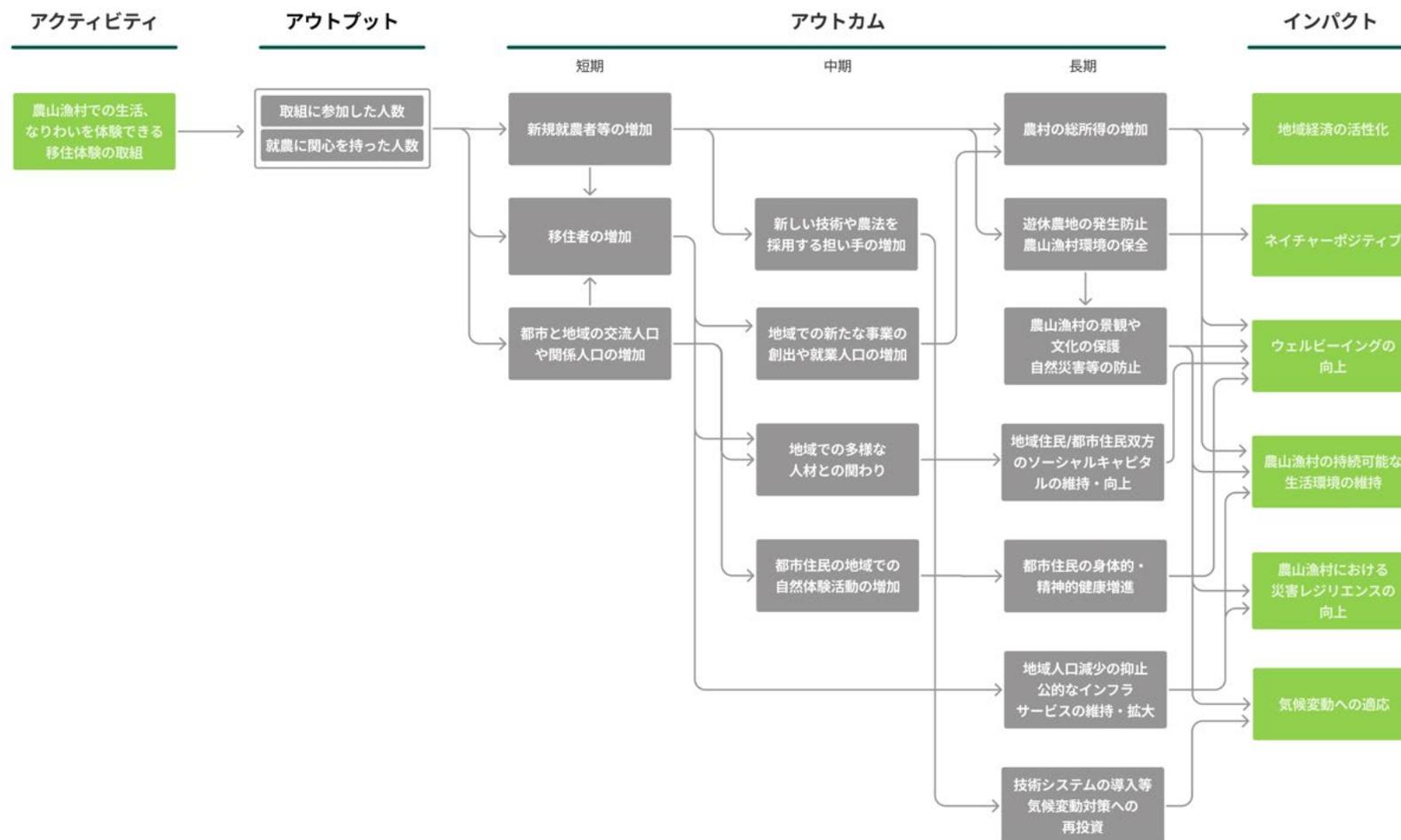


- 農山漁村における課題解決の取組がどのようにインパクトにつながっているかの可視化について、本ガイダンスを公表(①)。
- インパクト可視化の成果については、次年度以降にインパクトに資するソリューションをモデルとして選定(②)して現場へ実装することや、具体的な案件形成の支援(④)に活用し、その推進に当たって民間企業の寄付・投資・人材派遣等呼び込む(⑤)ことを想定。
- 資金拠出・人材派遣を行った民間企業に対しては、支援証明書の発行等によって寄附・投資・人材派遣等のインセンティブを付与(⑥)することを検討。

参考資料（ロジックモデル+事例）

- 第1章 6. 農山漁村の課題解決につながる取組(アクティビティ)で列挙したアクティビティ例を、具体的なロジックモデルとして図示。また、各アクティビティの具体的な事例を掲載。
- 自治体・課題解決企業については今後の事業創出にあたって、資金拠出・人材派遣を検討している企業については今後の資金拠出・人材派遣先の事業選定にあたって、具体的なイメージをつけていくための参考にされたい。

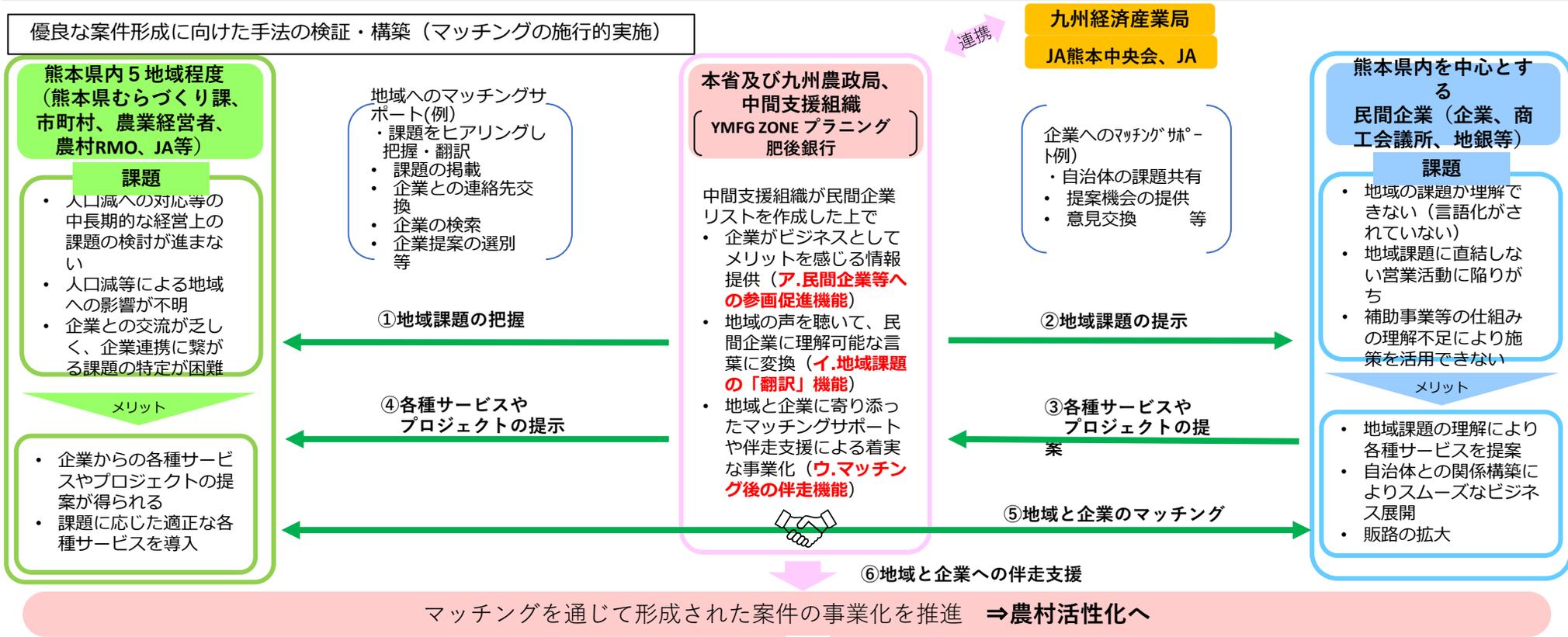
ロジックモデルのイメージ



1 農村の活性化に向けた、「官民共創の取組」とは

- 熊本県において官民共創の優良事例の掘起しを行い、検証の上レポートにまとめ、全国へ横展開(情報発信)。
- 事例発掘の一環として、事業者の協力も得て、優良な案件形成に向けた手法の検証・構築を行う(農村地域の抱える課題と課題を解決し得る技術と知見を有する企業とのマッチングを試行的に実施)
(令和6年度 農山漁村振興交付金「情報発信事業」)

優良な案件形成に向けた手法の検証・構築 (マッチングの施行的実施)



官民共創による事業化を実現するためのポイントや効果的手法、留意点を取りまとめた手引きを作成し、全国へ横展開

官民共創による農業・農村の課題解決のための取組について

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanmin_kyousou.html

官民共創による農山漁村の課題解決について、まとめております。
「農山漁村」官民共創実践ガイドブックはこちらに掲載しております！



「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/impact.html>

プラットフォームへの加入はこちらからお申込みください！
これまでのシンポジウム、専門部会の各種資料も公開しております。



農山漁村における社会的インパクトに関する検討会

https://www.maff.go.jp/j/nousin/nousangyosnn_sousei_pj/impact.html

「農山漁村」インパクト可視化ガイダンスはこちらからご覧ください！
検討会における有識者の議論過程も公開しております。



「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム について

国土交通省 総合政策局 地域交通課

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム

令和7年5月21日
総合政策局地域交通課

石破内閣総理大臣所信表明演説
(令和6年10月4日・抜粋)



五 地方を守る（地方創生）

「地方こそ成長の主役」です。地方創生をめぐる、これまでの成果と反省を活かし、地方創生2.0として再起動させます。

～略～

地域交通は地方創生の基盤です。全国で「交通空白」の解消に向け、移動の足の確保を強力に進めます。

国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）

取組内容

① 「地域の足対策」と「観光の足対策」

○ 地域の足対策

全国の自治体において、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェア、公共ライドシェア等（以下、タクシー等という）を地域住民が利用できる状態を目指す。

○ 観光の足対策

主要交通結節点（主要駅、空港等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。

② 「公共ライドシェア」や「日本版ライドシェア」のバージョンアップと全国普及

開催状況

R6.7.17	第1回「交通空白」解消本部	
R6.8.7	第1回「交通空白」解消本部	幹事会
R6.9.4	第2回「交通空白」解消本部	
R6.10.30	第2回「交通空白」解消本部	幹事会
R6.12.11	第3回「交通空白」解消本部	
R7.2.25	第3回「交通空白」解消本部	幹事会
R7.4.24	第4回「交通空白」解消本部	幹事会

R6.11.25 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム立ち上げ（第1回会合）

都道府県や交通関係者のほか、商業・農業、エネルギー、金融・保険、福祉、教育、観光など多様な分野の関係者、また、大企業からスタートアップまで幅広い関係者が参画し、発足時点で計167者が参画。

※同日より、市町村、交通事業者、パートナー企業等の公募を開始。

R7.3.19 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム（第2回会合）

プラットフォームに参画する自治体、交通事業者、団体、パートナー企業等1,024団体（うち自治体:686）を集め、第2回会合を開催。好事例や40者以上の企業等のPRを、東京・大手町から全国各地へ配信。推進体制を大きく充実させて本格スタート。

「交通空白」解消のツール（例）

公共ライドシェア

日本版ライドシェア

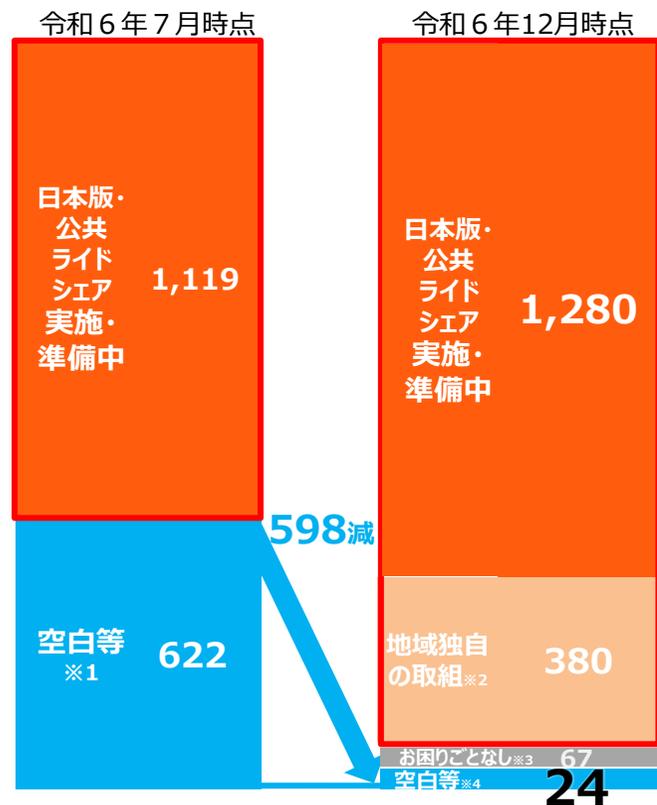
乗合タクシー

AIオンデマンド

許可・登録を要しない輸送

昨年7月の本部設置以降、日本版・公共ライドシェアの取組に未着手の自治体等に対し、全国10か所の地方運輸局・運輸支局等により、600超の首長等訪問、1,300超の自治体と事業者への橋渡し等の伴走支援を行った結果、**全国の自治体において、「交通空白」解消のツールが着実に浸透しつつある。**

【全1741市区町村の内訳】



【全国における取組例】



日本版ライドシェア（群馬県桐生市）

【交通×スタートアップ】

市と事業者がR6.11運行開始。配車アプリ及び電話で配車。延べ利用者350人/月。



日本版ライドシェア（山形県尾花沢市）

【交通×観光×農業】

観光客が増える冬季期間に旅館の仲居さんやスイカ農家等がドライバーを担う。外国語対応の配車アプリを導入。



公共ライドシェア（京都府福知山市）

【交通×観光】

路線バスの減便等を踏まえ、観光客も利用可能な移動手段としてR3.7開始。大江山・鬼伝説をラッピング。



公共ライドシェア（茨城県4市）

【交通×4市×若者】

4市共同（つくば市、土浦市、下妻市、牛久市）の公共RSをR7.1開始。一般ドライバー76人のうち、40代以下が4割。



地域独自の取組（広島県庄原市）

【交通×商工会議所】

夜間の移動手段を乗合デマンドタクシー「よるくる」で確保。



地域独自の取組（福岡県筑前町）

【交通×こども】

小学校や公園、病院、公民館等を結びAIオンデマンドを運行。



地域独自の取組（岩手県宮古市）

【交通×エネルギー】

再生可能エネルギーの収益をEVバスや充放電設備に活用。

※1 令和6年5月調査時点で日本版・公共RS未着手の自治体（一部調査未回答含む）
 ※2 乗合タクシー、AIオンデマンド、コミュニティバス等

※3 既に乗用タクシーが充足している認識であり、現状新たな取り組みを行う予定なし
 ※4 今後の方針決定に向けて鋭意相談中

**「交通空白」
解消本部**
(R6年7月17日設置)



解消本部と官民連携プラットフォームを両輪として、
「交通空白」の解消に向けた取り組みを強力に推進

**「交通空白」解消・
官民連携
プラットフォーム**
(R6年11月25日発足)



地方運輸局・運輸支局による
自治体、交通事業者への伴走支援

603 の首長への訪問 26 の都道府県との連携 1318 の交通事業者への働きかけ



お困りごとを抱える自治体、交通事業者と、
幅広い分野の企業・団体群の連携・協働体制

★プラットフォーム会員 (R7.5.7時点) 計1158者

- ①729市町村・47都道府県、②交通関係101団体
- ③66団体、④パートナー企業192

→ 今後も随時募集



これまでの取組

第3回「交通空白」解消本部時点で、「空白等」(※)とされていた622市町村が24市町村まで減少する等
全国の自治体に、公共ライドシェア・日本版ライドシェア、乗合タクシー等
「交通空白」解消のツールが着実に浸透

※令和6年5月調査時点で公共・日本版RS未着手の自治体 (一部調査未回答含む)

これまでの取組は、公共RS・日本版RS等に全く未着手の自治体にツールを導入する段階にあり、全国の「交通空白」ひとつひとつの解消は緒に就いたばかり

「集中対策期間(令和7~9年度)」の対応

リストアップされた**個々の「交通空白」(地区単位※)**について、解消に向けた道筋を定める(予定)

※例：○○市●●地区、▲▲地区

「交通空白」解消に向けた取組方針(項目例)

- 1) 目の前の「交通空白」への対応
- 2) 「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり など

国による総合的な後押し

運輸局等による
伴走支援

民間の技術・
サービスの導入

ガイダンス等
支援ツールの提供

実装に向けた
十分な財政支援

▶ 目的

「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体、交通事業者と、様々な資源を持つ幅広い分野の企業・団体群の連携・協働体制を構築し、「交通空白」解消に向けて、「地域の足」・「観光の足」を確保するため、実効性かつ持続可能性のある取組を全国規模で推進する。

（参考）第2回 国土交通省「交通空白」解消本部 大臣発言（令和6年9月4日）抄

年内のできるだけ早い時期に、例えば配車アプリやデータ活用などの技術やサービスを有する企業など、交通空白の解消に意欲と関心を持つ幅広い分野の民間企業などの参画を得て、官民連携プラットフォームを立ち上げてください。

▶ プラットフォーム会員

- 「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体や交通事業者
- 「交通空白」の解消に貢献する高い意欲を持つパートナー企業または団体※ 等

※インバウンド、若者、女性、障がいをお持ちの方等の視点からの取組にも留意

▶ 主な取組

1 課題×ソリューションの
マッチング

2 空白解消に向けた
パイロットプロジェクト

3 空白解消に向けた
ナレッジの共有

▶ R6.11.25 第1回会合（発足総会）



▲中野大臣の挨拶



▲全国自治体ライドシェア連絡協議会 樋渡共同代表も発表



▲会場の様子

- 企業・団体・都道府県等から**167団体・計500名超**が参加。
- 中野国土交通大臣は、「『交通空白』解消本部の本部長として、私自身が先頭になって、この「交通空白」の解消に取り組んでまいりたい」「若者や女性をはじめ誰もが次代に渡って活躍できる地方、そして日本社会の実現に向け、私も頑張って参ります」と発言。

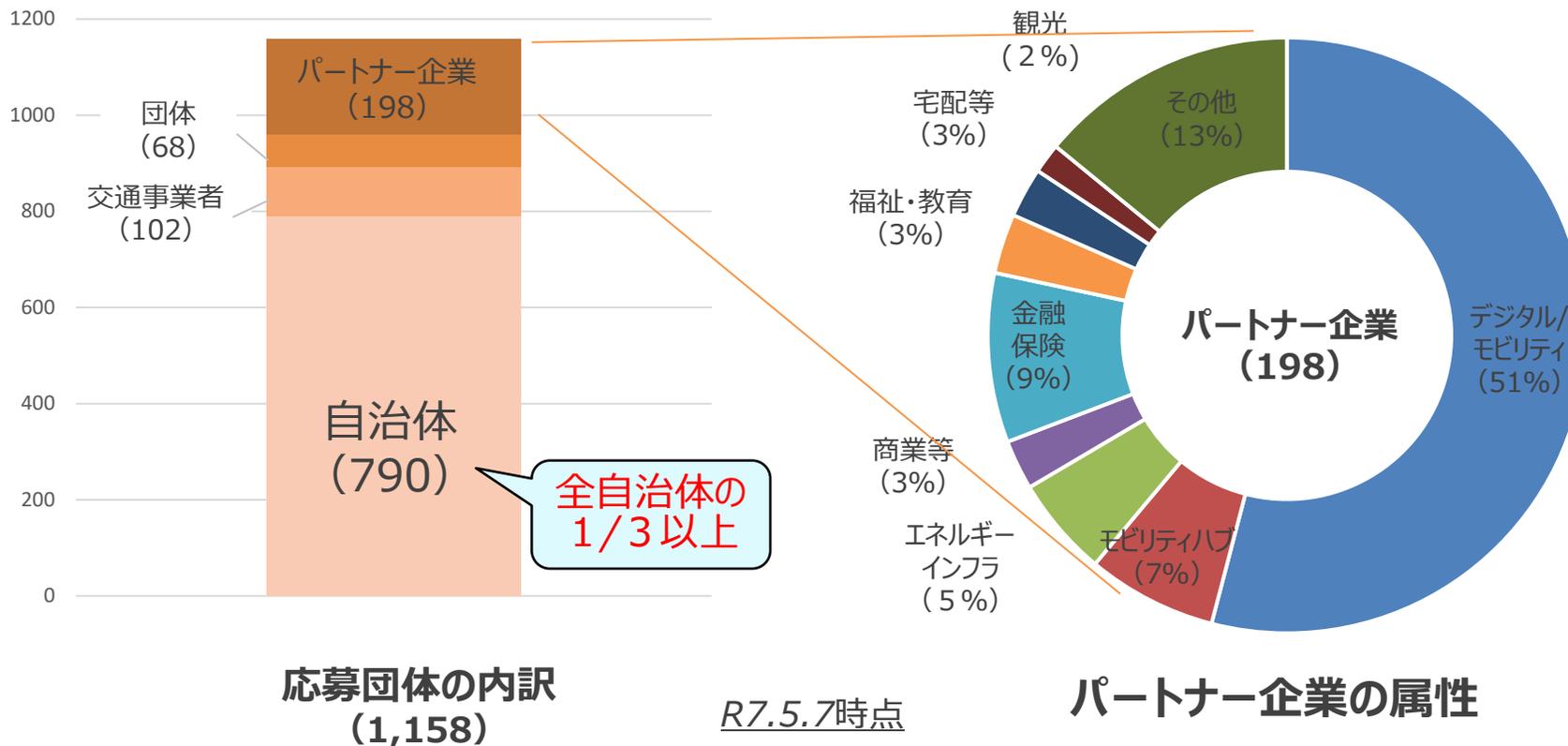
○第1回会合（R6.11.25）後、プラットフォームの会員公募を開始。

○R6.11～12月にかけて、古川副大臣、高見政務官が参加し、**全国キャラバンを展開**（東京、仙台、名古屋、岡山、福岡の全国5か所で開催。計1,356名が参加）。その他、日本商工会議所、全国地方銀行協会、全国町村教育長会等において、推進活動を展開。

○R7.5.7時点での参加団体は合計**1,158**に増加。R6.11の発足時167から大きく体制が充実。

（参考）R7.3.14時点 計1,024 うち、686自治体（639市区町村+47都道府県）、97交通事業者、57団体、184パートナー企業
 R6.11.25時点 計167 うち、47都道府県、31交通事業者、31団体、58パートナー企業

○今後も会員は随時募集。



○プラットフォームに参画する自治体、交通事業者、団体、パートナー企業等1,024団体を集め、
R7.3.19に第2回会合を開催。推進体制を大きく充実させて本格スタート。

(参考) R7.3.14時点 計1,024 うち、686自治体(639市区町村+47都道府県)、97交通事業者、57団体、184パートナー企業

○古川副大臣は、「『交通空白』解消に向けた官民の取組が、さらに大きなうねりとなるよう後押しをしていきます。10年前にこのことをやろうとしたらできなかったことでも、今だからこそできることがあるはず。1日も早く、この『交通空白』という言葉が無くなる日の実現を目指して、全力で尽くしてまいります。」と発言。

○会合は、東京・大手町のスタジオから、北海道から沖縄まで全国津々浦々へ配信し、

- ・第1部では、公共ライドシェア、バス、タクシー、観光情報発信等の好事例の講演。
- ・第2部では、40社のパートナー企業等から、約7時間にわたり企業PR(ソリューションピッチ)を実施。

視聴接続数
約2,400

自治体事前
登録は600超



古川国土交通副大臣による開会挨拶



北九州市×タクシー・バス合同講演

第1部	令和7年3月19日(水) 9:30~10:30 場所: 東京・大手町 3×3 LAB (オンライン併用)
1. 開会挨拶	国土交通省 古川副大臣
2. 事務局説明	国土交通省
3. 事例発表	<ul style="list-style-type: none"> ・KDDI株式会社 兼 Community Mobility (株) 代表取締役副社長 松浦年晃 ・(株) みちのりホールディングスディレクター 浅見知秀 ・(株) ぐるなび LIVEJAPAN企画部長 加藤洋平 ・(株) 池田泉州ホールディングス兼池田泉州エリアサポート (株) 取締役事業推進部長 岡田知也 ・北九州市副市長 片山憲一、第一交通産業(株) 交通事業統括本部次長 古賀隆太、西鉄バス北九州(株) 取締役営業本部長 阿部政貴
第2部	10:30~17:30: 40社のパートナー企業等からPR (デジタル、モビリティハブ、共創、観光の足 等)

■ 自治体・交通事業者等向け

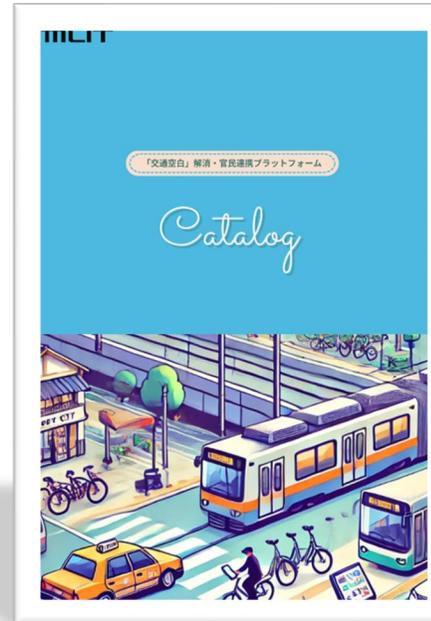
交通空白のお困りごとを解決するパートナー企業等の以下の情報を整理・一覧化

- ・ソリューション一覧
- ・【ソリューション別】パートナー企業等を一覧
- ・パートナー企業等のソリューションの詳細

■ パートナー企業等向け

お困りごとを抱える各自治体・交通事業者等の以下の情報を整理・一覧化

- ・お困りごと一覧
- ・導入・挑戦したい事業
- ・【お困りごと別】自治体・交通事業者等一覧
- ・【ソリューションニーズ別】自治体・交通事業者一覧



株式会社GAHOJIN (がほうじん) 50

業種	特にアピールしたいソリューション	解決しうる代表的なお困りごと
情報通信業	地域情報発信+配車アプリ	外出機会の創出と移動手段の確保

アピールしたいソリューション MaaSアプリ+小型モビリティ 住民や来訪者の同遊活動促進

MaaSアプリ "CANVAS" ⇄ EV三輪カート

- ✓ 前に応用を越えす最適パッケージ
- ✓ 圧倒的に受け入れられやすい組み合わせ

ビジネス名：地域密着型MaaSソリューション

の活動を活性化し、魅力度を上げる地域密着型MaaSソリューションを提供。2022年より長野県小諸市にて実験を継続し、社会実装に向けて地域と協議を進めている。MaaSソリューションは、株式会社カクイチが提供。当社システム開発やサービス運営のほか、EV三輪カートの運行管理も担当している。

として、LINEプラットフォーム上でサービスを提供し、交通情報だけでなく地域情報の提供やメッセージ配信で地域や来訪者の活動を促すことが可能。小諸市では、まちなかの移動手段として電動三輪カートを運行、呼出/事前サービスでまちの活性化に貢献している。

今後、スクールバスでの児童のバス乗降通知サービスの提供を行う予定。

業種一覧

- MaaSソリューション：高齢者の外出促進や来訪者の滞在時間延伸などを図りたいと考えている地方自治体。
- バス乗降通知サービス：スクールバスを運行されているバス事業者や地方自治体。

強み、実績

- 強み：地域の方々と協働でプロジェクトの推進。LINEプラットフォーム上でサービスを展開するアプリの開発と運営。
- 実績：長野県小諸市にて、新しいまちづくりの「にこまち」またなプロジェクトの一環として新交通によるまち回り交通社会実験に参画。茨城県土浦市・かすみがうら市にて、「つちらMaaS」プロジェクトに参画。

解決可能なお困りごと

イベント時の需要に 対応できない	来訪者を増やしたい	団地等の域内の高 齢者の足がない	通学のための交通 が不足している
団体概要	所在地	神奈川県横浜市金沢区金沢町105番地3	
URL	URL	https://gahojin.co.jp/	
氏名	氏名	中川 進	
連絡先	所属、役職	代表取締役社長	
E-mail	E-mail	susumu.nakagawa@gahojin.co.jp	TEL 090-3208-3946

※554自治体、約180事業者、約500ページで構成

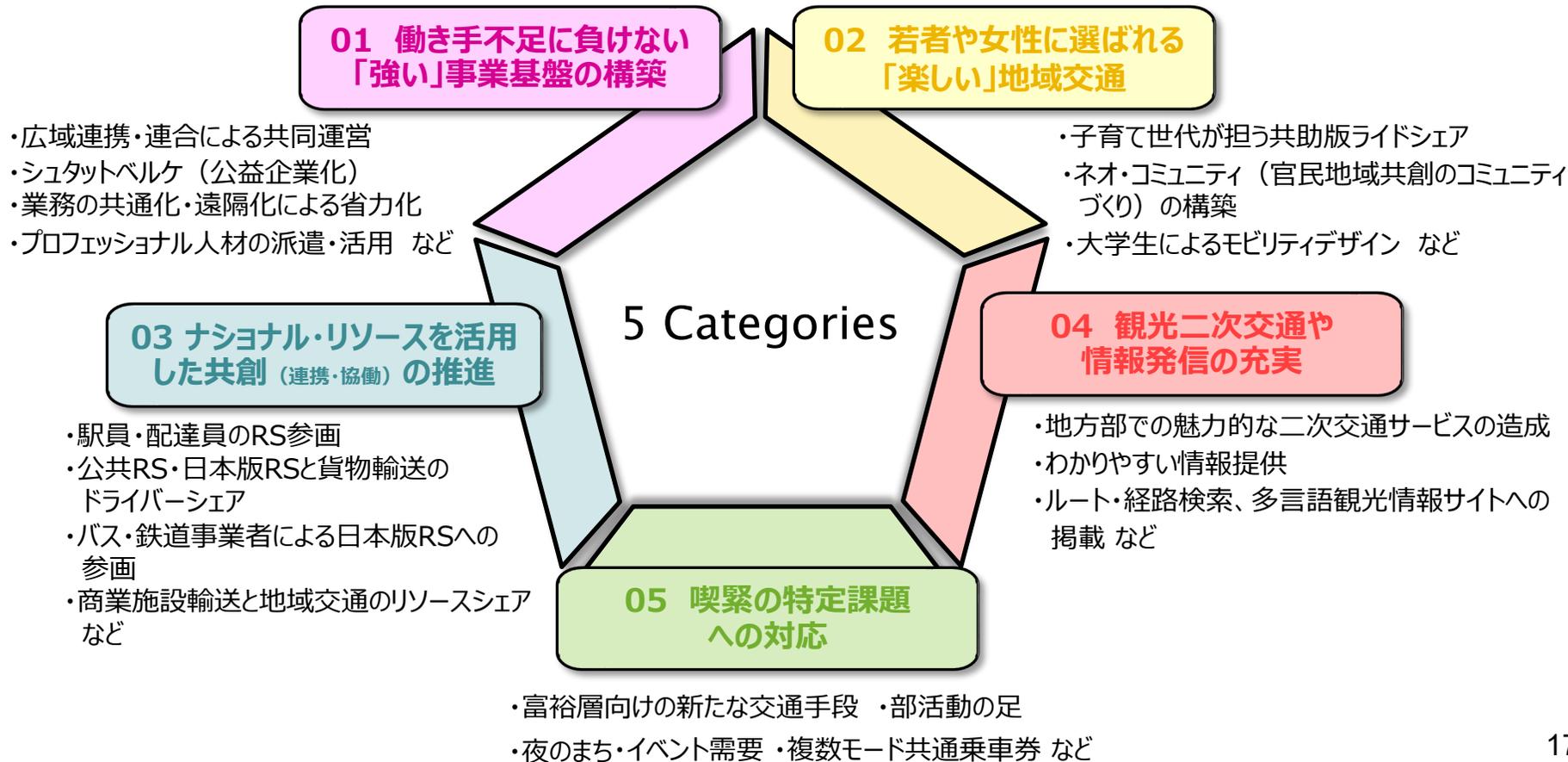
例：(株) GAHOJIN (神奈川県横浜市) のソリューション

- ・掲載されている**担当者連絡先を活用**して互いに自由にコンタクトが可能！
- ・自治体が導入したいソリューションを持つ企業が一覧で見つかります！
- ・例えば、廃線予定があり、既存交通の代替となる交通モードを探している自治体が一覧で見つかります！

○加速する人口減少・働き手不足の下において、地方創生の基盤である地域交通を守るため、従来の発想を超える**持続可能な地域交通の「新しいカタチ」を官民で創出**する。

○「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム（会員数：1024）のもと、**2030年頃を見据え、全国展開・実装が期待される新しい仕組み（運営、技術・サービス、システム、人材等）の構築**に取り組む。

○令和7年度は、以下の5分野を重点テーマに、計20件程度の実証事業（順次公表）を展開し、『交通空白』解消本部」（本部長：中野国土交通大臣）が本年5月頃に定める今後3年間の「取組方針」のもと、各事業の課題や成果を広く共有しながら、全国展開への道筋をつける。



プロジェクト名	パートナー企業	実証地域	概要
01 働き手不足に負けない「強い」事業基盤の構築			
業務・タクシー配車システムの共通化	電脳交通	全国複数箇所	地域の複数のタクシー会社の連携による一元的な配車システムの導入手法を標準化するとともに、配車アプリ-配車システム間のシステム連携仕様を標準化。 ワンストップアプリによる共同配車の先進事例を創出し、生産性向上のモデルケースとして全国展開を図る。
バス業務の標準化推進	フューチャーアーキテクト	全国複数箇所	バス業務の標準的な業務モデルを作成し、これに基づく標準的なシステム構成やデータインターフェースの仕様を策定する。 業界と幅広く連携することで標準業務モデルのフィジビリティ向上を図るとともに、標準仕様に基づくシステム実証を行うことで、その有用性を検証する。

03 ナショナル・リソースを活用した共創（連携・協働）の推進

鉄道事業者等のライドシェア協力	JR東日本	千葉県南房総市、館山市	地域住民の日常の足及び観光地等における鉄道駅からの二次交通の確保について、鉄道事業者社員がドライバーに協力することで、公共RSの持続性確保・向上を図り、「地域住民の足」「観光客の足」の確保に取り組む。
施設送迎（宿泊、介護、教育）のリソースシェア	ソーシャルアクション機構	群馬県みなかみ町等 全国複数箇所	複数の施設送迎車両の運行計画立案や運行管理等を行うための共同配車管理システムを開発する。 システムは施設職員等の非専門家の利用を想定し、簡易かつ直感的に利用可能なユーザー体験を提供する。 これにより、施設送迎車両による効率的な送迎や観光地への立ち寄りを可能とする。
日本版ライドシェアと貨物輸送のドライバーシェア	佐川急便 ヤマト運輸、Go	R6年度：東京都 埼玉県	ライドシェアの取組で確認されたスポット運送ワークの需要を貨物運送に展開。ラストマイル有償運送制度等を活用して、日本版RSに応募したドライバーが自家用車で荷物を運送するなど、ラストマイル運送に貢献。
公共ライドシェアドライバーによる貨客混載事業	日本郵便、Uber Japan	R6年度：石川県加賀市 R7年度：未定	加賀市版ライドシェアの運行主体及びアプリを提供する Uber より、ライドシェアドライバーに貨物運送への参加を呼びかける。 日本郵便がラストマイル有償運送に係る許可取得及び希望するドライバーの登録を行った上、ドライバーは旅客運送の隙間時間に日本郵便のゆうパック配達を行う。
ヘルスケアMaaSの社会実装プロジェクト	富士通	徳島県徳島市	病院予約システムと連携した「離院時間」の予測を行うことで、診察予約時に往路に加えて復路の配車予約を自動的に行うデマンドバスサービスを開発する。

プロジェクト名	パートナー企業	実証地域	概要
---------	---------	------	----

04 観光二次交通や情報発信の充実

改札ピッドタクシー手配	JR東日本 電脳交通	群馬県高崎市	新幹線等の予約システムとタクシー配車システムを連携させ、特急券等の購入時に特急到着駅を出発地としたタクシーを事前に予約できるサービスを実装する。 改札システムと連携することで、利用者の乗車情報を取得し、予約及び配車タイミングの確定に活用する。
観光地におけるタクシーへのアクセス改善プロジェクト	電脳交通 JR四国 JR北海道 香川県タクシー利用 利便性向上協議会	香川県・愛媛県 (予讃線等) 北海道名寄市・ 稚内市(宗谷本線)	二次元コードを特急列車、高速バス、旅客船の内部に設置し、到着に合わせたタクシーやAIオンデマンドバスの配車を可能とするサービスを提供。 あわせて、観光施設や観光施設近隣の交通結節点等に二次元コードを設置し、簡易にタクシー配車を依頼するサービスを提供。
空港から観光地への接続強化	ジョルダン、他	北海道旭川市、 東神楽町等(旭川空港 周辺エリア)	航空の運航状況に応じた空港発路線バスの 発着時間調整やタクシー手配を実現。

05 喫緊の特定課題への対応

リアルタイム相乗りタクシーマッチング	NearMe	都内複数箇所	従来、「事前予約」が原則であった「相乗りタクシー」について、リアルタイムに利用者のマッチングを行うマッチングシステムを開発。 利用者主体の募集や、潜在利用者に対するプッシュ通知など新たなサービス体験を開発することで、相乗り利用の利便性を飛躍的に向上させ、「観光の足」確保を図る。
タクシーと公共ライドシェアの共同運営	—	富山県南砺市 石川県小松市	タクシーが提供されている地域及び時間帯においても、タクシー車両の配車が困難な場合に、公共ライドシェア車両を配車する仕組みにより、移動サービスの提供機会を増加させ、住民等が希望するタイミングで移動できる環境を構築する。



第1回プラットフォーム開催（発足）
（令和6年11月25日）

第2回プラットフォーム開催
（令和7年3月19日）

さらなる官民の取組
実装に向けて

計**167** ①47都道府県 ②交通関係31社
③30団体 ④パートナー企業58

発足時総会に計500名超が参加



平井鳥取県知事ほか
各界からの講演



「医療、買物、子どもの学習などに関する課題も、「交通」さえあれば何とかなる。PFを通じて地方創生の基盤となる地域交通の構築を期待。」

計**1,024** ①686自治体 ②交通関係97社
③57団体 ④パートナー企業184

カタログによるマッチング支援



554自治体のお困りごと、
約180事業者のソリューション
を一覧化（約500ページ）

パートナー企業40社によるPR



多様な分野約40社による自治体・交通事業者向けソリューションPRの場を提供
→会合後アンケートにより、関心企業×自治体のマッチング支援

随時会員公募を実施

「パイロット・プロジェクト」の展開



従来の発想を超える持続可能な地域交通の「新しいカタチ」を官民で創出。

重点5分野20件程度のプロジェクトを通じ、
全国展開・実装が期待される新しい仕組み
（運営、技術・サービス、システム、人材等）の構築に
官×民で取り組む。

※その他、切れ目なくイベントを展開し、
マッチングの場、交流の場を創出

■ PFへのご入会について

国土交通省のHP（国土交通省「交通空白」解消本部）に記載されている入会手順をご覧ください、下記提出書類を「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム公募受付へお送りください。

HPリンク：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000237.html

国土交通省「交通空白」解消本部 **検索**

■ ご提出いただきたい書類

● 『自治体』の方

- [1] [応募様式（アンケート票）（自治体・交通事業者等用）](#)
- [2] [首長の同意書面（任意様式※）](#)

● 『交通事業者等』の方

- [1] [応募様式（アンケート票）（自治体・交通事業者等用）](#)
- [2] [代表者の同意書面（任意様式※）](#)
- [3] [暴力団排除に関わる誓約書](#)

● 『ソリューション企業等』の方

- [1] [応募様式（アンケート票）（ソリューション企業等用）](#)
- [2] 事業およびソリューションの紹介資料（PowerPoint A4横版1枚、任意様式）
- [3] [暴力団排除に関わる誓約書](#)

※参考様式を掲載しておりますが、任意様式でも構いません。

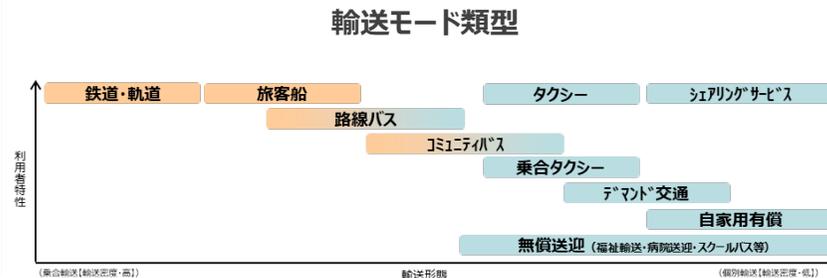
■ 送付先

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム公募受付

hqt-kaisyo_pf@gxb.mlit.go.jp

令和6年度補正予算：32,600百万円の内数

「交通空白」の早期解消・持続可能な地域交通の実現に向け、地域のくらしと一体として捉え**地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」**や「交通空白」の早期解消に向けた**地域の取組の立ち上げ支援**のほか、地域の公共交通のリ・デザインを加速化する**「モビリティ支援人材の育成・確保」**や、複数の交通サービスをまとめ、その利用データの地域での利活用等に繋げる**「地域交通DXの推進」**を支援。



1. 「交通空白」解消緊急対策事業 事業採択 **200** 件

- 「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援
- 補助率：500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）等

2. 共創モデル実証運行事業 事業採択 **141** 件

- デジタル技術等も活用し、**官民共創**（自治体・交通事業者間の連携・協働）、**交通事業者間共創**（複数事業者・モード間の連携・協働）、**他分野共創**（医療・教育・エネルギーなど交通以外の分野との垣根を越えた連携・協働）により取り組む事業や共創を支える仕組みづくりを支援

➢ 補助率：

A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
500万円以下は 定額 、500万円超部分は 2/3	補助率 2/3	補助率 1/3

3. 日本版MaaS推進・支援事業 事業採択 **29** 件

- **複数の交通モードにおけるサービスを1つのサービスとして**、デジタルを活用して提供したうえで、**データの連携・利活用等**により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業に対する支援

➢ 補助率：

A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
500万円以下は 定額 、500万円超部分は 2/3	補助率 2/3	補助率 1/2

4. モビリティ人材育成事業 事業採択 **61** 件

- 地域公共交通のリ・デザインを推進するため、**モビリティ人材**（地域交通と他分野の連携を推進するコーディネート人材、地域交通のマネジメント人材、デジタル活用等により地域交通を支援する人材など）**の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業に対する支援** ※定額（上限3,000万円）

機関名	担当課	電話番号
北海道運輸局	交通政策部交通企画課	011-290-2721
東北運輸局	交通政策部交通企画課	022-791-7507
関東運輸局	交通政策部交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局	交通政策部交通企画課	025-285-9151
中部運輸局	交通政策部交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局	交通政策部交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局	交通政策部交通企画課	082-228-3495
四国運輸局	交通政策部交通企画課	087-802-6725
九州運輸局	交通政策部交通企画課	092-472-2315
沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

地域運営組織について

総務省 地域力創造グループ 地域振興室

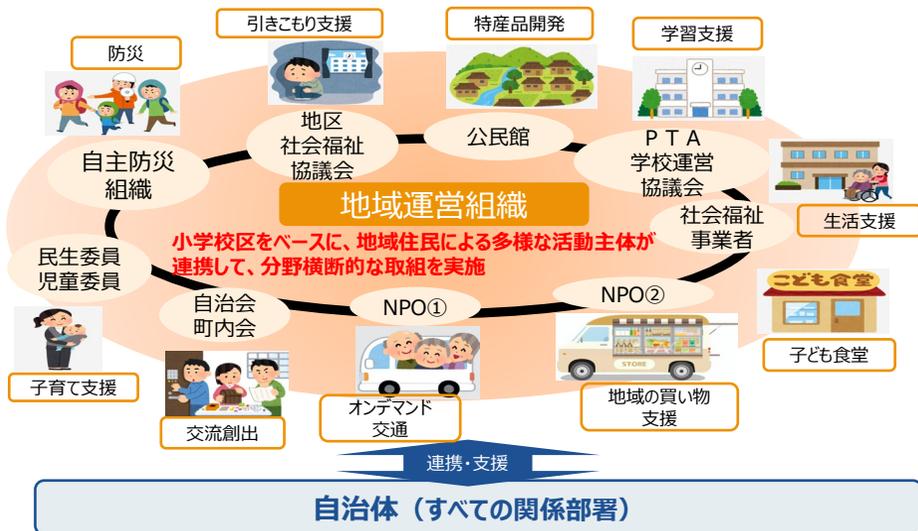


地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

- 高齢化による生活機能の低下や人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域運営組織の活動を支援することにより、地域コミュニティの維持・強化を目指す
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、体験交流事業など多様
- 全国には8,193組織（令和6年度総務省調査）があるものの、地域運営組織が形成されている市区町村数は全体の半数程度にとどまっている

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する取組の推進

- 地域運営組織の多様な取組みに対して、地方公共団体がより効果的・効率的に支援できるよう調査研究を行うとともに、セミナーの開催等により先進事例の全国展開を図ることで、全国における地域運営組織の更なる形成促進や持続的な運営に向けた取組みを後押しする。



全国セミナーの概要

- 全国における地域運営組織の形成や持続的な運営に向けた取組を後押しするため、全国セミナーを地域ブロック別に開催し、都道府県・市区町村職員のほか中間支援組織、地域運営組織の構成員、地域住民等に対する効果的な普及啓発を推進する。

地域運営組織の活動事例

（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）及び毎週金曜、定時定路線のコミュニティバスの2種類を運行



地域運営組織（RMO）の活動実態

団体数

令和6年度は地域運営組織が全国で**8,193団体**が確認され、令和5年度（7,710団体）から483団体増加（6.3%増）し、平成28年度に比べて約2.7倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は**893市区町村**であり、令和5年度（874市区町村）から19市区町村増加（2.2%増）

組織形態

法人格を持たない**任意団体が90.9%**、NPO法人が3.4%、認可地縁団体が2.0%

構成団体

（複数回答）

自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.5%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（57.8%）、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」（47.9%）が続く。

活動拠点

活動拠点を有する団体が97.1%、このうち64.2%が公共施設を使用

活動内容

祭り・運動会・音楽会などの運営（70.6%）が最も多く、交流事業（69.6%）、健康づくり・介護予防（62.5%）、防災活動（61.9%）などが続く。

収入

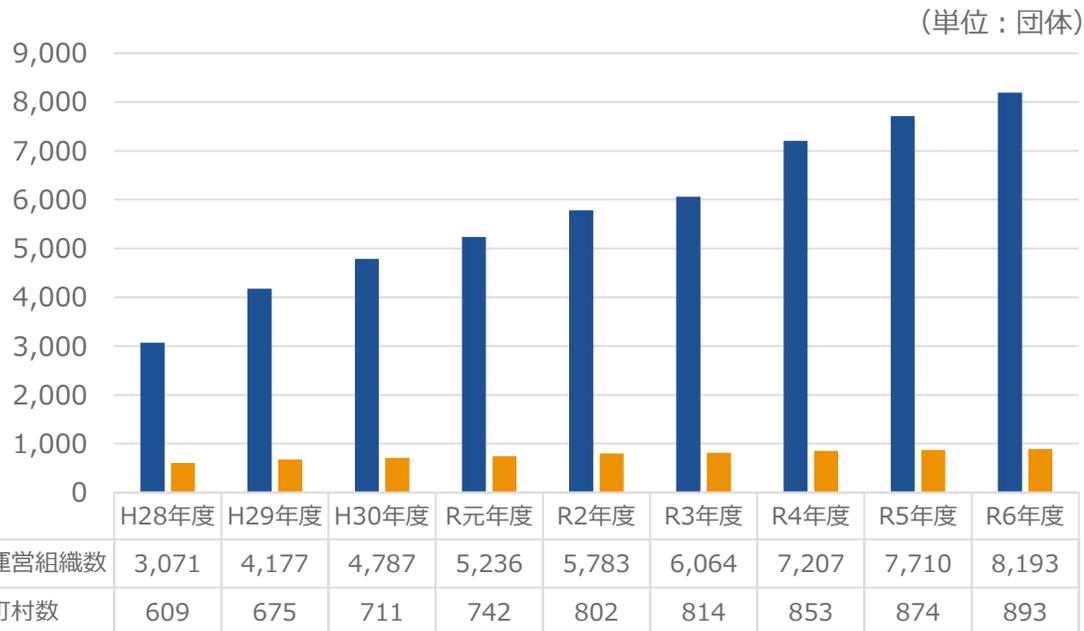
（複数回答）

収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が85.2%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は45.9%

課題

（複数回答）

活動の担い手となる人材の不足（79.2%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（62.1%）、次のリーダーとなる人材の不足（61.8%）が続くなど、**人材に関するもの**が多い。



地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費、事務所賃貸料、光熱水費、備品消耗品費、旅費、事務局職員のスキルアップや組織・事業の見直し（柔軟な最適化）に関する研修費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

※事務所開設のための施設改修費については、1組織1回限りの措置

※令和7年度からは、（1）②において、ワークショップ開催のための臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大200万円→220万円）

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

「指定地域共同活動団体」制度について

総務省 自治行政局 市町村課

➤ 人口減少等により経営資源が制約される中で、**住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため**、今後、地域の実情に応じて、**地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)**を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により、「**指定地域共同活動団体**」制度を創設。

【施行期日】令和6年9月26日

1. 主体の指定

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

・自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
 - ・地域の美化・清掃
 - ・高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
 - ・高齢者・子どもの見守り 等

市町村長が指定することができる

右記の要件を満たすものを、

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において 住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動 を行う
- ・ 地域の 多様な主体との連携 等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営 その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の **支援** を受けることができる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に **調整を求める** ことができる
- ・ 市町村から **行政財産の貸付け**、関連事務の **随意契約による委託** を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、**交流喫茶等**を開催
 - 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その場で交流喫茶に参加することが可能。
 - 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を **一体的に実施**
 - 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み(プラットフォーム)の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用及び特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- このため、**指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費**について、**地域運営組織と同様の地方交付税措置**を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

拡充の考え方

- ❖ 地域運営組織以外の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置（算定対象に追加）を講じる。
 - ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
 - ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

【参考】 既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- | | |
|--|---|
| ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） | → <u>特別交付税措置（※）</u> |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 | → 普通交付税算定額を上回る経費について
<u>特別交付税措置（※）</u> |

※ 特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

2 公共私連携 (1) 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる。地域の多様な主体による連携・協働の枠組みは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである。地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み(プラットフォーム)を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくと考えられる。(中略)

実際、市町村においては、一定の要件を満たした団体を条例に位置付け、意見具申等を通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることや、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取組が見られる。

このような実情を踏まえ、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするため、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようになる選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが考えられる。この場合に、民主的で透明性のある運営や構成員の開放性を担保する必要性があり、そうした前提を満たした上で、このような主体に求められる具体的な要件及び役割の設定や、市町村による支援の具体的な方法については、市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようになる必要がある。

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地域コミュニティ

地域コミュニティ

1. 地域コミュニティについて

- 地域コミュニティに関する調査研究等
- 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書（令和6年3月）
- 地域活動事例
- 地方財政措置

2. 認可地縁団体制度について

- 認可地縁団体制度とは
- 認可状況調査
- 認可地縁団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

3. 指定地域共同活動団体制度について

- 指定地域共同活動団体制度とは
（概要、関連条文、地方制度調査会答申（抄）、地方財政措置）
- 指定地域共同活動団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

広域連携 (定住自立圏構想の推進等) について

総務省 自治行政局 市町村課
総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

「定住自立圏構想」の推進（H21～）

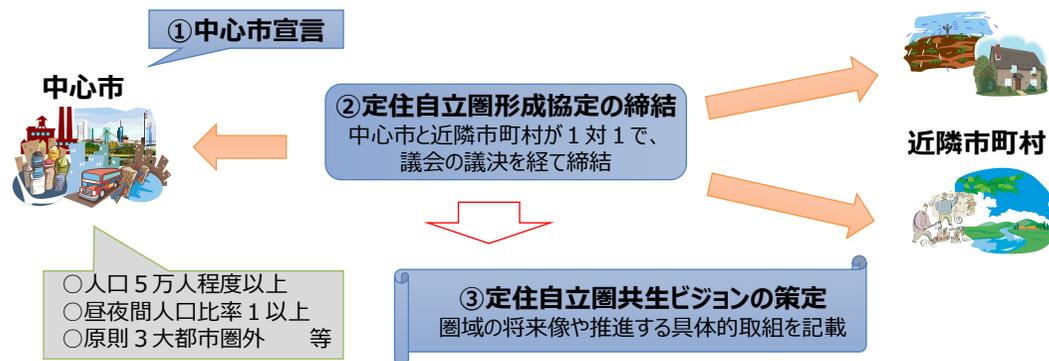
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

圏域に求められる役割

- ① 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ② 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③ **資源制約に対応するための圏域マネジメント等**（公共施設の集約化、専門人材の共同確保、外部専門家の招へい 等）

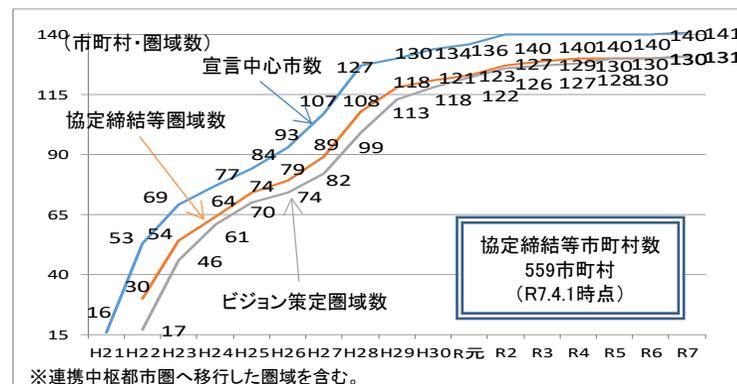
デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進する。**

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI：2024年 140圏域（R7.4.1現在 131圏域）



定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- 外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- 地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 近隣市町村については、1市町村当たり年間1,800万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- （1）民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税
- （2）ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- （1）病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- （2）へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

令和6年度 定住自立圏構想推進セミナーの開催（結果概要）

開催日時：令和6年12月19日（木）：14:00～16:00 開催方法：オンライン 参加申込者数：279人

総務省講演内容

○地域自立応援課「定住自立圏構想について」

取組事例報告団体講演内容

○デジタルを活用した取組、専門人材の確保や公共施設の共同利用に向けた取組、等の状況

取組事例報告①：兵庫県たつの市企画財政部企画課 沖田 順 主査 「播磨科学公園都市圏域定住自立圏の取組について」

○兵庫県の南西部に位置する2市2町で構成される圏域として平成28年度に定住自立圏を形成した。

○医療介護連携の推進に向け、令和元年度から、在宅医療・介護連携システムの広域利用を開始しており、これによりかかりつけ医、訪問看護師、介護職等、多職種間の切れ目のない連携による情報共有を図っている。

○今後、本システムの利用拡大に向けて、システムの利用方法や好事例等についての周知啓発を行っていく。

取組事例報告②：青森県弘前市企画部企画課 天内 敬子 主幹
野口 拓郎 移住交流専門員 「弘前圏域定住自立圏の取組について」

○青森県内の8市町村で構成される圏域として平成23年度に定住自立圏を形成した。

○移住者の受入態勢を構築し、圏域への移住定住を促進するため、専門人材として移住交流専門員を設置し、圏域内市町村の移住担当者を対象とした研修の実施・移住関連業務の伴走支援のほか、圏域内への移住希望者への相談対応等を行っている。

○これらの取組により、圏域内への移住に関する機運が向上し、首都圏を始めとする移住検討者とのネットワークも広まってきている。

取組事例報告③：奈良県三宅町イノベーション推進部政策推進課 林田 忠男 課長 「大和まほろば広域定住自立圏の取組について」

○奈良県北部の5市町村で構成される圏域として平成27年度に定住自立圏を形成した。

○圏域内における公共施設の老朽化問題に適切に対応するため、圏域において「公共施設マネジメント基本方針」を策定し、市民文化系施設の共同利用における施設料金の統一等について検討を行っている。

○この基本方針に基づき、圏域内の公共施設の相互利用に向けた取組を今後も推進していく。

複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る取組の推進について（抄）

（令和7年1月23日付け総務省自治行政局市町村課長・地域自立応援課長等通知）

高度経済成長期以降に整備された施設の老朽化が進む中、これまでも各地方公共団体において公共施設の適切な維持管理や統廃合、集約化等に取り組まれてきたところです。今後、更なる人口減少の深刻化が見込まれる中、行政サービスを持続的に提供していくためには、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・複合化（以下「集約化等」という。）に取り組むことが効果的であると考えられますが、広域での取組は十分に進んでいない旨が、第33次地方制度調査会答申（令和5年12月21日）においても指摘されているところです。（中略）貴都道府県におかれては、下記事項に御留意の上、取組を推進していただくとともに、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

第一 公共施設の集約化等に係る地方財政措置の創設等について

1. 複数団体による公共施設の集約化等に係る特別交付税措置の創設
2. 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の拡充

第二 広域的な議論の場の設定について

広域的な公共施設の集約化等に向けては、都道府県や連携中枢都市、定住自立圏の中心市等が中心となって、広域的な見地に立って、人口減少や住民ニーズを踏まえた公共施設に求められる機能について議論するとともに、公共施設の適正配置に向けた調査検討等を行うことが効果的であると考えられることから、当該団体においては、施設の利用実態・立地等の調査・分析や協議会の開催等を通じて、広域的な公共施設の集約化等に向けた議論を円滑に進めていただきたいこと。なお、調査検討にあたっては、第一 1(ア)の特別交付税措置が活用できること。

また、こうした議論の場の開催にあたっては、関係する地方公共団体だけでなく、外部有識者等の第三者から意見や提案を得ることも有効であると考えられる。令和7年度より、総務省及び地方公共団体金融機構が共同して実施する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、アドバイザーを派遣する支援分野に新たに「地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）」を追加することとしたことから、積極的に活用いただきたいこと。（後略）

第三 「連携中枢都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」の改正に関する事項

インフラの老朽化や人手不足といった資源制約が深刻化する中で、連携中枢都市圏や定住自立圏において、コンパクト化とネットワーク化により生活関連機能サービスの向上等を図っていくためには、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であることから、今般、「連携中枢都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」を改正し、連携する取組として公共施設の集約化、専門人材の確保、事務の共同実施等を位置付けたこと。

複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進

- 特に取組が進んでいない**複数団体による公共施設の集約化等**を推進するため、**集約化等に向けた調査検討**及び**集約化等の円滑化**に係る経費に対する**特別交付税措置**を令和7年度より**創設**。
- 集約化等に伴う施設の**除却事業**を「**公共施設等適正管理推進事業債**」の対象に追加し、**国土交通省と連携**して集約化の取組を促進するほか、**専門アドバイザーの派遣**を実施。

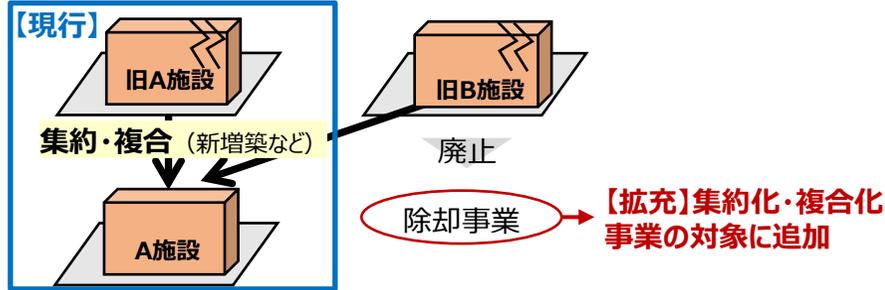
	協議の場の設定 (調査・検討)	新施設の 整備	旧施設の 除却	集約化等の 円滑化	
財政措置等	<p>【新規】特別交付税措置</p> <p>措置率: 0.5 措置上限額: 500万円</p> <p><対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用実態や立地等の調査・分析 ・協議会の開催、有識者の招聘等 <p>※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進 (令和7年1月23日付け総務省自治行政局市町村課長通知)</p>	<p>公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業)</p> <p>充当率: 90% 交付税措置率: 50%</p> <p><対象> ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業</p> <p><主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p>【拡充】公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)</p> <p>充当率: 90% 交付税措置率: 50%</p> <p>※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象</p> <p><対象> ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業</p> <p><主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p>【新規】特別交付税措置</p> <p>措置率: 0.8 措置上限額: 集約等完了年度(*)を初年度として5年度間で合計5,000万円</p> <p><対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民への広報・説明会の開催 ・集約元施設からの移転 ・利用者増を踏まえた備品の整備 ・集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・施設利用料が異なることに伴う激変緩和等 <p>* 新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)</p>	
	<p>※【新規】都市構造再編集中支援事業(国土交通省R7当初予算)も活用可能</p> <p>複数市町村により、広域的な立地適正化の方針等を定め、地方自治法に基づく事務の共同処理制度等を活用した上で、広域連携誘導施設を整備する場合(施設の統廃合に伴い廃止された施設の除却等も含む)、連携自治体数×21億円を交付対象事業費の上限として支援(補助率:1/2)</p> <p>◆公適債の要件(延床面積の減少等)を満たす場合</p> <div style="text-align: center;"> <p>公適債(集約化・複合化事業) 充当率 90%</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">国庫補助(1/2)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">交付税措置率 50%</td> </tr> </table> <p>⇒国庫補助(50%)、交付税措置(22.5%)を合わせて72.5%</p> </div>	国庫補助(1/2)	交付税措置率 50%		
国庫補助(1/2)	交付税措置率 50%				

その他	<p>【新規】専門アドバイザーの派遣</p> <p>・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)に広域連携分野(公共施設の集約化等)を追加</p> <p>・施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施</p>
-----	--

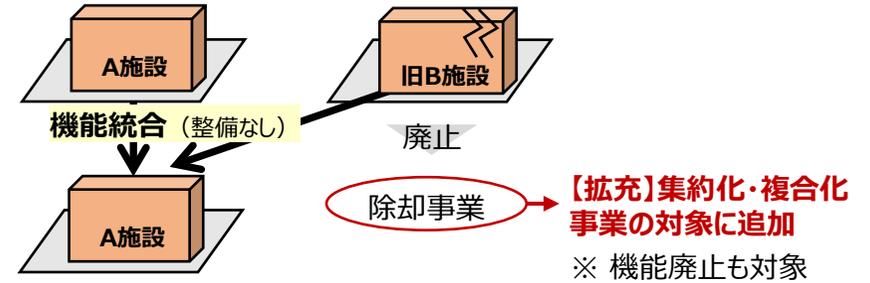
1. 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

- 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%)について、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加
 ※地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする
- 集約化・複合化した施設の供用開始(機能統合等の場合は供用廃止)から5年以内に除却する施設を対象
 ※経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は5年超経過後も対象

(1) 施設の整備を行い、施設を統合する場合



(2) 施設の整備を行わず、機能を統合する場合



2. 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る特別交付税措置の創設

- 公共施設((2)は公営住宅又は公営企業を除く)を対象に、以下の特別交付税措置を創設

	対象経費	特別交付税措置
(1) 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析 ・ 協議会の開催、有識者の招聘 等 	1団体あたりの措置上限額 500万円 ※ 実際に要した経費の0.5を上限
(2) 複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報・説明会の開催 ・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・ 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 	集約化等1件・1団体あたりの措置上限額 5,000万円 ※ 実際に要した経費の0.8を上限 ※ 集約化等完了年度を初年度とする5年度間

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、複数団体による公共施設の集約化・複合化等の取組を支援

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

 **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（1）支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X・G Xの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のD X（消防防災D Xなど）
- 地方公共団体のG X
- **地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）**
- 首長・管理者向けトップセミナー

※ 下線部は、R7に支援分野の創設等を行うもの

（2）支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

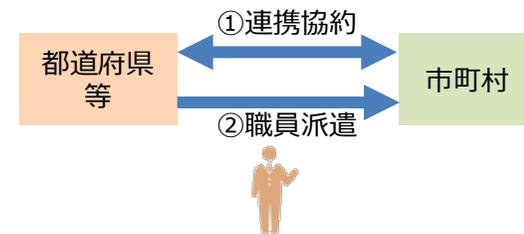
課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置（R6年度創設）

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約（※1）を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（※2）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費（※3）について、新たに特別交付税措置（措置率0.5）を講ずる。（財政力補正なし）



※1：地方自治法252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性などを規定することが必要。（具体的な派遣される職員数、期間等については、必ずしも連携協約に規定する必要はないが、連携協約を踏まえ、派遣元団体と派遣先団体の間の協定・覚書等に明示的に記載。）

※2：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。

※3：任期の定めのない常勤職員（①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する専門職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

（1）連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費

- ・専門人材を派遣する都道府県等への措置
派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5
上限額：100万円/団体

（2）連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- ・専門人材を派遣する都道府県等への措置
人件費 × 0.5
上限額：600万円程度/人
※市町村からの負担金がある場合は控除
※自治法派遣の場合は対象外
- ・専門人材を受け入れる市町村への措置
負担金 × 0.5
上限額：600万円程度/人

※自治法派遣の場合に対象

※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

新たな政策課題に関する地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の創設

- 地方公共団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑・多様化する行政課題に対応できる人材の育成が急務であることから、地方公共団体が「人材育成・確保基本方針策定指針」(令和5年12月22日総務省公表)を参考に新たに策定する「人材育成基本方針」に基づき、新たな政策課題に係る研修を実施する場合の経費について地方財政措置を創設。

※ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題(例:GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等)。

概要

- 以下の①～③を全て満たす研修を行う場合に措置の対象となる。

- ① 特に重点的に取り組むとして中長期的な計画等に明示され、新たに策定する基本方針(又はその実施計画)に位置づける新たな政策課題に係る研修であること
- ② 体系的に位置づけた研修プログラムとして研修内容(研修の目的、実施するスケジュール等)を新たに策定する基本方針(又はその実施計画)に明示すること
- ③ ②で研修内容を明示するにあたり、育成する職員数の数値目標を設定すること

※ 都道府県等が広域的な研修を開催する場合については、都道府県等及び市町村のそれぞれが要件①～③を満たす必要がある。その際、都道府県等の研修プログラムには、市町村を含む広域的な研修であることや、自団体の数値目標に加えて市町村の数値目標等を明示する必要がある。

対象経費等

(1) 自団体職員向けに研修を実施する場合

【地方財政措置】

都道府県 : 普通交付税措置
市町村 : 特別交付税措置(措置率0.5)

【対象経費】

・研修開催経費(講師謝金、講師旅費、研修委託費)
・研修受講経費(職員旅費、外部研修受講料、
eラーニング利用料(アカウント利用料))

(2) 都道府県等が市町村職員を含む広域的な研修を開催する場合

【地方財政措置】

都道府県等: 特別交付税措置(措置率0.5)

【対象経費】

・研修開催経費(講師謝金、講師旅費、研修委託費)

※ 複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前地方交付税措置している研修経費についても拡充。

行政相談について

総務省 行政評価局 行政相談企画課

行政相談について

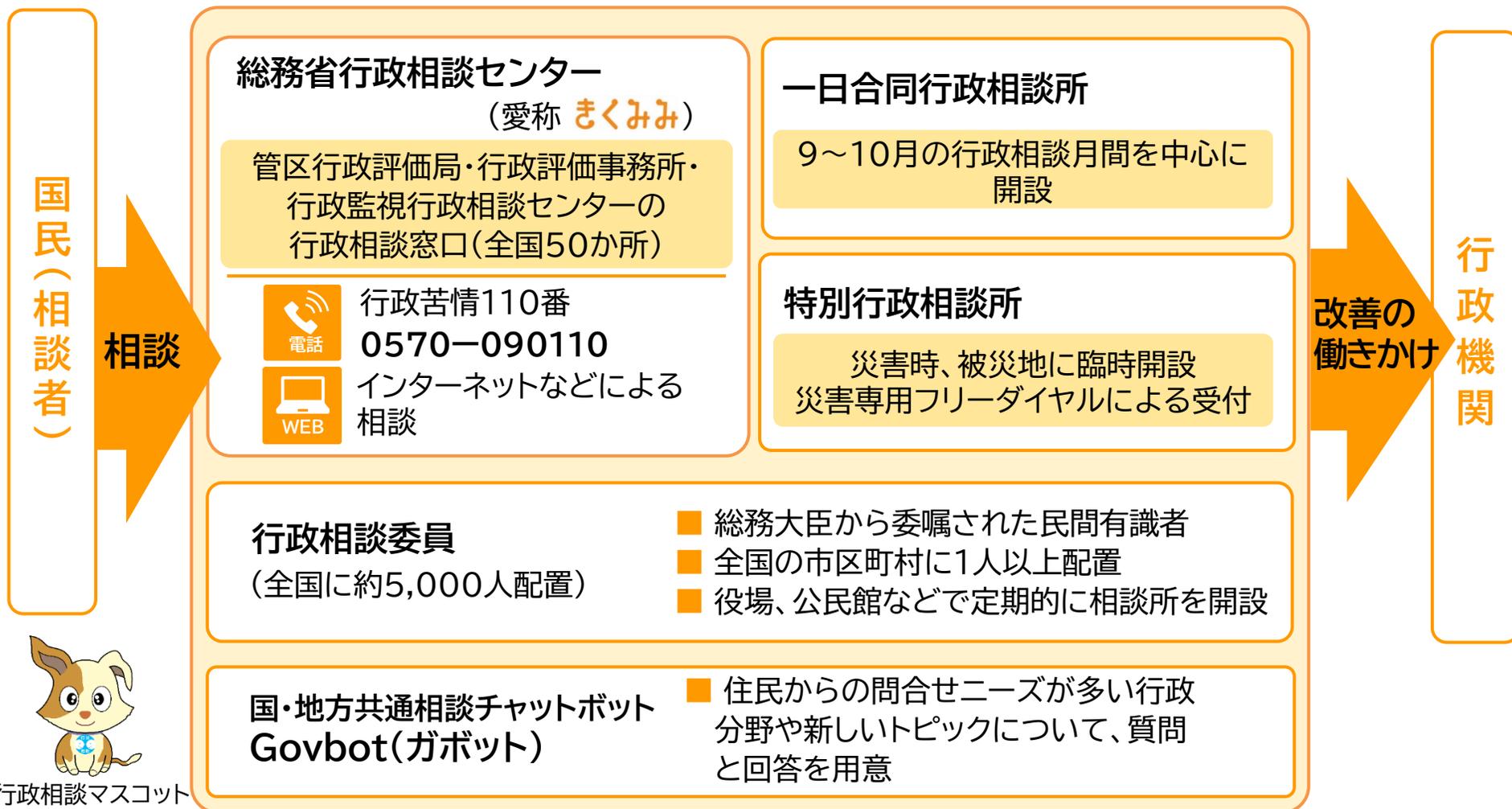
令和7年5月21日

総務省 行政評価局 行政相談企画課

行政相談のしくみ（概要）

- 各府省の所掌にとらわれず、どこに相談したらよいか分からないものを含め、国民からの困りごとを様々な窓口で受け付け、個々の相談事案の解決や行政の制度・運営の改善を図る
- 相談が来るのをただ待つのではなく、地域課題を「能動的に」把握し、迅速に解決。
地域課題の把握、解決のため地方公共団体や郵便局等と連携強化

・相談は無料・秘密厳守
・約14万件の相談受付



行政相談マスコット
「キクーン」

行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者（報酬は受けないが、活動費は支給）
（約5,000人、全市区町村に1人以上）

- ・社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する者（自治体職員OBや教員OB、自治会役員、行政書士など）から、市区町村長が推薦。
- ・国民に身近な相談窓口として相談を受け付け、その解決を促進。
- ・総務大臣に対し、委員活動の経験を踏まえて、行政運営の改善に関する意見を述べることにより、行政の改善に貢献。

相談所の開設



市町村役場、公民館、集会所等で定期的に相談所を開設（定例相談所）。
地域のイベント会場などで不定期に相談所を開設することも。

出前教室の実施



小学校、中学校等の授業の一環として、生活と行政の関わりや行政相談の仕組みについて説明。

行政相談委員だからこそ解決できた事例

病身の女性から、年老いた両親の健康保険等の手続きについての相談を受け、社会保険労務士として対応していたが、相談者の悩みが様々な行政分野に関わるものであったため、特定の行政分野に限定されず、様々な行政分野に対応できる行政相談委員として対応することを決め、相談者に必要な手続きや窓口を教示。

相談者が亡くなった後、その妹さんから、相談者が行政相談委員に感謝していたことを伺うとともに、妹さんを相談者として、必要な手続き等を案内した。

- 郵便局や地域のキーパーソンと行政相談委員等との懇談会を開催し、地域の困りごとを発掘、解決支援
- 若年層が多い地域おこし協力隊員と連携し、協力隊員が気軽に行政相談委員に相談できるような仕掛けを構築

具体的な行政相談のイメージ



ケース1 こどもが生まれたとき

毎日慌ただしくて、気づいたら一日が終わってる！
子育て世帯が受けられる家計への支援について
知りたいのに・・・

もう役所に電話する時間じゃないけど、
今からでも調べられないかな



それなら、

国・地方共通相談チャットボット
ガボット
(Govbot)におまかせ！



Govbotマスコット がぼたん

チャット形式ですぐに回答！
24時間365日、いつでも回答します

児童手当を受け取るための手続きについて

児童手当の支給を受けるためには、出生日の
次の日から数えて15日以内に...

ガボットでは、以下の分野に対応しています

- | | | | | |
|--------------|-------|--------------|-------|----|
| 経済対策に基づく給付金等 | 子育て | マイナンバー | | |
| 医療保険 | 税 | 年金 | 不動産登記 | 戸籍 |
| 防災・災害対応 | 高齢者福祉 | マイナ免許証等のトピック | | |

相談
したい

相談先
を選択

相談
解決へ



ケース2 こどもの通園が不安

通園路の途中で、横断歩道を渡る前に
こどもが車道に飛び出しそう！
事故にあわないか不安・・・



誰に相談すればわからないけど、
直接この場所を見てくれる人に連絡したいな

それなら、

きくみみ（総務省行政相談センター）と
行政相談委員におまかせ！



行政相談マスコット キクーン

電話、メール、オンライン、対面など、
さまざまな方法でご相談に対応

きくみみや行政相談委員への詳しい相談方法は、
ホームページをご確認ください

きくみみと行政相談委員が、現場確認や
関係機関とやりとり



横断歩道を安全に渡れるように改善

行政相談活動と困りごと解決への連携のお願い

地域住民が抱える課題が複雑化・多様化し、自治体の窓口寄せられる困りごとについては、自治体だけでは解決できないものも少なくないと思われまます。

総務省の行政相談と自治体が連携することにより、**地域の困りごと・地域課題の解決の推進**を図ることができ、**自治体の窓口負担の軽減**にもつながるものと考えております。

▶ 令和6年3月に自治体首長宛に総務大臣メッセージを発出しておりまして、その概要は次のとおりです。

地域課題の解決推進のための 行政相談と自治体の連携

自治体の抱える課題や国に対する意見を共有

【取組例】

- 自治体職員と行政相談委員の意見交換会を定期的に開催
- 自治体職員から国の行政に関する意見を募集（近畿管区行政評価局）

「国・地方共通相談チャットボット」を整備し、 住民の利便性を向上・自治体の窓口負担を軽減

今後も、自治体の御意見を踏まえ、FAQの充実や 回答精度の向上に取組

- ▶ 現在、130を超える自治体と連携

新たに連携を御検討いただける場合には、行政相談企画課まで!!



今後の災害に備えた平時からの連携

被災者向けの生活支援情報をまとめたガイドブックを 国・自治体共通の被災者向けの情報発信ツールに する等の取組

【取組例】

- 平時から、ガイドブックの内容を自治体と事前に頭合わせ
- 地域防災計画に特別行政相談について盛り込み（宮崎県、鹿児島県等）



総務大臣メッセージ
連携の具体的方策をまとめた地域政策課長連名の課長通知
コンセプトと事例集 [はこちら](#)

(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_240326000170002.html)



「国・地方共通相談チャットボット（Govbot）」 [はこちら](#)

(https://www.soumu.go.jp/menu_news/snews/hyouka_240326000170002.html)



▶ 地方創生2.0の実現に向け、次の取組を予定（4/21の第5回経済財政諮問会議において、村上総務大臣から発表）

行政ボランティア（行政相談委員、民生委員、保護司、人権擁護委員等）の連携

地域課題解決には行政ボランティアの存在が不可欠であることの共感を得て、「産官学金労言」と一体となって課題解決を推進

総務省行政相談センターきくみみ一覧

局 所	所 在 地	電話番号
きくみみ北海道	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011(709)1100
きくみみ函館	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138(27)1100
きくみみ旭川	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館	0166(39)1100
きくみみ釧路	釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎	0154(23)1100
きくみみ宮城	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022(222)1100
きくみみ青森	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(735)1100
きくみみ岩手	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(623)1100
きくみみ秋田	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(823)1100
きくみみ山形	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023(623)1100
きくみみ福島	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(534)1100
きくみみ埼玉	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(601)1100
きくみみ茨城	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎	029(253)1100
きくみみ栃木	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎	028(633)1100
きくみみ群馬	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027(221)1100
きくみみ千葉	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043(244)1100
きくみみ東京	新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎	03(3363)1100
きくみみ神奈川	横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎	045(681)1100
きくみみ新潟	新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025(282)1100
きくみみ山梨	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055(252)1100
きくみみ長野	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026(235)1100
きくみみ愛知	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(962)1100
きくみみ富山	富山市丸の内1-5-13 富山丸の内合同庁舎	076(431)1100
きくみみ石川	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(264)1100
きくみみ岐阜	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(246)1100

局 所	所 在 地	電話番号
きくみみ静岡	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)1100
きくみみ三重	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059(227)1100
きくみみ大阪	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	06(6942)1100
きくみみ福井	福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎	0776(26)1100
きくみみ滋賀	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077(523)1100
きくみみ京都	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075(802)1100
きくみみ兵庫	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078(321)1100
きくみみ奈良	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742(24)1100
きくみみ和歌山	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073(422)1100
きくみみ広島	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082(222)1100
きくみみ鳥取	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857(26)1100
きくみみ島根	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(24)1100
きくみみ岡山	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎	086(224)1100
きくみみ山口	山口市巾着町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083(932)1100
きくみみ香川	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(826)1100
きくみみ徳島	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)1100
きくみみ愛媛	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(921)1100
きくみみ高知	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088(873)1100
きくみみ福岡	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092(473)1100
きくみみ佐賀	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952(25)1100
きくみみ長崎	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	095(849)1100
きくみみ熊本	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	096(326)1100
きくみみ大分	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	097(533)1100
きくみみ宮崎	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(24)1100
きくみみ鹿児島	鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎	099(223)1100
きくみみ沖縄	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098(867)1100

担当者・URL等一覧①

施策名・URL	担当課室	担当者	電話番号
(1) 地方創生の取組について			
① 総務省地域力創造グループのR7新規・拡充事業のポイントについて	総務省地域力創造グループ 地域政策課	梅谷、高橋、 山下、宮内	03-5253-5523
② 地方創生2.0の最近の動きについて https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_chihousousei/index.html https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/index.html https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html	内閣官房 新しい地方経済・ 生活環境創生本部事務局	(新しい地方経済・生活環境 創生交付金について) 五木田、中村 (その他について) 加賀	03-6257-1416 03-6257-1421
(2) 地方への人の流れの創出・拡大関連施策について			
① 二地域居住等の促進について https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html	国土交通省 国土政策局地方政策課	吉田	03-5253-8369
② 二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置等について	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課・ 地域情報化企画室	(特別交付税措置について) 森本、大城 (ふるさと住民登録制度について) 作井・椎葉	03-5253-5392 03-5253-5525
③ 移住・定住特交、移住・交流情報ガーデン等について https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課	仁木、大城、白上	03-5253-5392
④ 地域おこし協力隊について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課	久芝、森本、白上、 豊増、藤咲	03-5253-5391
⑤ 地域活性化起業人について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課	仁木、大城、 谷地、高橋	03-5253-5392
⑥ ふるさとミライカレッジ、ふるさとワーキングホリデーについて https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/furusatomiraikarejji.html https://www.soumu.go.jp/furusato-workingholiday/	総務省地域力創造グループ 地域政策課	梅谷、山下、 宮内	03-5253-5523

担当者・URL等一覧②

施策名・URL	担当課室	担当者	電話番号
⑦子ども農山漁村交流プロジェクトについて https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kodomo.html	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室	高橋（舞）	03-5253-5394
⑧地域力創造アドバイザーについて https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室	高橋（彩）	03-5253-5533
(3) 地域の暮らしを守るための関連施策について			
① 過疎対策・買物サービス確保について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm	総務省地域力創造グループ 過疎対策室	崎谷、樋口 小林、木下	03-5253-5536
②人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保の推進について	総務省情報流通行政局 郵政行政部企画課	山本 田中 翔山 元木	03-5253-5964
③ デジタル活用支援推進事業について https://www.digi-katsu.go.jp/	総務省情報流通行政局 情報流通振興課	畠山、武本	03-5253-5494
④「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトについて https://www.maff.go.jp/j/nousin/impact.html	農林水産省農村振興局 農村計画課	企画班、 農村政策班	03-6744-2141
⑤『交通空白』解消・官民連携プラットフォームについて	国土交通省 総合政策局地域交通課	菊地	03-5253-8987
⑥地域運営組織について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html	総務省地域力創造グループ 地域振興室	吉村	03-5253-5534
⑦「指定地域共同活動団体」制度について	総務省自治行政局市町村課	豊田、坂口、 平下	03-5253-5516
⑧広域連携（定住自立圏構想の推進等）について （広域連携について） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/renkeichusutoshiken/index.html	総務省自治行政局市町村課	豊田、坂口、 星野	03-5253-5516
（定住自立圏構想について） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課	森本、大城	03-5253-5391
⑨行政相談について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/index.html	総務省行政評価局 行政相談企画課	島岡、木暮	03-5253-5419